官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（三四）　四
○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（三五）　一二
○南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（三六）　一六
〔政　令〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一九五）　一九
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇〇）　二〇
〔法規的告示〕
○個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件（デジタル庁・総務二六）　三
○F一B電波二、一八七・五Hz kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件の一部を改正する件（総務二一七、二一八）　二九
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（法務五一）　三
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（同五二）　三五
○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（同五三）　三六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件（国税庁一九）　四二
○医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（厚生労働二四一）　二九
〔その他告示〕
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示（財務一六〇）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一六一～一七〇）　四八
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一七一～一七三）　五四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一七四～一七六）　五七
○デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示（海上保安庁一九）　六二
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）別表第三国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第一号ロ、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ及び同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二三）　四四
人事院規則八―一八（採用試験）第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（同二四）　五五
国家試験
二千二十六年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六七
二千二十六年度刑務官採用試験（高卒程度試験）公告（同）　七一
二千二十六年度入国警備官採用試験公告（同）　七一
二千二十六年度航空保安大学校学生採用試験公告（同）　七三
二千二十六年度海上保安大学校学生採用試験公告（同）　七三
二千二十六年度海上保安学校学生採用試験公告（同）　七四
二千二十六年度気象大学校学生採用試験公告（同）　七六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

〔公　　告〕

諸　事　項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、犯罪被害財産支給手続終了決定関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　一四
会社その他　一五〇
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十四号）（警察庁）

1　預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ等

⑴　預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引き上げる。（第二十五条～第三十一条関係）

⑵　通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するように依頼する行為等に対する罰則を設ける。（第三十二条関係）

2　預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備

⑴　警察官は、預貯金取扱事業者等に対し、名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等（以下「犯罪利用防止措置用口座等」という。）の開設等を求めることができることとする。（第十九条の二関係）

⑵　警察官は、預貯金通帳等の不正譲渡等をするよう勧誘等を行う者に対し、犯罪利用防止措置用口座等の通帳等を譲り渡すことその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又はその通帳等を用いた措置を講ずることができることとする。（第十九条の三、第十九条の四関係）

⑶　警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとする。（第十九条の五～第十九の十関係）

⑷　都道府県公安委員会は、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給することとする。（第十九条の十一～第十九条の二十七関係）

3　移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加

移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、受益証券発行信託（無記名受益権に係るものを除く。）によらない特定信託受益権を追加する。（第十条の二関係）

4　その他

その他所要の改正を行う。

5　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の経過措置について定める。（附則第二条関係）

⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十五号）（国土交通省）

1　目的

この法律の目的に、社会経済情勢の変化である地域公共交通の維持に困難を生じていることの要因として、旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展を追加する。（第一条関係）

2　市町村及び公共交通事業者等の努力義務の拡充

⑴　「施設利用者用運送サービス提供者」とは、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であって、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものとする。（第二条第五号関係）

⑵　市町村は、施設利用者用運送サービス提供者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないものとする。（第四条第三項関係）

⑶　公共交通事業者等は、関係者相互間の連携と協働に努めなければならないものとする。（第四条第四項関係）

3　鉄道事業再構築事業の拡充

⑴　鉄道事業再構築事業の内容として、現行の事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良等の措置を追加する。（第二条第十号関係）

⑵　鉄道事業再構築事業を実施しようとする者が⑴の措置に係る鉄道事業再構築実施計画について国土交通大臣の認定を受けたときは、鉄道事業法による認可等を受けなければならないものについては、当該認可等を受けたものとみなすものとする。（第二十五条関係）

⑶　地方公共団体が、国土交通大臣の認定を受けた⑴の措置に係る鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同法に規定する経費とみなすものとする。（第二十五条の二関係）

4　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設

⑴　「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送に係る路線若しくは運送の区域（以下「バス路線等」という。）でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらのおそれがあるものにおける運送を、運送の種別又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であって、地方公共団体が当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、施設利用者用運送サービス提供者その他の地

域の関係者による当該選定をした者への人員派遣等のあっせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものとする。（第二条第十二号関係）

⑵　地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。（第二十六条の三第一項関係）

⑶　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。（第二十六条の四第一項関係）

⑷　国土交通大臣は、⑶の申請があった場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（第二十六条の四第二項関係）

⑸　地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について⑷の認定を受けたときは、道路運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすもの等とする。（第二十六条の五関係）

⑹　施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。（第二十六条の六関係）

5　海上運送利便確保事業の創設

⑴　「海上運送利便確保事業」とは、一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止することで地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために行う事業であって、地方公共団体が他の船舶運航事業者等を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者に当該航路における船舶による人の運送等を実施させるものとする。（第二条第十三号関係）

⑵　地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。（第二十六条の七第一項関係）

⑶　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。（第二十六条の八第一項関係）

⑷　国土交通大臣は、⑶の申請があった場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（第二十六条の八第二項関係）

⑸　地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について⑷の認定を受けたときは、海上運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすものとする。（第二十七条関係）

6　連携促進団体

協議会の構成員として、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体（以下「連携促進団体」という。）を明示するとともに、連携促進団体は、地方公共団体に対して地域公共交通計画の作成又は変更を提案できることとするものとする。（第六条第二項第四号及び第七条第一項第三号関係）

7　鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画等を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができることとし、この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。（第二十八条関係）

8　その他

その他所要の改正を行う。

9　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律による改正後の規定の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第二条関係）

⑶　所要の経過措置を定める。

⑷　その他所要の改正を行う。

◇南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十六号）（環境省）

1　定義規定の改正

「環境上の緊急事態」の定義を議定書附属書Ⅵ第二条(b)の環境上の緊急事態とする等、この法律において用いられる用語の定義を追加するとともに、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加等する。（第三条関係）

2　南極地域活動計画の確認申請の手続等

⑴　南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付ける。（第六条第一項、第二項関係）

⑵　環境大臣による南極地域活動計画の確認の基準に、環境上の緊急事態の防止措置が環境省令に定める基準に適合するものであること等を追加する。（第七条第一項関係）

3　主宰者の責務の追加

主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、議定書附属書Ⅵ第九条１に規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないことを追加する。（第十二条第二項関係）

4　防止措置の実施

主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たり、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとることを義務付ける。（第二十条の二関係）

5　南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

⑴　環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付ける。（第二十条の三第一項～第三項関係）

⑵　主宰者が緊急時計画に従った措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該事件に対応するための措置をとること及びその実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者に負担させることを可能とする。（第二十条の三第四項、第五項関係）

6　環境上の緊急事態が発生した場合の措置

⑴　環境大臣が南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件の発生に関する情報を得た場合等において、事件の発生の状況等を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示するとともに、当該公示の内容を、対応措置をとるべき主宰者に通知することを定める。（第二十条の四第一項関係）

⑵　⑴の公示があった場合には、通知を受けた主宰者に対し、通知された対応措置としてとるべき措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付ける。（第二十条の四第二項関係）

⑶　⑵の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該措置をとることを可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。（第二十条の四第三項、第四項関係）

⑷　⑵の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによっては南極地域の環境への悪影響の削減が困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、環境大臣から関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態に係る対応措置の実施の要請を可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。（第二十条の五関係）

⑸　⑵の主宰者であって国の機関以外の者であるものが迅速かつ効果的な対応措置としてとるべき措置をとらず、締約国の政府が当該主宰者に代わって当該措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用について当該締約国の政府から当該主宰者に対する費用償還請求を可能とし、当該費用償還請求権に関する消滅時効に係る規定を整備する。（第二十条の六、第二十条の七関係）

⑹　⑵の主宰者であって国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは関係行政機関の長若しくは締約国の政府のいずれも対応措置としての措置をとらなかったときは、議定書附属書Ⅵ第十二条１に規定する基金への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、とられるべきであった措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を国庫に納付することを義務付ける。（第二十条の八関係）

⑺　その他関係規定の整備を行う。

７　その他

その他罰則等の規定の整備を行う。

８　施行期日等

⑴　この法律は、議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日に、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から二十日後に施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第百九十五号）（厚生労働省）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とし、同条第七号に掲げる規定の施行期日は令和十二年四月一日とする。

法　　律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という」に、「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業者との間における預貯金契約に係る」を「当該」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ハ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「二億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条第一項中「この項」を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条　通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするように類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2　通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3　業として第一項前段又は前項前段の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一　預貯金契約等役務（次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。）を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ　預貯金取扱事業者　預貯金契約

ロ　高額電子移転可能型前払式支払手段発行者　高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ　電子決済手段等取引業者　電子決済手段等取引契約

ニ　電子決済等取扱業者等　電子決済等利用契約

ホ　暗号資産交換業者　暗号資産交換契約

二　預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

三　預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

第三十三条　第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二　第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ニ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十条とする。

目次中「第四章　監督（第十五条―第十九条）」を

「第四章　監督（第十五条―第十九条）
第四章の二　口座等犯罪利用防止措置の実施
第一節　口座等犯罪利用防止措置（第十九条の十一―第十九条の十一の二十八・第十九条の二十九）
第二節　特定被害回復給付金の支給
第一款　通則（第十九条の十一―第十九条の十一の二十七）
第二款　特定被害回復給付金支給手続
第三節　雑則（第十九条の二十八・第十九条の二十九）」

（第十九条の二―第十九条の十）

九条の十三）

（第十九条の十四―第十九条の十七）

九条の二十七）

九条の二十九）

に、「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第一条中「の措置」の下に「及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置」を加える。

第八条第五項中「都道府県公安委員会」の下に「（以下「公安委員会」という。）」を加え、同条第六項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第十条の二中「第十五号まで」の下に「、第二十五号」を加え、「次条及び第二十二条第二項第二号において」を「以下」に改め、「特定信託受益権」の下に「（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十条第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。）」を加え、「同条第十項」を「資金決済に関する法律第二条第十項」に改める。

第十九条第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第三項中「道府県警察本部長」の下に「（以下「警察本部長」という。）」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　口座等犯罪利用防止措置

第一節　口座等犯罪利用防止措置の実施

（犯罪利用防止措置用口座等の開設等）

第十九条の二　警察官は、次条の規定による措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であって、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。）を行って、犯罪利用防止措置用口座等（警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの（以下「口座等」という。）であって、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。）を開設し、又は設定するよう求めることができる。

一　第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者（第二十六条第一項及び第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。）　別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約（第二十六条第一項において単に「預貯金契約」という。）

二　第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）　高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約（第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。）

三　第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十八条第一項において「資金移動業者」という。）　資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約

四　電子決済手段等取引業者　資金決済に関する法律第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第二十九条第一項において「電子決済手段等取引契約」という。）

五　第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者（第三十条第一項において「電子決済等取扱業者等」という。）　銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十条第一項において「電子決済等利用契約」という。）

六　暗号資産交換業者　資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。）

（口座等犯罪利用防止措置の実施）

第十九条の三　警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等（前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務（以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。）の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。）が犯罪に利用されることを防止するために必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの（以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。）を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為（第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。）をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報（以下この条において「口座等関係情報」という。）を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事実を隠し、又は偽ることができる。

一　第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換用情報を譲り渡し、交付し、又は提供するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。）

二　有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。）

（特定事業者に対する協力の求め）

第十九条の四　警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報（移転を受けた財産の保管）

第十九条の五　口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があったときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。

一　犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転　当該移転に係る財産

二　前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警察官への金銭その他の財産の移転　当該移転に係る財産

2　警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該換価により得られた金銭を保管することができる。

（保管財産の返還）

第十九条の六　前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速やかに、当該保管の原因となった同条第一項各号に掲げる財産の移転（以下「保管原因行為」という。）を行った者に対し、当該保管に係る財産（当該財産が金銭債権である場合にあっては、当該金銭債権の価額に相当する金銭）を返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情がやんだ後速やかに返還するものとする。

一　この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。

二　保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続が行われていること。

三　前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情

2　前項の規定により返還する財産の価額又は数量（以下この項及び第四項において「価額等」という。）は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。

3　第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。

4　警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。

一　当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があった場合であって、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。

二　当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であって、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。

5　第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。

（返還のための調査）

第十九条の七　警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。

2　警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3　警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めたときは、速やかに（同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあっては、当該事情がやんだ後速やかに）、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。

（公告）

第十九条の八　警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産（第十九条の六第四項各号に規定する移転があった場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。）について、前条第一項の規定による調査を行ってもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2　警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称

二　当該保管財産の保管原因行為があった日時

三　当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項（前号に掲げる事項を除く。）

四　当該保管財産の内容

五　前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

（返還時の措置）

第十九条の九　警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2　警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。

3　前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（保管財産の返還を受ける権利の消滅）

第十九条の十　第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月（第十九条の六第一項各号に掲げる事情があった期間を除く。）を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利（以下「返還請求権」という。）を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるときは、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。

第二節　特定被害回復給付金の支給

第一款　通則

（定義）

第十九条の十一　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定被害回復給付金　給付資金から支給される金銭であって、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。

二　給付資金　第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。

三　支給対象犯罪行為　詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。

四　費用　この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。

（特定被害回復給付金の支給）

第十九条の十二　公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被った者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であってこれにより財産を失ったものに対し、特定被害回復給付金を支給する。

2　公安委員会は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継があったときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。

（特定被害回復給付金の支給を受けることができない者）

第十九条の十三　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。

一　支給対象犯罪行為により失われた財産（当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。）の価額に相当する損害の全部について、その塡補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該塡補又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人

二　支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失ったことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二款　特定被害回復給付金支給手続

（特定被害回復給付金支給手続の開始）

第十九条の十四　警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合（当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあっては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。）であって、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続（以下「特定被害回復給付金支給手続」という。）を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産（当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあっては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。）の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

2　公安委員会は、前項の求めがあったときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3　前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ごとにするものとする。

4　公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5　警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であって、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6　警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。

（公告等）

第十九条の十五　公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2　警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二　特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三　当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

四　当該決定に係る給付資金の額

五　支給申請期間

六　前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3　前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

4　公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であって知れているものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5　前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の十六　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項から第三項まで並びに第十七条の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十四条第三項を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項第一号	対象被害者	対象被害者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第十九条の十二第二項に規定する対象被害者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）
第九条第一項第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪行為（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第三号に規定する支給対象犯罪行為をいう。次号及び次条第二項において同じ。）
第十一条第二項	第二十八条第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の十八
第十二条第一項	書面をもって行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印を	理由を付した書面をもって
第十二条第三項及び第十三条	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第十二条第三項	検察庁に	都道府県公安委員会の庁舎に
第十四条第一項	すべて	当該特定被害回復給付金支給手続（犯罪収益移転防止法第十九条の十四第一項に規定する特定被害回復給付金支給手続をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る全て
第十四条第二項	、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続費用	及び当該特定被害回復給付金支給手続
	給付資金	費用（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。）
	犯罪被害財産支給手続費用等	犯罪収益移転防止法第十九条の十一第二号に規定する給付資金
第十四条第三項	記載し、法務省令で定めるところにより	特定被害回復給付金支給手続費用
	記載するとともに、警察庁長官に対し、その旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに	記載するとともに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。 3　警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

（特定被害回復給付金支給手続の終了）

第十九条の十七　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

一　前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「準用支給法」という。）第九条第一項の規定による申請がないとき。

二　準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十条第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定（以下「資格裁定」という。）を受けた者がないとき。

三　準用支給法第十四条第一項及び第二項並びに第十七条の規定（第十九条の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により支給すべき特定被害回復給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。

2　公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

3　警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

第三款　雑則

（調査）

第十九条の十八　公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者（第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。）その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

（損害賠償請求権等との関係）

第十九条の十九　特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

（不正利得の徴収等）

第十九条の二十　特定被害回復給付金支給手続において、偽りその他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3　公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。

4　公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額（資格裁定において定められた準用支給法第十条第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。）に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。

（権利の消滅等）

第十九条の二十一　特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準用支給法第十四条第三項（前条第四項及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があった時から六月間行使しないときは、消滅する。

2　公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給

した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

（特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護）

第十九条の二十二　特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（戸籍事項の無料証明）

第十九条の二十三　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（都道府県の一般会計への繰入れ等）

第十九条の二十四　警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一　第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき　当該保管財産

二　第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき　当該公告に係る保管財産

2　公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一　第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき　当該給付資金（当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあっては、当該保管をした金額（同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給された場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）に相当する金銭を除く。）

二　第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき　当該保管をした給付資金

三　第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき　当該給付資金

3　都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

（公安委員会に対する審査の申立て）

第十九条の二十五　次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為（以下この項及び次条において「裁定等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができる。

一　準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定　裁定書の謄本の送達があった日の翌日

二　第十九条の十七第一項の決定　当該決定の公告があった日の翌日

三　前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で国家公安委員会規則で定めるもの　国家公安委員会規則で定める日

2　前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六　この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為（この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の二十七　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第二項、第四十二条の二（第三号を除く。）並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の三第二項	第四十条第一項各号	犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第十九条の二十五第一項各号
	処分等に	裁定等（同項に規定する裁定等をいう。以下同じ。）に
	処分等	裁定等
第四十条の三第二項第一号及び第三項第一号、第四十二条第一項第三号、第五号及び第七号並びに第四十二条の二第一号及び第四号、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項及び第三項		
第四十条の三第三項	前条	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十一条及び第四十七条第五項	第四十条第一項第三号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第一号
第四十二条第一項	第四十条第一項の	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項の
第四十二条第一項第一号	第四十条第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項
第四十二条第一項第三号、第四十五条、第四十六条及び第四十七条第一項	第四十条第一項各号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項各号
第四十二条第一項第五号	この法律又はこの法律	犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定
第四十二条第二項	、第六号又は	又は
	行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれ	行為

第四十二条の二、第四十五条及び第四十七条第二項	第四十条の二	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十二条の二第一号	不作為	不作為（犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。第四号において同じ。）
第四十二条の二第四号	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その	審査の
第四十三条	第十二条の	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の
	第四十二条第一項各号及び前条各号	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）及び前条各号（第三号を除く。）
	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
第四十四条	第三十八条第一項から第五項まで	第三十八条
	（被害回復給付金	（特定被害回復給付金
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項に	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号
	法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された	警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その
第四十七条第一項及び第五項	第四十二条第一項各号	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）
第四十七条第一項及び第二項	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第四十七条第二項	第四十二条の二各号	第四十二条の二各号（第三号を除く。）
第四十七条第三項	第十二条第二項	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
第四十七条第五項	国	都道府県

第三節　雑則

（適用除外）

第十九条の二十八　第十九条の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第八条第一項の規定は、適用しない。

2　警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第一項及び第二項並びに第三十二条第二項前段の規定は、適用しない。

3　第十九条の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であって当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、適用しない。

4　犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九条の二十九　この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十二条第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二十六条第一項中「特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）」を削る。

第二十七条第一項中「第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて同じ。）」を削る。

第二十八条第一項中「第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号において「に」を削り、「という。）との」を「との」に改める。

第二十九条第一項中「特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて同じ。）」を削る。

第三十条第一項中「特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて「に」を削り、「という。）との」を「との」に改め、「（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて同じ。）」を削る。

第三十一条第一項中「（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）」を削る。

第三十二条第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び」及び「又は資金移動業者」を削り、「いう」を「含む」に改め、同号イからホまでを削る。

第三十六条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条第三号中「前条」を「第三十四条」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二　準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三　準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四　第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき（特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第三条　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号ヘ及び第二号イ(6)、第六十条第二項第一号ロ及び第二号ロ、第九十四条第二号ハ、第百十六条第二項第二号並びに第百四十五条第二項第一号ハ及び第二号イ(2)中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第四条　特定複合観光施設区域整備法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号ヘ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(6)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第六十条第二項第一号ロ中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改め、同項第二号ロ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改める。

第九十四条第二号ハ及び第百十六条第二項第二号中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第百四十五条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(2)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に、「第六節　鉄道再生事業（第二十六条・第二十七条）」を「第六節　鉄道再生事業（第二十六条・第二十六条の二）」に、「第七節　自動車地域旅客運送サービス再構築事業（第二十六条の三―第二十六条の六）」に、「第七節　海上運送利便確保事業（第二十六条の七―第二十七条）」を「第九節」に、「第八節」を「第十節」に、「第十一節」に、「第十節」を「第十二節」に改める。

第一条中「近年における急速な」を削り、「の進展」を「が急速に進展していること」に改め、「選好の変化」の下に「並びに旅客の運送に従事する人材の不足及びその運送の用に供する輸送施設の老朽化の進展」を加える。

第二条第二号ハ中「第七号ロ」を「第八号ロ」に、「第十三号において」を「以下」に改め、同号ヘ中「鉄道事業法による鉄道施設」を「鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。第十号ホにおいて同じ。）」に改め、同条中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同条第十三号イ(2)中「道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送者が行うものに限る。以下「」及び「」という。）」を削り、同号ハ中「掲げる事業」を「規定する措置」に、「事業であって、」を「措置で」に、「ための事業」を「もの」に改め、「もの」の下に「について、地方公共団体がその実施を促進する事業」を加え、同号を同条第十六号とし、同条中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　自動車地域旅客運送サービス再構築事業　一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域又は自家用有償旅客運送（道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送であって、自家用有償旅客運送者が行うものをいう。以下同じ。）に係る路線若しくは運送の区域（以下「バス路線等」と総称する。）でその全部若しくは一部が休止され、若しくは廃止され、又はこれらのおそれがあるものにおける運送を、運送の種別又は態様の別のいかんにかかわらず再び実施し、又は継続するために行う事業であって、地方公共団体が当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する第二号ハに掲げる者を国土交通省令で定めるところにより選定し、他の旅客自動車運送事業者（同法第四十三条第三項第一号に規定する旅客自動車運送事業者をいう。）、自家用有償旅客運送者、施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者による当該選定をした者への人員の派遣、自動車その他の輸送施設の貸与又は運送に関する役務の一部の提供（第三章第七節において「人員派遣等」という。）のあっせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものをいう。

十三　海上運送利便確保事業　一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止することで地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために行う事業であって、地方公共団体が次のイからハまでのいずれかに該当する者を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者

（当該選定をした者がハに掲げる者である場合にあっては、当該一般旅客定期航路事業を営む者）に当該航路における船舶による人の運送（一定の日程表に従って運送する旨を公示して行うものに限る。）を実施させるものをいう。

イ　当該一般旅客定期航路事業を営む者に代わって当該航路における船舶による人の運送を行う者

ロ　当該一般旅客定期航路事業を営む者から委託を受けて当該航路における船舶による人の運送を行う者

ハ　当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行う者

第二条第九号中「又は当該鉄道事業者」を「（以下この号において「現行事業者」という。）又は当該現行事業者」に、「次に」を「次のイからニまでに」に改め、「ともに、」の下に「次のホ又はヘに掲げる措置その他の措置により」を加え、同号に次のように加える。

ホ　現行事業者が行う鉄道施設の建設若しくは改良又は車両の取得若しくは改良（イからハまでに掲げる事業構造の変更とともに行うものにあっては、当該事業構造の変更前に行うものであって、当該鉄道施設又は車両が当該事業構造の変更に係るものである場合に限る。）

ヘ　他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行時刻の設定

第二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「鉄道再生事業」の下に「、自動車地域旅客運送サービス再構築事業、海上運送利便確保事業」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　施設利用者用運送サービス提供者　教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動の目的となる施設を設置し、又は経営する者であって、当該施設の利用に付随するサービスとして、無償で、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車以外の自動車を使用して、当該施設の利用者を運送するものをいう。

第四条第三項中「その他の」を「、施設利用者用運送サービス提供者その他の」に改め、同条第四項中「向上並びに」を「向上、」に、「充実」を「充実並びに関係者相互間の連携と協働」に改める。

第六条第二項第四号中「学識経験者」の下に「、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体（次条第一項第三号において「連携促進団体」という。）」を加える。

第七条第一項第一号中「地域公共交通計画に定めようとする」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する」に改め、同項に次の一号を加える。

三　連携促進団体

第九条第一項及び第十四条第一項中「及び再生」を削る。

第十九条第一項中「及び再生」を削り、同条第三項第三号中「海上運送高度化事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第四号中「申請」の下に「の内容」を加える。

第二十三条第二項第三号中「事業構造の変更」を「第二条第十号イからニまでに掲げる事業構造の変更及び利用者の利便を確保する措置」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条に次の一項を加える。

３　前項第三号に掲げる事項には、鉄道事業再構築事業の実施に係る鉄道事業法の許可、認可若しくは確認の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十四条第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「へまで」を「リまで」に、「又は認可」を「、認可又は確認」に改め、同号中ヘをリとし、ハからホまでをヘからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　鉄道事業法第十二条第一項の認可（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。）同法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。）同法第十二条第四項において準用する同法第九条第二項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ニ　鉄道事業法第十二条第四項において準用する同法第九条第一項の認可（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。）同法第十二条第四項において準用する同法第九条第二項において準用する同法第八条第二項の規定により当該認可をしなければならない場合に該当すること。

ホ　鉄道事業法第十三条第一項又は第二項の確認（同法第十四条第二項に規定する簡略化された手続によるものを含む。）同法第十三条第一項（同条第二項の規定により同条第一項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により当該確認をする場合に該当すること。

第二十五条第一項中「若しくは同法第七条第一項」を「、同法第七条第一項若しくは第十二条第一項、同条第四項において準用する同法第九条第一項若しくは同法」に、「の認可」を「の認可若しくは同法第十三条第一項若しくは第二項の確認」に改め、「第七条第三項」の下に「若しくは第十二条第二項、同条第四項において準用する同法第九条第三項若しくは同法第十三条第三項」を加え、「若しくは第十七条」を「、第十七条若しくは第二十八条第一項」に、「若しくは認可」を「、認可若しくは確認」に改め、第三章第五節に次の一条を加える。

（地方債の特例）

第二十五条の二　地方公共団体が、認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業（第二条第十号ホに掲げる措置に係る部分に限る。）で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第二十七条を第二十六条の二とする。

第二十八条第一項中「、地域旅客運送サービス継続事業」を「若しくは」に、「地域公共交通利便増進事業（以下」を「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）、地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）若しくは地域公共交通利便増進実施計画に定められた利便増進措置（以下この項において」に改め、同条第二項中「、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業」を「若しくは」に改め、「又は」の下に「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（第二十六条の三第二項第六号又は第七号に規定する実施主体が行うものに限る。）、認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業（第二十六条の七第二項第五号又は第六号に規定する実施主体が行うものに限る。第二十九条の二第一項において同じ。）、認定地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業（第二十七条の二第二項第六号に規定する実施主体が行うものに限る。）若しくは」を加え、「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第三項中「認定鉄道事業再構築実施計画」の下に「、認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、認定海上運送利便確保実施計画」を加え、同条第四項中「及び」を「又は」に改め、同条を第二十八条の二とし、第三章第十節中同条の前に次の一条を加える。

（鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め）

第二十八条　地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第二十九条の二の見出し中「軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等」に改め、同条第一項中「地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等」を「認定軌道運送高度化事業等（認定海上運送利便確保実施計画に定められた事業を除く。第一号において同じ。）」に改める。

第三章第十節を同章第十二節とする。

第二十七条の十四第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六　地域公共交通利便増進事業の実施により促進される第二条第十六号イからハまでに規定する措置（以下「利便増進措置」という。）の実施主体

七　利便増進措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の十四第三項中「同号」を「利便増進措置」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「地域公共交通利便増進実施計画に係る」を削り、「を実施しよう」を「に係る利便増進措置を実施させよう」に、「当該事業」を「当該地域公共交通利便増進事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第二号に掲げる事項には、地域公共交通利便増進事業の実施に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許可、認可、特許、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十七条の十五第二項第三号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ロにおいて同じ。）」を削り、同項第四号及び第五号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同項第六号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同項第七号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、同項第八号中「事業」を「利便増進措置」に改め、「又は同法第七十九条の七第一項の変更登録」を削り、「、前項」を「前項」に改め、「申請」の下に「の内容」を、「いずれにも」の下に「、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも」を加え、同項第九号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第十号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第十一号及び第十二号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「申請」の下に「の内容」を加え、同条第八項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に、「を実施すべき者」を「の実施主体」に改める。

第二十七条の十六及び第二十七条の十七中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第二十七条の十八第一項及び第二項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第四項中「当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加える。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第三章第九節を同章第十一節とする。

第二十七条の七第一項中「活性化及び」を削る。

第三章第八節を同章第十節とする。

第二十七条の二第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六　地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送の実施主体

七　前号の運送に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の二第六項中「前三項」を「第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項に規定する」を「前二項の規定により同意を得た」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする」及び「を実施する路線等」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む」を「路線等において運送を実施している」に、「おける」を「おいて」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送に関する事項を定めるものに限る。第二十七条の四第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。

第二十七条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第二号に掲げる事項には、地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る道路運送法又は海上運送法の許可、認可若しくは認定の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十七条の三第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「ニまで」を「ホまで」に、「又は認可」を「、認可又は認定」に改め、同号イ中「（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定　同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。

第二十七条の三第二項第五号イ中「（第三号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第六号中「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同条第三項中「事業に関する」を削り、同条第八項中「地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者」を「前条第二項第六号に規定する実施主体」に、「従って地域旅客運送サービス継続事業」を「従って事業」に改める。

第二十七条の四第一項中「地域旅客運送サービス継続事業」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。

第二十七条の四第三項及び第二十七条の五中「地域旅客運送サービス継続事業」を「事業」に改める。

第三章中第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。

第七節　自動車地域旅客運送サービス再構築事業

（自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施）

第二十六条の三　地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画に即して自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するための計画（以下「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。

2　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域

二　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の内容（次号に掲げるものを除く。）

三　地方公共団体によるあっせんその他支援の内容

四　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間

五　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により見込まれる効果

六　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの実施主体

七　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により人員派遣等が行われる場合にあっては、人員派遣等の実施主体

八　第六号の地域旅客運送サービスの提供（前号に規定する場合にあっては、人員派遣等を含む。）に必要な資金の額及びその調達方法

九　前各号に掲げるもののほか、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

３　前項第二号に掲げる事項には、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に係る道路運送法の許可、認可、認定、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

４　地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者、当該者への人員派遣等を行おうとする者その他の当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

５　地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送（道路運送法第二十条に規定する営業区域外旅客運送をいう。以下同じ。）に関する事項を定めるものに限る。第二十六条の五第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、同法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。

６　地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前二項の規定により同意を得た者を除く。）、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

７　地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、施設利用者用運送サービス提供者及び公安委員会に送付しなければならない。

８　第四項から前項までの規定は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の変更について準用する。

（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定）

第二十六条の四　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定める事項が自動車地域旅客運送サービス再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイからトまでに掲げる許可、認可又は認定を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからトまでに定める基準に適合すること。

イ　道路運送法第四条第一項の許可　同法第六条各号に掲げる基準

ロ　道路運送法第九条第一項の認可　同条第二項の基準

ハ　道路運送法第九条の三第一項の認可　同条第二項の基準

ニ　道路運送法第十五条第一項の認可　同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ホ　道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定　同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。

ヘ　道路運送法第三十五条第一項の許可　同条第二項の基準

ト　道路運送法第三十六条第二項の認可　同条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

四　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

五　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、自家用有償旅客運送に該当するものであって、道路運送法第七十九条の登録を受けなければならないものについては前項の規定による認定の申請の内容が同法第七十九条の四第一項各号のいずれにも、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも該当しないこと。

六　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイ又はロに掲げる認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイ又はロに定める基準に適合すること。

イ　道路運送法第十五条第一項の認可　同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準

ロ　道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可　同法第四十三条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する同法第四十三条第三項各号に掲げる基準

３　国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に道路運送法第九条第一項又は第九条の三第一項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

４　国土交通大臣は、第二項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

５　第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

６　第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

７　第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

８　国土交通大臣は、第二項の認定に係る自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた前条第二項第六号若しくは第七号に規定する実施主体が当該認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

９　第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（道路運送法の特例）

第二十六条の五　地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。次項及び第四項において同じ。）を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等を除く。次項及び第三項において同じ。）のうち、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について道路運送法第四条第一項若しくは第三十五条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項若しくは第三十六条第二項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたもの

と、一般乗合旅客自動車運送事業について同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第六項若しくは同法第十五条の三の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第七十九条の十一の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2　地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。

3　認定自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業を実施するために、当該事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業について路線（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行に係るものに限る。）又は事業を休止し、又は廃止するときは同法第十五条の二第一項又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該事業に係る一般乗用旅客自動車運送事業について事業を休止し、又は廃止するときは同条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による届出をすることを要しない。

4　地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に定められた事業（人員派遣等に限る。）のうち、道路運送法による旅客自動車運送事業について同法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものと、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について同法第三十五条第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものと、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

（施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者の協力）

第二十六条の六　施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

第八節　海上運送利便確保事業

（海上運送利便確保事業の実施）

第二十六条の七　地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して海上運送利便確保事業を実施するための計画（以下「海上運送利便確保実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。

2　海上運送利便確保実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　海上運送利便確保事業を実施する区域

二　海上運送利便確保事業の内容

三　海上運送利便確保事業の実施予定期間

四　海上運送利便確保事業の実施により見込まれる効果

五　海上運送利便確保事業の実施主体

六　海上運送利便確保事業の実施により第二条第十三号ハに規定する船舶の貸渡しが行われる場合にあっては、当該船舶の貸渡しの実施主体

七　第五号の人の運送（前号に規定する場合にあっては、同号の船舶の貸渡しを含む。）に必要な資金の額及びその調達方法

八　前各号に掲げるもののほか、海上運送利便確保事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3　前項第二号に掲げる事項には、海上運送利便確保事業の実施に係る海上運送法の許可、認可若しくは登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

4　地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、当該海上運送利便確保事業に係る航路において一般旅客定期航路事業を営む者、当該航路において船舶による人の運送を実施させようとする者、当該一般旅客定期航路事業を営む者への船舶の貸渡しを行おうとする者その他の当該海上運送利便確保事業に関係を有する者として国土交通省令で定める者の同意を得なければならない。

5　地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成するときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（前項の規定により同意を得た者を除く。）及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。

6　地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

7　前三項の規定は、海上運送利便確保実施計画の変更について準用する。

（海上運送利便確保実施計画の認定）

第二十六条の八　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その海上運送利便確保実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　海上運送利便確保実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　海上運送利便確保実施計画に定める事項が海上運送利便確保事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三　海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、次のイからニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ　海上運送法第三条第一項の許可　同法第四条各号に掲げる基準

ロ　海上運送法第七条第三項の認可　同条第四項の基準

ハ　海上運送法第十一条第一項の認可　同条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準

ニ　海上運送法第十一条の二第二項の認可　同条第三項において準用する同法第四条第六号に掲げる基準

四　海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第三条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第五条各号のいずれにも該当しない場合であること。

五　海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、貨客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、前項の規定による認定の申請の内容が同条第二項において準用する同法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないこと。

3　国土交通大臣は、前項の認定をする場合において、海上運送利便確保実施計画に海上運送法第七条第三項の認可を要する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

4　第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る海上運送利便確保実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5　第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6　第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。

7　国土交通大臣は、第二項の認定に係る海上運送利便確保実施計画（第四項の変更の認定又は第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送利便確保実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定海上運送利便確保実施計画に定められた前条第二項第五号若しくは第六号に規定する実施主体が当該認定海上運送利便確保実施計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8　第二項の認定、第四項の変更の認定及び第五項の規定による変更の届出に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（海上運送法の特例）

第二十七条　地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について前条第二項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。）を受けたときは、当該海上運送利便確保実施計画に定められた事業のうち、一般旅客定期航路事業について海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第三項、第十一条第一項若しくは第十一条の二第二項の認可を受け、又は同法第六条、第七条第一項若しくは第十一条の二第一項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものと、貨客定期航路事業について同法第二十条第一項の登録を受けなければならないものについては、同項の規定により登録を受けたものとみなす。

第二十九条の九中「第十節」を「第十二節」に、「同章第九節」を「同章第十一節」に、「第二十八条第一項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

第三十八条第三号中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第四十四条第一号中「第二十八条第四項」を「第二十八条の二第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の四中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五中「（平成十九年法律第五十九号）」の下に「第二十六条の三第一項（自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施）に規定する自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の同法第二十六条の四第二項（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定、同法第二十六条の七第一項（海上運送利便確保事業の実施）に規定する海上運送利便確保実施計画の同法第二十六条の八第二項（海上運送利便確保実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定、同法」を加え、「第二十七条の二第三項」を「第二十六条の三第四項の同意をした者、同法第二十六条の七第四項の同意をした者、同法第二十七条の二第四項」に、「第二十七条の十四第四項」を「第二十七条の十四第五項」に改め、「は、」の下に「当該自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画に係る同法第二十六条の四第一項の規定による申請、当該海上運送利便確保実施計画に係る同法第二十六条の八第一項の規定による申請」を加える。

別表第一第百二十五号中「第十五条（道路運送法の特例）」の下に「、第二十六条の五第一項（道路運送法の特例）」を、「道路運送高度化実施計画の認定」の下に「同法第二十六条の四第二項（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定」を加え、「第三十四条第二項」を「第二十六条の五第四項若しくは第三十四条第二項」に、「第三十条第八項」を「第二十六条の四第二項の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定若しくは同法第三十条第八項」に改め、同表第百二十五号の三中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下に「第二十六条の五第一項若しくは第四項（道路運送法の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十六条の四第二項（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定、同法」を加え、同表第百三十三号中「第二十条（海上運送法の特例）」の下に「、第二十七条（海上運送法の特例）」を加え、「第二十七条の三第二項」を「第二十六条の八第二項（海上運送利便確保実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の三第二項」に改め、「第二十七条、」の下に「第二十七条の十五第二項の」を「第二十六条の八第二項の規定による海上運送利便確保実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の」に改める。

（物資の流通の効率化に関する法律の一部改正）

第五条　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中「第二条第十二号」を「第二条第十五号」に改める。

（物資の流通の効率化に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第六条　この法律の施行の日が物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日前である場合には、前条中「第六条第二項第六号」とあるのは、「第四条第四号」とする。

2　前項の場合において、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律第六条第二項第六号の改正規定中「第二条第十二号」とあるのは、「第二条第十五号」とする。

（政令への委任）

第七条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第三十六号

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　監督（第二十一条―第二十三条）」を「第三章の二　環境上の緊急事態等への対応（第二十一条―第二十三条）
第四章　監督（第二十一条―第二十三条）」に、「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十一条―第三十五条」に改める。

第一条中「措置等」を「措置、環境上の緊急事態等への対応に係る措置等」に、「附属書Ⅴ」を「附属書Ⅵ」に改める。

第三条第六号ロ中「船舶の航行」を「単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶」に改め、「航空機の」の下に「航行又は」を加え、同号ハを削り、同条中第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七　環境上の緊急事態　議定書附属書Ⅵ第二条(b)に規定する環境上の緊急事態をいう。

八　緊急時計画　南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件（以下単に「事件」という。）が発生した場合において、当該事件に対応するための計画をいう。

第三条に次の一号を加える。

十六　対応措置　議定書附属書Ⅵ第二条(f)前段に規定する対応措置であって、環境省令で定めるものをいう。

第五条第一項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改める。

第六条第一項中「事項」の下に「（当該南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあっては、第九号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第七号中「次条第一項第一号から第三号まで」を「次条第一項第一号イからハまで」に改め、同項に次の二号を加える。

八　当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による環境上の緊急事態の防止措置（環境上の緊急事態の危険及びこれが南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響を削減するための措置をいう。以下同じ。）に関する事項

九　当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における第二十条の四第四項後段若しくは第二十条の五第二項に規定する負担金、第二十条の六に規定する償還又は第二十条の八第一項に規定する納付金（第十二条第二項及び第二十条の十において「負担金等」という。）のための資金の調達手段に関する事項

第六条第四項中「申請書」の下に「及び緊急時計画」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　南極地域活動を主宰しようとする者は、次に掲げる事項を記載した緊急時計画を作成し、申請書と併せて提出しなければならない。

一　当該南極地域活動において発生が想定される事件に関する事項

二　事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項

三　第二十条の三第一項の規定による通報の手続に関する事項

四　事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項

五　事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項

六　事件の対応に関する能力の向上に資する研修に関する事項

七　事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項

八　その他環境省令で定める事項

第七条第一項を次のように改める。

環境大臣は、申請について、次の各号（当該申請に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあっては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い当該申請に係る南極地域活動計画の確認をするものとする。

一　当該南極地域活動計画に含まれる全ての南極地域活動が次のイからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ　当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないこと。

ロ　当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの（科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。）であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

ハ　当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書Ⅴ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること（当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること。）。

ニ　当該南極地域活動が次項の規定に適合すること。

ホ　ロからニまでに規定する南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあっては、ロからニまでのいずれにも適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

二　当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により生ずるおそれがある環境上の緊急事態の防止措置が、議定書附属書Ⅵ第二条(e)に規定する客観的基準として同条(e)(i)から(iii)までに掲げる要素を勘案して環境省令で定める基準に適合するものであること。

三　当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における前条第一項第九号に規定する資金の調達手段が、当該資金の確保のために適当なものであると認められること。

四　緊急時計画が適正に作成されていること。

第八条第一項中「に含まれる南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に」を「が前条第一項第一号から第三号までのいずれにも」に改め、同項第二号及び第三号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第三項中「申請書が提出された場合において、」を削り、同項第一号中「それに含まれるすべての南極地域活動が」を「その申請の内容が」に、「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項第一号イからニまで」に、「同項第五号」を「同号ホ」に改める。

第九条第一項中「及び第六条第三項」を「（第六条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る部分を除く。）及び第六条第四項」に改め、同条第五項中「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2　国の機関以外の主宰者は、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、当該負担金等の額として議定書附属書Ⅵ第九条1に規定する最高限度額までの額を負担することを担保するため、保険契約の締結その他の負担金等の負担を確実に行うための措置を講じなければならない。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　環境上の緊急事態等への対応に係る措置

（南極地域活動を実施する際の防止措置の実施）

第二十条の二　主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たっては、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとらなければならない。

（南極地域活動により事件が発生した場合の措置）

第二十条の三　主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動により事件が発生した場合には、環境省令で定めるところにより、当該事件が発生した日時及び場所、当該事件の状況、第三項の規定によりとった措置その他の事項を直ちに環境大臣に通報しなければならない。

2　主宰者は、環境大臣から、事件による南極地域の環境への悪影響を削減するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

3　主宰者は、事件が発生したときは、直ちに、確認を受けた南極地域活動計画に係る緊急時計画に従い、当該事件に対応するための措置をとらなければならない。

4　環境大臣は、前項の措置をとるべき主宰者が当該措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

5　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を当該命令をされた主宰者に負担させることができる。

（環境上の緊急事態の公示及び対応措置の実施）

第二十条の四　環境大臣は、前条第一項の規定による通報を受けた場合その他確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による事件の発生に関する情報を得た場合において、事件の発生の状況その他の事情を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、環境省令で定めるところにより、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をするとともに、当該公示の内容を第三号に規定する主宰者に通知するものとする。

一　当該環境上の緊急事態の概要

二　対応措置としてとるべき具体的な措置及びその実施すべき区域

三　対応措置をとるべき主宰者

四　前三号に掲げるもののほか、当該環境上の緊急事態に関し周知すべき事項

2　前項の公示があった場合には、同項の規定による通知を受けた主宰者は、当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置を迅速かつ効果的に実施しなければならない。

3　環境大臣は、第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

4　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を負担金として当該命令をされた主宰者に負担させるものとする。

（関係行政機関の長に対する要請による対応措置の実施）

第二十条の五　環境大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによっては南極地域の環境への悪影響を削減することが困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態において対応措置としてとるべき具体的な措置をとることを要請することができる。

2　関係行政機関の長は、前項の規定により環境大臣が要請した対応措置としての措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用の全部又は一部を負担金として同項の主宰者に負担させるものとする。

（締約国の政府による対応措置に係る費用償還請求権）

第二十条の六　締約国の政府は、第二十条の四第一項の公示があった場合において、同項の規定による通知を受けた主宰者であって国の機関以外の者であるものが当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置（以下この条及び次条において単に「措置」という。）を迅速かつ効果的に実施せず、締約国の政府が当該主宰者に代わって当該措置をとったときは、当該主宰者に対し、当該措置の実施に要した費用の償還を請求することができる。

第二十条の七　前条の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　措置をとった締約国の政府が当該措置を開始した時又は当該締約国の政府が前条に規定する主宰者を知った時若しくは相当な注意をもって知ることができる時のいずれか遅い時から三年間行使しないとき。

二　当該締約国の政府が措置を開始した時から十五年間行使しないとき。

（基金への拠出金の拠出）

第二十条の八　環境大臣は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であって国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかったときは、とられるべきであった対応措置としての措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を議定書附属書Ⅵ第十二条1に規定する基金（第三項及び次条において単に「基金」という。）への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、当該環境大臣が定める金額を納付金として国庫に納付することを命じなければならない。

2　前項の規定による命令を受けた主宰者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。

3　政府は、前項の規定による納付金の納付があったときは、基金に対し、当該納付金の額に相当する金額の拠出金を拠出するものとする。

第二十条の九　政府は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であって国の機関であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかった場合において、議定書第一条(c)に規定する南極条約協議国会議においてとられるべきであった対応措置としての措置の実施に要すると見込まれる費用として支払うべきものについて決定があったときは、当該決定により承認された額を基金に対し拠出するものとする。

（国の機関以外の者である主宰者が負担する費用の限度額）

第二十条の十　国の機関以外の者である主宰者がその行う南極地域活動により発生させた一の環境上の緊急事態について負担する負担金等の額の総額は、議定書附属書Ⅵ第九条1に規定する最高限度額を限度とする。ただし、当該主宰者が故意により、又は環境上の緊急事態が生ずるおそれがあることを認識しながらした無謀な行為により当該環境上の緊急事態を発生させたときは、この限りでない。

（連帯責任）

第二十条の十一　二以上の主宰者の南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合には、各主宰者は、これによって生じた費用の負担について、連帯してその責任を負う。ただし、主宰者の一部が、当該環境上の緊急事態の一部のみが当該主宰者の南極地域活動により発生したことを証明したときは、当該主宰者は当該一部についてのみ責任を負う。

第二十四条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「行う行為」の下に「、第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為」を加え、同条に次の一項を加える。

4　その行う南極地域活動により環境上の緊急事態を発生させた主宰者が、当該環境上の緊急事態が議定書附属書Ⅵ第八条1(a)から(d)までに規定する事由により発生したことを証明した場合には、当該主宰者について、第二十条の四第四項後段、第二十条の五第二項、第二十条の六並びに第二十条の八第一項及び第二項の規定（当該主宰者が国の機関である場合にあっては、第二十条の四第四項後段及び第二十条の五第二項の規定）は、適用しない。

第三十三条中「第二十九条」を「第三十一条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「、又は」の下に「これらの規定による」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条中「第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入った」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入ったとき。

二　第二十条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第三十一条を第三十三条とする。

第三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二十条の二の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた防止措置をとらずに当該南極地域活動を実施したとき。

第三十条を第三十二条とする。

第二十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項又は」を「第二十条の三第四項、第二十条の四第三項又は第二十三条第一項若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十一条とし、第五章中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「第六項」の下に「、第二十条の三第四項、第二十条の四第三項」を加え、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

（負担金の徴収）

第二十五条　環境大臣は、第二十条の三第五項後段若しくは第二十条の四第四項後段又は第二十三条第三項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、当該負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。

2　環境大臣は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

3　環境大臣は、前項の規定による督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

4　環境大臣は、第二項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第六項に規定する延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

5　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

6　環境大臣は、第二項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7　前各項の規定は、第二十条の五第二項の規定により関係行政機関の長が負担金を徴収しようとする場合について準用する。

（納付金の徴収）

第二十六条　前条第一項から第六項までの規定は、第二十条の八第一項の納付金について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第三条第六号の改正規定及び附則第三条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた改正前の第六条第一項に規定する申請であって、この法律の施行の際、改正前の第五条第一項本文に規定する確認をするかどうかの処分がされていないものの当該処分については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に行われている改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動は、改正後の同項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動とみなす。

3　この法律の施行の際現に改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰している者及び第一項の規定によりなお従前の例により確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰する者については、改正後の第十二条第二項、第三章の二、第二十四条第四項、第二十五条（第二十三条第三項に係る部分を除く。）並びに第二十六条の規定は適用せず、改正後の第二十四条第二項の適用については、同項中「生命若しくは」とあるのは「生命又は」と、「、第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為その他」とあるのは「その他」とする。

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる改正規定による改正前の第三条第六号に掲げる特定活動のうち同号ロ又はハに該当する南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間にする当該南極地域活動については、第五条第一項、第十四条第二項第一号及び第三号並びに第十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。

2　前項に規定する者（附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正後の第三条第六号ロに該当する特定活動をしている者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、当該南極地域活動として実施した内容その他環境省令で定める事項を報告しなければならない。

3　前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十五号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和十年四月一日とし、同条第七号に掲げる規定の施行期日は令和十二年四月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第百号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者となつたことの届出） **第六条**　事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届（当該被保険者の氏名、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）、性別、生年月日、一週間の所定労働時間、被保険者番号（直近に交付された第十条第一項の雇用保険被保険者証（同項を除き、以下「被保険者証」という。）に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）（過去に被保険者となつたことがある者に限る。）その他の職業安定局長が定める事項を記載した届書をいう。以下「資格取得届」という。）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 2　前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届（次項の規定により提出する資格取得届を除く。）は、年金事務所を経由して提出することができる。 3　第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四条第一項に規定する健康保険被保険者資格取得届（同令様式第三号の二によるものに限る。）及び厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十五条第一項に規定する厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届（同令様式第七号の二によるものに限る。）に準ずる様式として職業安定局長が定める様式によるものに限る。）は、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。 4～6　（略） 7　被保険者証の交付を受けた者は、被保険者となつたときは、速やかに、その被保険者証をその者を雇用する事業主に提示しなければならない。 8～12　（略） （被保険者でなくなつたことの届出） **第七条**　事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（当該被保険者の氏名、被保険者番号、個人番号、性別、生年月日、一週間の所定労働時間その他の職業安定局長が定める事項を記載した届書をいう。以下「資格喪失届」という。）に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳、登記事項証明書その他	（被保険者となつたことの届出） **第六条**　事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届（様式第二号又は様式第二号の二。以下「資格取得届」という。）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。 2　前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届（様式第二号によるものに限る。）は、年金事務所を経由して提出することができる。 3　第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届（様式第二号の二によるものに限る。）は、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。 4～6　（略） 7　第十条第一項の雇用保険被保険者証（同項を除き、以下「被保険者証」という。）の交付を受けた者は、被保険者となつたときは、速やかに、その被保険者証をその者を雇用する事業主に提示しなければならない。 8～12　（略） （被保険者でなくなつたことの届出） **第七条**　事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第四号又は様式第四号の二。以下「資格喪失届」という。）に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳、登記事項証明書その他の当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類

の当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの事実及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの原因が離職であるときは、当該資格喪失届に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一・二　（略）

2～9　（略）

（被保険者の個人番号の変更の届出）

第十四条　事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届（様式第十号の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（受給資格の決定）

第十九条　（略）

2　（略）

3　管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が、法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に該当すると認めたときは、法第十五条第三項の規定によりその者が失業の認定を受けるべき日（以下この節において「失業の認定日」という。）を定め、その者に知らせるとともに、受給資格者証（個人番号カードを提示して第一項の規定による提出をした者であつて、雇用保険受給資格通知（当該者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日、離職理由、基本手当日額（法第十六条の規定による基本手当の日額をいう。以下同じ。）、所定給付日数（法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。以下同じ。）、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下「受給資格通知」という。）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

4　（略）

（事業所の設置等の届出）

第百四十一条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する届書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届書と併せて提出する場合には、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。

一　第一項の規定により事業所を設置したときに提出する届書　健康保険法施行規則第十九条第一項の規定による届書及び厚生年金保険法施行規則第十三条第一項の規定による届書又は徴収法第四条の二第一項による届書（徴収法第七条第二号に規定する有期事業、徴収法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び徴収法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。）

二　（略）

を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの原因が離職であるときは、当該資格喪失届に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一・二　（略）

2～9　（略）

（被保険者の個人番号の変更の届出）

第十四条　事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届（様式第十号の二）をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（受給資格の決定）

第十九条　（略）

2　（略）

3　管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が、法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に該当すると認めたときは、法第十五条第三項の規定によりその者が失業の認定を受けるべき日（以下この節において「失業の認定日」という。）を定め、その者に知らせるとともに、受給資格者証（個人番号カードを提示して第一項の規定による提出をした者であつて、雇用保険受給資格通知（当該者の氏名、被保険者番号（直近に交付された被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）、性別、生年月日、離職理由、基本手当日額（法第十六条の規定による基本手当の日額をいう。以下同じ。）、所定給付日数（法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう。以下同じ。）、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下「受給資格通知」という。）の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

4　（略）

（事業所の設置等の届出）

第百四十一条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する届書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届書と併せて提出する場合には、その事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長又は年金事務所を経由して提出することができる。

一　第一項の規定により事業所を設置したときに提出する届書　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書及び厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書又は徴収法第四条の二第一項による届書（同法第七条第二号に規定する有期事業、同法第三十三条第三項に規定する労働保険事務組合に同条第一項に規定する労働保険事務の処理が委託されている事業及び同法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。）

二　（略）

（光ディスク等による手続）

第百四十六条　次の各号に掲げる届書については、それぞれ当該各号に掲げる届書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）及び職業安定局長が定める様式による総括票をもつて、当該各号に掲げる届書に代えることができる。

一　資格取得届

二　資格喪失届

三　転勤届

２　前項の規定により同項各号に掲げる届書に代えて光ディスク等及び同項に規定する総括票が提出される場合においては、当該光ディスク等及び当該総括票は当該届書とみなす。

様式第二号から様式第四号までを次のように改める。

様式第二号から様式第四号まで　削除

様式第四号の二及び様式第三十五号から様式第三十七号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年六月十四日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）様式第二号及び様式第二号の二による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第四号及び様式第四号の二による雇用保険被保険者資格喪失届並びに旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票、旧雇保則様式第三十六号による雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票及び旧雇保則様式第三十七号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届及び新雇保則第百四十六条第一項に規定する総括票とみなす。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（光ディスク等による手続）

第百四十六条　次の各号に掲げる届書については、それぞれ当該各号に掲げる届書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）及び当該各号に掲げる届書の区分に応じ当該各号に定める書類をもつて、当該各号に掲げる届書に代えることができる。

一　資格取得届　雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票（様式第三十五号）

二　資格喪失届　雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票（様式第三十六号）

三　転勤届　雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票（様式第三十七号）

２　前項の規定により同項各号に掲げる届書に代えて光ディスク等及び同項各号に定める書類が提出される場合においては、当該光ディスク等及び当該書類は当該届書とみなす。

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第二十六号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年六月十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件

（個人番号カード等に関する技術的基準の一部改正）

第一条　個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　用語の定義 この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定	第１　用語の定義 この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定

する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

［1～4　略］

5　基本利用領域

住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カード（特定在留カード等を含む。第4の1を除き、以下同じ。）の半導体集積回路上に割り当てられた領域

［6～13　略］

第3　個人番号カードのセキュリティ対策等

［1　略］

2　個人番号カードのセキュリティ対策

(1)　暗証番号の設定

ア　暗証番号（個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号（特定在留カード等にあっては、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第1号）第2条第1項又は特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省・法務省令第2号）第2条第1項に規定する暗証番号）をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカからクまで、第4の2の(2)及び第5の2の(1)において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。

［イ～エ　略］

(2)　不正使用を防止するための情報の設定

機構は個人番号カードの作成（法第18条の5第2項に規定する措置を含む。第4の1の(2)のエ及び(3)のオ並びに第4の2の(1)のアにおいて同じ。）をする際、個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

［(3)～(7)　略］

第4　個人番号カードの交付等及び管理等

1　個人番号カードの交付等

(1)　交付前の個人番号カードの保管等

ア　機構は、個人番号カード（特定在留カード等を含む。イ並びに(2)エ及びクにおいて同じ。）に対し、第3の2の(2)の設定を行った上で、当該個人番号カードを住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下同じ。）に送付すること。ただし、法第16条の2第3項の申出があった場合（個人番号カードを個人番号カード等省令第23条の5第4号に規定する方法で住所地市町村長に送付する場合を除く。）は、同条第1号から第3号までに規定する方法により、交付申請者に送付すること。

イ　機構、住所地市町村長、法第16条の2第4項の申出に係る領事官及び市町村長並びに出入国在留管理庁長官は、交付前の個人番号カードについて、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2)　個人番号カードの交付

ア　住所地市町村長又は附票管理市町村長は、機構から個人番号カード（特定在留カード等を除く。以下アからウまで、カ及びクにおいて同じ。）の送付を受けた場合又は交付申請者若しくは当該交付申請者の法定代理人から法第16条の2第3項の申出があった場合

する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

［1～4　同上］

5　基本利用領域

住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

［6～13　同上］

第3　個人番号カードのセキュリティ対策等

［1　同上］

2　個人番号カードのセキュリティ対策

(1)　暗証番号の設定

ア　暗証番号（個人番号カード等省令第33条第1項に規定する暗証番号をいう。イからエまで、(4)、第4の1の(2)のカ及びキ、第4の2の(2)並びに第5の2の(1)において同じ。）を設定してはじめて、個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションが利用可能な状態になること。

［イ～エ　同上］

(2)　不正使用を防止するための情報の設定

機構は個人番号カードを作成する際、個人番号カードに対し、不正使用を防止するための情報を設定すること。

［(3)～(7)　同上］

第4　個人番号カードの交付等及び管理等

1　個人番号カードの交付等

(1)　交付前の個人番号カードの保管等

ア　機構は、個人番号カードに対し、第3の2の(2)の設定を行った上で、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下同じ。）に送付すること。ただし、法第16条の2第3項の申出があった場合（個人番号カードを個人番号カード等省令第23条の5第4号に規定する方法で住所地市町村長に送付する場合を除く。）は、同条第1号から第3号までに規定する方法により、交付申請者に送付すること。

イ　機構、住所地市町村長並びに法第16条の2第4項の申出に係る領事官及び市町村長は、交付前の個人番号カードについて、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。

(2)　個人番号カードの交付

ア　住所地市町村長及び附票管理市町村長は、機構から個人番号カードの送付を受けた場合には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、

には、イ及びウの場合を除き、交付申請者が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者（国外転出者にあっては、戸籍の附票に記録されている者。以下同じ。ただし、第４の１の⑵のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　略］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者（特定在留カード等交付申請をした者（以下「特定在留カード等交付申請者」という。）を含む。）の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード利用利用者証明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　略］

ク　機構は、特定在留カード等交付申請者又はその法定代理人若しくは任意代理人（これらの者からの依頼により当該申請又は当該申請に係る手続をする者を含む。）に暗証番号の届出をさせ、その設定を行うことにより個人番号カード又は住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションを利用可能な状態にすること。

ケ　カからクまでの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等、個人番号カード交付通知書の作成及び法第18条の５第２項に規定する措置を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　略］

第４の１の⑵のカの（ア）を除く。）であること及び既に個人番号カードの交付を受けたことがある交付申請者にあっては、個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあること又は回収されていることを確認すること。

［イ・ウ　同上］

エ　機構は、個人番号カードの作成に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、交付申請者の住民票コードを個人番号カードの基本利用領域に、券面事項確認情報を券面事項確認利用領域に、券面事項入力補助情報（券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、旧氏、旧氏の振り仮名、通称、住所、生年月日、性別及び個人番号に関する情報（国外転出者向け個人番号カードにあっては、券面に記載した氏名、氏名の振り仮名、国外転出者である旨、国外転出届に記載された転出の予定年月日、生年月日、性別及び個人番号に関する情報）をいう。以下同じ。）及び署名券面情報（機構により電子署名（法第２条第８項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）が行われた券面事項入力補助情報に係る情報をいう。）を券面事項入力補助利用領域に、公的個人認証サービス情報（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号、個人番号カード用署名用電子証明書並びに個人番号カード用署名用電子証明書に係る暗証番号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）に係る利用者証明利用者符号（公的個人認証法第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号（同項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）、個人番号カード利用利用者証明用電子証明書並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号をいう。第８の２の⑵において同じ。）を公的個人認証サービス利用領域に、それぞれ記録し、券面記載事項を印刷するとともに、個人番号カードと住民基本台帳ネットワークシステム又は附票管理システム相互間の認証を行うための情報を個人番号カードに設定し、アクセス権限の制御を行うこと。

［オ～キ　同上］

［新設］

ク　カ及びキの暗証番号の設定に際しては、暗証番号を設定する者以外の者が暗証番号を知ることができないような措置を講ずること。

⑶　個人番号カードの作成

個人番号カードの作成（交付申請書等の受付等及び個人番号カード交付通知書の作成を含む。以下⑶において同じ。）に当たって、住所地市町村長及び機構等は、次のようなセキュリティ対策を講ずること。

［ア～エ　同上］

オ　機構等においてカードプリンタ等を他のカード等の作成にも利用する場合は、切換えの機能を整備し、個人番号カードの作成に係る端末機とその他のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成に係る端末機について、両者の端末機を同時にカードプリンタ等に接続しないこと。また、個人番号カードの作成に係る作業を行う場合は、個人番号カードの作成の業務とそれ以外のカード等（特定在留カード等を除く。）の作成の業務を並行して行わないこと。

［カ・キ　略］

ク　機構等は、個人番号カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録し、個人番号カードの作成に係る委託簿等との照合、個人番号カード（発行前の個人番号カード及び特定在留カード等を含む。以下ク及びコにおいて同じ。）の管理状況及び個人番号カードに記録するデータの管理状況についての確認等を行う等、適切な業務を実施するための措置を講じること。

［ケ・コ　略］

［(4)　略］

2　個人番号カードの管理等

(1)　個人番号カードの作成及び運用状況の管理

［ア～ウ　略］

エ　最初の転入届（住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届をいう。）を受けた市町村長は、個人番号カードに法第17条第7項に規定する措置を講じた場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、次に掲げる通知を行うこと。

［(ア)　略］

（イ）当該最初の転入届に係る転出届を受けた市町村長（オにおいて「転出地市町村長」という。）に対する当該措置を講じた旨の通知

オ　転出地市町村長は、エの（イ）の通知を受けた場合には、都道府県知事に対し、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、当該個人番号カードの運用状況が廃止の状況にあることについて通知を行うこと。

［カ～ク　略］

［(2)　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部改正）

第二条　認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この技術的基準において使用する用語は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び	（用語） **第一条**　［同上］ 一　「受付窓口端末アプリケーション」とは、法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用

個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知、法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録、法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知、法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。

［二・三　略］

四　「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し法第三条第四項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者符号及び利用者検証符号を作成し法第二十二条第四項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。

（署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等）

第三条　［略］

２　法第三条第十項並びに第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項並びに第三条の三第二項において準用する法第三条第四項に規定する署名利用者確認並びに法第二十二条第十項並びに第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項並びに第二十二条の三第二項において準用する法第二十二条第四項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

［３・４　略］

電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が通知する個人番号カード用署名用電子証明書の受信及び法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録、法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明利用者検証符号の通知、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により機構が通知する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の受信及び法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の個人番号カードへの記録並びに規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、規則第六十六条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーションをいう。

［二・三　同上］

四　「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し法第三条第四項の個人番号カードに記録するため並びに法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者符号及び利用者検証符号を作成し法第二十二条第四項の個人番号カードに記録するための住所地市町村長又は附票管理市町村長の使用に係る電子計算機（規則第六十五条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に行わせることとした場合にあっては、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機）をいう。

（署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等）

第三条　［同上］

２　法第三条第十項並びに法第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第三条第四項に規定する署名利用者確認並びに法第二十二条第十項並びに法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第四項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長又は附票管理市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

［３・４　同上］

（暗証番号の基準等）

第四条　規則第六条第二項の規定により法第三条第二項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第六条第二項各号に定める者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第四十二条第二項各号に定める者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準）

第六条　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

［一～四　略］

（受付窓口端末アプリケーションの基準）

第七条　受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

［二　略］

（暗証番号の基準等）

第四条　規則第六条第二項の規定により法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第六条第二項各号に定める者が設定する暗証番号、規則第二十四条の三第二項の規定により法第十六条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号、規則第四十二条第二項の規定により法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請者若しくは規則第四十二条第二項各号に定める者が設定する暗証番号又は規則第五十九条の三第二項の規定により法第三十五条の二第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードの基準）

第六条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する個人番号カードは、次に掲げる要件を満たすものとする。

［一～四　同上］

（受付窓口端末アプリケーションの基準）

第七条　受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知の受信、法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用署名用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知の受信、法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による機構の個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十六条第一項の規定による通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

［二　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　略］

2　法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　略］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［略］

2　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を法第三条第八項（同条第十項並びに法第三条の二第二項及び第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3　法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を法第二十二条第八項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

（個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　同上］

2　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長又は附票管理市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

［一～三　同上］

（住所地市町村長及び附票管理市町村長と機構との間の情報の送受信）

第十条　［同上］

2　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の通知を第三条第八項（同条第十項及び法第三条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号並びに個人番号カード用署名用電子証明書を暗号化しなければならない。

3　法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長若しくは附票管理市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

○総務省告示第二百十七号

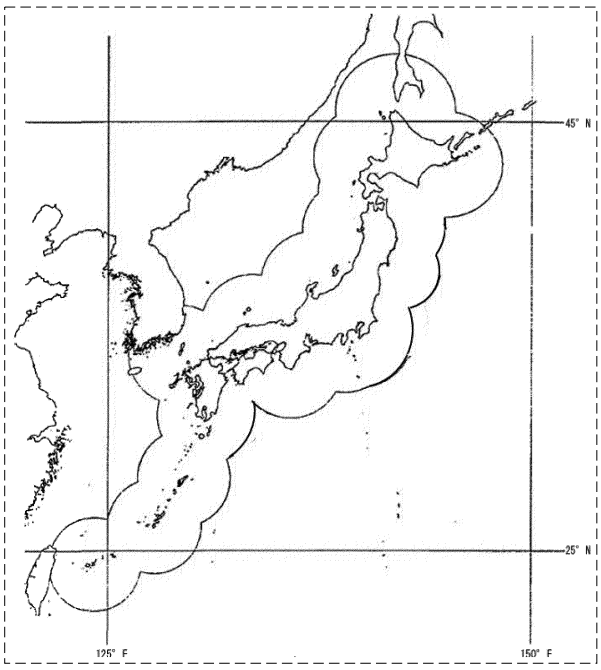
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第二号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第二百十三号（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から施行する。

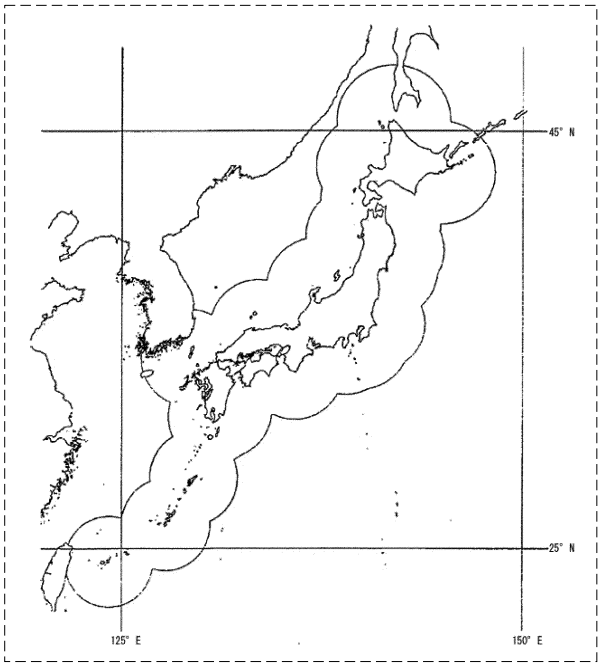
令和八年六月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒、北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒、北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒、北緯三七度二八分二六秒東経一三七度七分五八秒、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒、北緯三四度二七分三〇秒東経一三六度四八分二三秒、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒、北緯三五度三一分二一秒東経一三三度三二分一〇秒、北緯三四度八分一四秒東経一二九度一二分一九秒、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒、北緯二六度九分二五秒東経一二七度四五分三五秒及び北緯二四度二二分一〇秒東経一二四度一二分五二秒の各地点からそれぞれ一五〇海里までの海域から構成される海域	一　北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒、北緯四一度四四分四七秒東経一四〇度四二分三七秒、北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒、北緯三九度一六分二五秒東経一四一度五三分二〇秒、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒、北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒、北緯三五度四四分二四秒東経一四〇度五一分二七秒、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒、北緯三七度二八分二六秒東経一三七度七分五八秒、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒、北緯三五度三一分二一秒東経一三三度三二分一〇秒、北緯三四度八分一四秒東経一二九度一二分一九秒、北緯三一度三四分四四秒東経一三一度一四分二一秒、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒、北緯二六度九分二五秒東経一二七度四五分三五秒及び北緯二四度二二分一〇秒東経一二四度一二分五二秒の各地点からそれぞれ一五〇海里までの海域から構成される海域。
二　前項の海域については、次の略図を参照すること。	二　［同上］





備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百十八号

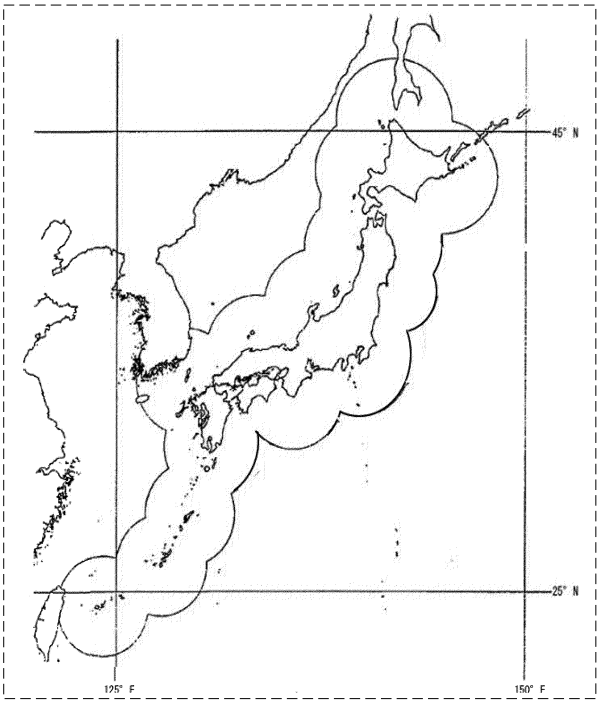
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第二号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第二百十三号（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件）の一部を次のように改正し、令和九年七月一日から施行する。

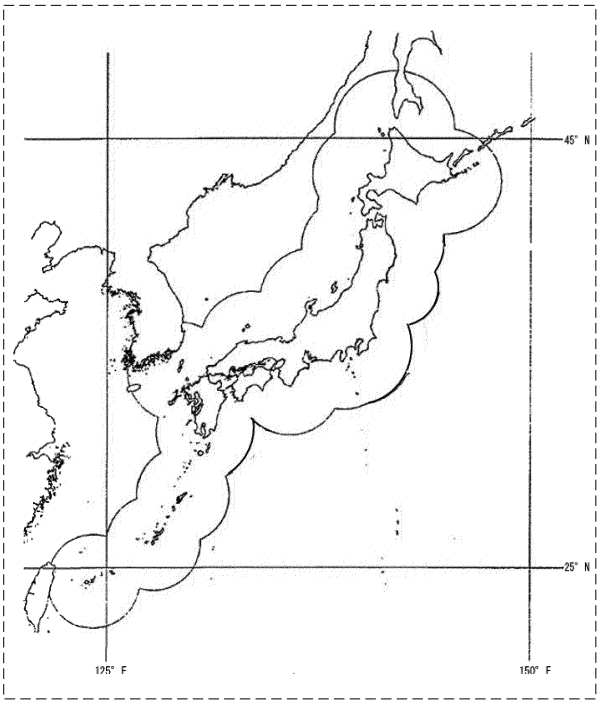
令和八年六月十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒、北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒、北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒、北緯三七度二八分二六秒東経一三七度七分五八秒、北緯三四度二七分三〇秒東経一三六度四八分二三秒、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒、北緯三五度三一分二一秒東経一三三度三二分一〇秒、北緯三四度八分一四秒東経一二九度一二分一九秒、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒、北緯二六度九分二五秒東経一二七度四五分三五秒及び北緯二四度二二分一〇秒東経一二四度一二分五二秒の各地点からそれぞれ一五〇海里までの海域から構成される海域 二　前項の海域については、次の略図を参照すること。	一　北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒、北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒、北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒、北緯三七度二八分二六秒東経一三七度七分五八秒、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒、北緯三四度二七分三〇秒東経一三六度四八分二三秒、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒、北緯三五度三一分二一秒東経一三三度三二分一〇秒、北緯三四度八分一四秒東経一二九度一二分一九秒、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒、北緯二六度九分二五秒東経一二七度四五分三五秒及び北緯二四度二二分一〇秒東経一二四度一二分五二秒の各地点からそれぞれ一五〇海里までの海域から構成される海域 二　［同上］





備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第五十一号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和五年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和八年二月二十七日閣議決定「日・インドネシア経済連携協定（ＥＰＡ）改正議定書の発動に伴うインドネシア人看護師候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験	第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和四年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施され

（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）若しくは令和八年度に実施される看護師国家試験（以下「令和八年度看護師国家試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和八年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和八年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例インドネシア人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十七に掲げる令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十五　略］

る看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例インドネシア人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人看護師候補者、一の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の十七に掲げる令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十五　同上］

一の十六　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和四年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節１の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたもの及び当該変更を受けた者であって、当該変更後の在留資格に伴う在留期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

一の十七　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和五年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書第一編第六節１の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

二の十六　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和四年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節２の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

［三～六　略］

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の６に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　略］

一の十六　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和四年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第一編第六節１の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたもの

［号を加える。］

二　特例インドネシア人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十五に掲げる令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十六に掲げる令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の十五　同上］

［号を加える。］

［三～六　同上］

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の６に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　同上］

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年一月一日及び令和九年一月一日
16‖　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和九年一月一日
17‖～30‖　［略］
31‖　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和九年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　略］

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和七年十月一日及び令和八年十月一日
16‖　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年十月一日
17‖～30‖　［略］
31‖　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和八年十月一日

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～15　略］

16‖　令和五年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年度看護師国家試験
17‖～30‖　［略］
31‖　令和四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　令和八年度介護福祉士試験

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三　［略］

四‖　病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとする令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者は、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

五‖　三又は四の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和八年一月一日
16‖～29‖　［号の細目を加える。］［同上］
［号の細目を加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～14　略］

15　令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者　令和七年十月一日
16‖～29‖　［号の細目を加える。］［同上］
［号の細目を加える。］

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～15　同上］

16‖～29‖　［号の細目を加える。］［同上］
［号の細目を加える。］

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

三　［同上］
［号を加える。］

四‖　三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者は、重ねて同許可を受けることができない。

六　一、三又は四の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一、三又は四の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

七　一、三、四又は六の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してインドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の三の２又は四の２に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

五　一又は三の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一又は三の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

六　一、三又は五の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者又は特例インドネシア人介護福祉士候補者であって、看護師の資格又は介護福祉士の資格を取得してインドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士としての活動を行おうとするものは、指針第五の三の２又は四の２に定める手続により在留資格の変更の許可を受けるものとする。

○法務省告示第五十二号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節１(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和五年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定(ＥＰＡ)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施され	第一　目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一部第六節１(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和四年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定(ＥＰＡ)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施され

る看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）若しくは令和八年度に実施される看護師国家試験（以下「令和八年度看護師国家試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和八年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和八年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年

る看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）若しくは令和八年度に実施される看護師国家試験（以下「令和八年度看護師国家試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）、平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年

度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十五に掲げる令和五年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十四　略］

一の十五　令和五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和五年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十四に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十五に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の十四　略］

二の十五　令和四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和四年度に本邦に入国したフィリピン人就労介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

［三～六　略］

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～13　略］

14　令和五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和九年一月一日

15～27　［略］

28　令和四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和九年一月一日

度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十四　同上］

［号を加える。］

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十四に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の十四　同上］

［号を加える。］

［三～六　同上］

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～13　同上］

［号の細目を加える。］

14～26　［同上］

［号の細目を加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～13　略］

14～15～27～28　令和五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和八年十月一日

［略］

28　令和四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和八年十月一日

七　［略］

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

［1～13　略］

14～15～27　令和五年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和八年度看護師国家試験

［略］

28　令和四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和八年度介護福祉士国家試験

［二～四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○法務省告示第五十三号

平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　目的 この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和五年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、	第一　目的 この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年度から令和四年度に本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、

フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）、令和八年度に実施される看護師国家試験（以下「令和八年度看護師国家試験」という。）又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和八年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和八年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例ベトナム人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の十に掲げる令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の十一に掲げる令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十　略］

フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）、令和八年度に実施される看護師国家試験（以下「令和八年度看護師国家試験」という。）又は平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年度介護福祉士試験」という。）、令和三年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年度介護福祉士試験」という。）、令和四年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年度介護福祉士試験」という。）、令和五年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年度介護福祉士試験」という。）、令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）若しくは令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例ベトナム人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の十に掲げる令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の十一に掲げる令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十　同上］

一の十一　令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和五年度に本邦に入国したベトナム人看護師候補者のうち、ベトナム交換公文1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　特例ベトナム人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の十に掲げる令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の九　略］

二の十　令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和四年度に本邦に入国したベトナム人就労介護福祉士候補者のうち、ベトナム交換公文1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和八年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

［三～六　略］

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～9　略］

10　令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和九年一月一日

11～18　［略］

19　令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和九年一月一日

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～9　略］

10　令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和八年十月一日

11～18　［略］

19　令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和八年十月一日

七　［略］

［号を加える。］

二　特例ベトナム人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の九　同上］

［号を加える。］

［三～六　同上］

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～9　同上］

［号の細目を加える。］

10～17　［同上］

［号の細目を加える。］

六　四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

［1～9　同上］

［号の細目を加える。］

10～17　［同上］

［号の細目を加える。］

七　［同上］

第五　特例としての在留資格の変更の手続 一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。 ［1～9　略］ 10　令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和八年度看護師国家試験 11～18　［略］ 19　令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和八年度介護福祉士試験 ［二～四　略］	第五　特例としての在留資格の変更の手続 一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。 ［1～9　同上］ ［号の細目を加える。］ 10～17　［同上］ ［号の細目を加える。］ ［二～四　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○国税庁告示第十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年六月十日から適用する。

令和八年六月十日　国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○別表

改正後		
第一欄	第二欄	第三欄
［略］		
規則第二条第六項	［略］	［略］
規則第三条第一号の二	個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検

○別表

改正前		
第一欄	第二欄	第三欄
［同上］		
規則第二条第六項	［同上］	［同上］
［新設］		

			証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の使用に係る電子計算機に送信することにより認証できるもの
［略］			
	規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	
		［略］	あらかじめ個人番号利用事務実施者が当該提供を行う者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）及び署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の送信を受けることにより認証する方法
［略］			［略］

			証者（公的個人認証法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。）の使用に係る電子計算機に送信することにより認証できるもの
［同上］			
	規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	
		［同上］	あらかじめ個人番号利用事務実施者が当該提供を行う者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）及び署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。以下同じ。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の送信を受けることにより認証する方法
［同上］			［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百四十一号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第二号及び別表第七の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第百六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年六月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働大臣が定める時点） **第一条**　医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する厚生労働大臣が定める時点は、令和十一年とする。 （入院期間が三月未満である入院患者に係る推計患者数） **第二条**　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月未満である入院患者（以下この条において「急性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。 一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。 二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。 三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。 イ　令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数 ロ　令和二年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 ハ　令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。 イ　次の(1)から(3)までを合計した数 (1)　令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (2)　令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (3)　令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数	（厚生労働大臣が定める時点） **第一条**　医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する厚生労働大臣が定める時点は、令和八年とする。 （入院期間が三月未満である入院患者に係る推計患者数） **第二条**　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月未満である入院患者（以下この条において「急性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。 一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数とする。 二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。 三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。 イ　令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数 ロ　平成二十六年における基準年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 ハ　平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。 イ　次の(1)から(3)までを合計した数 (1)　令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (2)　令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数 (3)　令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の急性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の急性期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の急性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が三月以上一年未満である入院患者に係る推計患者数）

第三条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者（以下この条において「回復期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数とする。

二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数

ロ　令和二年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の回復期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の回復期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

ロ　令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する急性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の急性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の急性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が三月以上一年未満である入院患者に係る推計患者数）

第三条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者（以下この条において「回復期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数とする。

二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数

ロ　平成二十六年における基準年齢の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の回復期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する回復期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の回復期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の回復期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者に係る推計患者数）

第四条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者（以下この条及び第七条において「慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数とする。

二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数

ロ　令和二年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者に係る推計患者数）

第四条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者（以下この条及び第七条において「慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から二十四歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数とする。

二　二十五歳から二十七歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　二十八歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数

ロ　平成二十六年における基準年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症である入院患者に係る推計患者数）

第五条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であって認知症である入院患者（以下この条及び第八条において「認知症慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から五十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数とする。

二　六十歳から六十二歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和五年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　六十三歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和五年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数

ロ　令和二年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　令和二年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和五年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十四歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十七歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和五年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十五歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十八歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和五年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十六歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における八十九歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和五年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、令和二年における八十七歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する令和五年における九十歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症である入院患者に係る推計患者数）

第五条　規則別表第七に規定する精神病床における入院期間が一年以上であって認知症である入院患者（以下この条及び第八条において「認知症慢性期入院患者」という。）のうち、厚生労働大臣が定める時点における当該都道府県に住所を有する者に係る年齢別の推計患者数は、次の各号により算定される数とする。

一　〇歳から五十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における当該年齢の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数とする。

二　六十歳から六十二歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、令和二年における、当該年齢から三年を減じた年齢（以下この号において「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

三　六十三歳から八十九歳までの各年齢の推計患者数は、それぞれ、イにロを乗じて得た数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　令和二年における、当該年齢から六年を減じた年齢（ロ及びハにおいて「基準年齢」という。）の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数

ロ　平成二十六年における基準年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ハ　平成二十六年における基準年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における基準年齢に六年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

四　九十歳以上の推計患者数は、イ及びロを合計した数に、ハを乗じて得た数とする。

イ　次の(1)から(3)までを合計した数

(1)　令和二年における八十四歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十四歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十七歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(2)　令和二年における八十五歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十五歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十八歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

(3)　令和二年における八十六歳の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十六歳の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における八十九歳の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数

ロ　令和二年における八十七歳以上の当該都道府県に住所を有する認知症慢性期入院患者の概数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合（ハにおいて「変化率」という。）を乗じて得た数

ハ　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者に係る政策効果の割合）

第七条　規則別表第七に規定する慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、第四条の規定により算定される年齢別の推計患者数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・六〇以下である場合は〇とし、又は〇・六〇を上回る場合であって、推計患者率と〇・六〇の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症である入院患者に係る政策効果の割合）

第八条　規則別表第七に規定する認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、第五条の規定により算定される年齢別の推計患者数を合計した数を都道府県別の六十五歳以上の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・三三以下である場合は〇とし、又は〇・三三を上回る場合であって、推計患者率と〇・三三の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

（削る）

（削る）

（削る）

2　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症でない入院患者に係る政策効果の割合）

第七条　規則別表第七に規定する慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、次の各号により算定される数を合計した数を都道府県別の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・六九以下である場合は〇とし、又は〇・六九を上回る場合であって、推計患者率と〇・六九の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

一　第四条第一号の規定により算定する〇歳から二十一歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数とする。

二　第四条第一号の規定により算定する二十二歳から二十四歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に平成二十六年における当該年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における当該年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数を合計した数とする。

三　第四条第二号及び第三号の規定により算定する二十五歳から八十六歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数に平成二十六年における当該年齢の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における当該年齢に三年を加えた年齢の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

四　第四条第三号及び第四号の規定により算定する八十七歳以上の推計患者数に関しては、これらに対応する数を合計した数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

2　（略）

（入院期間が一年以上であって認知症である入院患者に係る政策効果の割合）

第八条　規則別表第七に規定する認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合は、次の各号により算定される数を合計した数を都道府県別の六十五歳以上の推計人口で除して得た値に千を乗じて得た値（以下この条において「推計患者率」という。）が〇・三四以下である場合は〇とし、又は〇・三四を上回る場合であって、推計患者率と〇・三四の差分が推計患者率の二割未満であるときは当該差分を推計患者率で除して得た値の五割とし、若しくは当該差分が推計患者率の二割以上であるときは〇・一とする。

一　第五条第一号の規定により算定する〇歳から五十六歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数とする。

二　第五条第一号の規定により算定する五十七歳から五十九歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数と、当該数に平成二十六年における当該年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における当該年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数を合計した数とする。

三　第五条第二号及び第三号の規定により算定する六十歳から八十六歳までの各推計患者数に関しては、それぞれこれに対応する数に平成二十六年における当該年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における当該年齢に三年を加えた年齢の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

四　第五条第三号及び第四号の規定により算定する八十七歳以上の推計患者数に関しては、これらに対応する数を合計した数に、平成二十六年における八十七歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数に対する平成二十九年における九十歳以上の全国の認知症慢性期入院患者の数の割合を乗じて得た数とする。

2　（略）

その他告示

○財務省告示第百六十号

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の規定に基づき、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

財務大臣　片山さつき

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等（令和元年財務省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前

別紙第十三号書式

別紙第13号書式

事業実施状況等調書

事業名	
施行場所	
事業概要	

事業費内訳	事業開始日～事業完成(見込)日	支出金額（単位：千円）				支出状況		
		（補助事業分）	（単独事業分）	決算額	繰越額	既借入分	今回借入分	次回以降借入分
計　A								

財源内訳		収入金額（単位：千円）				収入状況		
		（補助事業分）	（単独事業分）	決算額	繰越額	既借入分	今回借入分	次回以降借入分
控除財源	国庫支出金　B							
	都道府県支出金　C							
	D							
	E							
起債	財政融資資金　本債　F							
	G							
	その他　H							
一般財源								
計								
借入時充当率((F+G+H)/(A-B-C-D-E)×100)　(%)								
基準充当率　(%)								

起債に関する予算の定め	年度	会計名	起債限度額
	□　本件起債に係る予算について、議決（専決）がなされており（予定を含む）、予算の範囲内（起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法）の起債となっている。 議決等年月日（予定）：		千円
起債同意（許可）	□　本件起債について、同意（許可）を得ている、又は届出を行っており（予定を含む）、同意の範囲内（同意額、償還年限、据置期間）の起債となっている。 同意等年月日（予定）：		
償還期限等	□　償還期限等について、予算、起債同意（許可）、地方財政法第５条の３「当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないこと」、財務省が定める財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表の規定等に基づいた期間となっている。		地方長期資金等借入申込み償還期限等 償還期限：　年 うち据置期間：　年
その他参考			

備考
1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。
2. 事業費内訳には、起債対象となる費用のみ記入する。
3. 収支金額、収支状況の各計は一致する。

別紙第十三号書式

別紙第13号書式

事業実施状況等調書

事業名		計画期間	年度～　年度
施行場所		前年度以前施行済事業	翌年度以降計画事業
事業概要			

事業費内訳	事業開始日～事業完成(見込)日	支出金額（単位：千円）				支出状況		
		（補助事業分）	（単独事業分）	決算額	繰越額	前月まで	月	月以降
計　A								

財源内訳			収入金額（単位：千円）				収入状況		
項目		内容	（補助事業分）	（単独事業分）	決算額	繰越額	前月まで	月	月以降
控除財源	国庫支出金	B							
	都道府県支出金	C							
		D							
		E							
起債	財政融資資金	本債　F							
		G							
	その他	H							
一般財源									
一時立替金									
計									
借入時充当率((F+G+H)/(A-B-C-D-E)×100)　(%)					起債対象事務費	（補助事業分）			
基準充当率　(%)						（単独事業分）			

起債に関する予算の定め	年度	会計名		議決等年月日	（□ 議決済　□ 議決予定　□ 専決済　□ 専決予定）
	起債の目的	起債限度額（うち財政融資資金）	起債の方法	利率	償還の方法
		千円 （うち 千円）	□ 証書借入　□ 普通貸借 □ 証券発行 □ その他（　）	年利　％以内 利率見直しに関する 但し書きの有無：	□ 年賦　□ 半年賦　□ 元利均等　□ 元金均等 □ 融資条件による □ その他（　） □ 償還期間：　年（うち据置期間：　年）

起債同意（許可）		年月日（予定）	同意（許可）額	うち本件借入分	償還年限	うち据置期間	備考	地方長期資金等借入申込み償還期限等
	①		千円	千円	年	年		償還期限：　年
	②		千円	千円	年	年		うち据置期間：　年
	③		千円	千円	年	年		
	④		千円	千円	年	年		
その他参考								

備考
1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。
2. 事業費内訳には、起債対象となる費用のみ記入する。
3. 収支金額、収支状況の各計は一致する。
4. 収支状況は、借入月を「　月」欄に記入する。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（旧書式の使用）

第二条　この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省告示第百六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（２年）(第484回)
2　発行の根拠法律及びその条項	情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第69条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,160,300,000,000円 うち、情報処理の促進に関する法律第69条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で145,731,150,000円（令和８年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,474,489,450,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で540,079,400,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で325,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で638,700,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で108,000,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,159,984,070,000円
⑵　非競争入札発行	324,951,250円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	638,604,195,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	107,983,800,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年５月１日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円98銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円98銭５厘
12　利率	年1.4％
13　初期利子	令和８年11月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14　第２期以後の利子	毎年５月１日及び11月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15　償還期限	令和10年５月１日
16　償還金額	額面金額100円につき100円
17　元利金支払場所	日本銀行
18　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
19　払込期日	令和８年５月１日

○財務省告示第百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（５年）(第185回)
2　発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第69条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,932,200,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で18,688,000,000円（令和７年度予算分）、情報処理の促進に関する法律第69条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で642,215,450,000円（令和８年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,271,296,550,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で567,300,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で157,600,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,930,053,980,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	566,675,970,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	157,426,640,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年５月19日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円85銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭
12　利率	年2.0％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.0}{100}$×$\frac{60}{365}$
14　初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.0}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和13年３月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年５月19日

○財務省告示第百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	クライメート・トランジション利付国庫債券（５年）（第５回）
2　発行の根拠法律及びその条項	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）第７条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で250,000,000,000円 うち、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第７条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で99,714,500,000円（令和８年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で150,285,500,000円
7　払込金額	249,525,000,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年５月26日
11　発行価格	額面金額100円につき99円81銭
12　利率	年1.9％

13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.9}{100}$×$\frac{67}{365}$
14　初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.9}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和13年３月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和８年５月26日

○財務省告示第百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第382回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で1,951,000,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で590,544,050,000円、子ども・子育て支援法第71条の26第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で25,334,800,000円（令和８年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で971,087,150,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で364,034,000,000円
⑵　非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で217,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で648,500,000,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で23,000,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	1,929,392,180,000円
⑵　非競争入札発行	214,591,300円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	641,301,650,000円
⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	22,744,700,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年５月13日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき98円86銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円89銭
12　利率	年2.4％

13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{54}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和18年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月13日

○財務省告示第百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（物価連動・10年）（第31回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で249,900,000,000円
7	払込金額	248,747,161,320円
8	最低額面金額	100,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月７日
11	発行価格	額面金額100円につき100円20銭
12	利率	年0.6％
13	発行日の想定元金額	額面金額の総額×0.99340
14	想定元金額の計算方法	各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、各利子支払期及び償還期限の属する月の３月前の消費者物価指数（総務省統計局が統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう。以下同じ。）を112.2で除して得た数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。ただし、消費者物価指数の基準改定が行われ、改定後の基準に基づく消費者物価指数が公表された場合には、財務大臣が定める日以降の各利子支払期及び償還期限における想定元金額は、財務大臣が定める方法により算出される数（小数点以下第５位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）に額面金額を乗じて得た額とする。
15	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第22号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×0.99340×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{58}{365}$
16	初期利子	令和８年９月10日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第18号において規定する期日について同じ。）。 第14号の規定により算出された支払期における想定元金額×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
17	第２期以後の利子	毎年３月10日及び９月10日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。 第14号の規定により算出された各支払期における想定元金額×$\frac{0.6}{100}$×$\frac{1}{2}$
18	償還期限	令和18年３月10日
19	償還金額	第14号の規定により算出された償還期限における想定元金額 ただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、額面金額とする。
20	元利金支払場所	日本銀行
21	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
22	払込期日	令和８年５月７日

○財務省告示第百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第196回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で525,800,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で217,747,050,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で308,052,950,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で173,800,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で15,500,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	507,096,750,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	167,612,720,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	14,948,200,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年５月21日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき96円40銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき96円44銭
12　利　率	年3.4％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{62}{365}$
14　初　期　利　子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償　還　期　限	令和28年３月20日
17　償　還　金　額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入　札　参　加　者	財務大臣から通知を受けた者
20　払　込　期　日	令和８年５月21日

○財務省告示第百六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第90回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発　行　方　法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発　行　額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で454,400,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で318,377,100,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で101,335,650,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で34,687,250,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で144,800,000,000円
7　払　込　金　額	
⑴　価格競争入札発行	445,394,850,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	141,932,960,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振　替　単　位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発　行　日	令和８年５月15日
11　発　行　価　格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき97円80銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき98円２銭

12	利率	年3.7%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{56}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.7}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和38年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月15日

○財務省告示第百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（40年）（第19回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
⑴	利回り競争入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
⑴	利回り競争入札発行	額面金額で299,600,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で118,975,550,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で175,583,150,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で5,041,300,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で20,300,000,000円
7	払込金額	
⑴	利回り競争入札発行	297,143,280,000円
⑵	国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	20,133,540,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月28日
11	発行価格	額面金額100円につき99円18銭
12	利率	年3.8%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{69}{365}$
14	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{3.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16	償還期限	令和48年３月20日
17	償還金額	額面金額100円につき100円
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月28日

○財務省告示第百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第472回、第479回、第480回及び第482回）、利付国庫債券（５年）（第153回、第154回、第155回、第157回、第160回、第161回、第163回及び第167回）、利付国庫債券（10年）（第348回、第350回、第351回、第352回、第353回、第354回、第355回、第356回、第357回、第358回、第359回、第360回、第361回及び第362回）、利付国庫債券（20年）（第96回、第101回、第102回、第103回、第104回、第106回、第109回、第112回、第114回、第116回、第117回、第118回、第119回、第121回、第122回、第123回、第124回、第125回、第126回及び第127回）及び利付国庫債券（30年）（第３回及び第４回）

2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で699,000,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	681,559,066,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年５月11日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年５月８日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年５月11日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（２年）（第472回）	0.7％	令和９年５月１日	27,200,000,000円
利付国庫債券（２年）（第479回）	1.0％	令和９年12月１日	2,500,000,000円
利付国庫債券（２年）（第480回）	1.1％	令和10年１月１日	2,500,000,000円
利付国庫債券（２年）（第482回）	1.3％	令和10年３月１日	2,500,000,000円
利付国庫債券（５年）（第153回）	0.005％	令和９年６月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（５年）（第154回）	0.1％	令和９年９月20日	400,000,000円
利付国庫債券（５年）（第155回）	0.3％	令和９年12月20日	10,600,000,000円
利付国庫債券（５年）（第157回）	0.2％	令和10年３月20日	13,400,000,000円
利付国庫債券（５年）（第160回）	0.2％	令和10年６月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（５年）（第161回）	0.3％	令和10年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（５年）（第163回）	0.4％	令和10年９月20日	33,000,000,000円
利付国庫債券（５年）（第167回）	0.4％	令和11年３月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第348回）	0.1％	令和９年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第350回）	0.1％	令和10年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第351回）	0.1％	令和10年６月20日	29,300,000,000円
利付国庫債券（10年）（第352回）	0.1％	令和10年９月20日	90,900,000,000円
利付国庫債券（10年）（第353回）	0.1％	令和10年12月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第354回）	0.1％	令和11年３月20日	6,700,000,000円
利付国庫債券（10年）（第355回）	0.1％	令和11年６月20日	6,900,000,000円
利付国庫債券（10年）（第356回）	0.1％	令和11年９月20日	100,000,000円
利付国庫債券（10年）（第357回）	0.1％	令和11年12月20日	16,700,000,000円
利付国庫債券（10年）（第358回）	0.1％	令和12年３月20日	43,400,000,000円
利付国庫債券（10年）（第359回）	0.1％	令和12年６月20日	52,900,000,000円
利付国庫債券（10年）（第360回）	0.1％	令和12年９月20日	500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第361回）	0.1％	令和12年12月20日	57,300,000,000円

利付国庫債券（10年）（第362回）	0.1％	令和13年３月20日	21,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第96回）	2.1％	令和９年６月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第101回）	2.4％	令和10年３月20日	900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第102回）	2.4％	令和10年６月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第103回）	2.3％	令和10年６月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第104回）	2.1％	令和10年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第106回）	2.2％	令和10年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第109回）	1.9％	令和11年３月20日	6,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第112回）	2.1％	令和11年６月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第114回）	2.1％	令和11年12月20日	7,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第116回）	2.2％	令和12年３月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第117回）	2.1％	令和12年３月20日	8,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第118回）	2.0％	令和12年６月20日	9,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第119回）	1.8％	令和12年６月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第121回）	1.9％	令和12年９月20日	24,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第122回）	1.8％	令和12年９月20日	63,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第123回）	2.1％	令和12年12月20日	30,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第124回）	2.0％	令和12年12月20日	33,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第125回）	2.2％	令和13年３月20日	31,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第126回）	2.0％	令和13年３月20日	10,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第３回）	2.3％	令和12年５月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第４回）	2.9％	令和12年11月20日	200,000,000円

○財務省告示第百七十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年五月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（10年）（第363回、第364回、第365回及び第370回）、利付国庫債券（20年）（第128回、第129回、第130回、第132回、第133回、第135回、第136回、第137回、第138回、第139回、第140回、第143回、第144回、第145回、第148回、第150回、第156回、第158回、第159回及び第160回）及び利付国庫債券（30年）（第７回、第８回、第９回、第10回、第12回、第14回、第16回、第17回、第18回、第19回、第21回、第22回、第23回、第24回、第25回及び第26回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で649,000,000,000円

内訳（別表のとおり）

7　払込金額　610,388,422,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和８年５月25日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年５月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和８年５月25日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（10年）（第363回）	0.1％	令和13年６月20日	26,500,000,000円
利付国庫債券（10年）（第364回）	0.1％	令和13年９月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（10年）（第365回）	0.1％	令和13年12月20日	2,200,000,000円
利付国庫債券（10年）（第370回）	0.5％	令和15年３月20日	80,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第128回）	1.9％	令和13年６月20日	33,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	57,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	37,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	2,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第137回）	1.7％	令和14年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	11,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	9,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	12,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	6,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第148回）	1.5％	令和16年３月20日	600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第150回）	1.4％	令和16年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	41,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第158回）	0.5％	令和18年９月20日	13,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第159回）	0.6％	令和18年12月20日	7,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第160回）	0.7％	令和19年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第７回）	2.3％	令和14年５月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第９回）	1.4％	令和14年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	7,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第12回）	2.1％	令和15年９月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第14回）	2.4％	令和16年３月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第16回）	2.5％	令和16年９月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第17回）	2.4％	令和16年12月20日	8,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	25,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第19回）	2.3％	令和17年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第21回）	2.3％	令和17年12月20日	5,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第22回）	2.5％	令和18年３月20日	39,400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第23回）	2.5％	令和18年６月20日	8,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第24回）	2.5％	令和18年９月20日	10,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第25回）	2.3％	令和18年12月20日	25,900,000,000円
利付国庫債券（30年）（第26回）	2.4％	令和19年３月20日	90,200,000,000円

○財務省告示第百七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第483回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

5　発行額　額面金額で17,311,700,000円

6　払込金額　17,334,205,210円

7　最低額面金額　50,000円

8　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

9	発行日	令和８年５月14日
10	発行価格	額面金額100円につき100円13銭
11	利率	年1.4％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{43}{365}$
13	初期利子	令和８年10月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年４月１日及び10月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和10年４月１日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年５月14日

○財務省告示第百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（５年）（第184回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で4,456,550,000円
6	払込金額	4,464,126,135円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年５月15日
10	発行価格	額面金額100円につき100円17銭
11	利率	年1.8％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{1.8}{100}$×$\frac{56}{365}$
13	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和13年３月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年５月15日

○財務省告示第百七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年五月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第382回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で21,311,450,000円
6	払込金額	21,481,941,600円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年５月14日
10	発行価格	額面金額100円につき100円80銭
11	利率	年2.4％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{55}{365}$
13	初期利子	令和８年９月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.4}{100}$×$\frac{1}{2}$
14	第２期以後の利子	毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和18年３月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和８年５月14日

○財務省告示第百七十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・３年）(第191回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で180,660,880,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年５月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.51％
10	初期利子	令和８年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.51}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和11年５月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年５月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年５月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年５月15日から令和９年11月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年11月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$
17	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年５月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年11月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百七十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・５年）(第181回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で527,203,550,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年５月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	利率	年1.79％
10	初期利子	令和８年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.79}{100}$×$\frac{1}{2}$
11	第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
12	償還期限	令和13年５月15日
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	払込期日	令和８年５月15日
15	払込場所	日本銀行の本店又は支店
16	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年５月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年５月15日から令和９年11月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年11月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$

17　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年５月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年11月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
18　元利金支払場所	日本銀行

○財務省告示第百七十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年五月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年六月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第193回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行額	額面金額で235,601,510,000円
5　最低額面金額	10,000円
6　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7　発行日	令和８年５月15日
8　発行価格	額面金額100円につき100円
9　初期利子の適用利率	年1.55％
10　第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11　初期利子	令和８年11月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.55}{100}$×$\frac{1}{2}$
12　第２期以後の利子	毎年５月15日及び11月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13　償還期限	令和18年５月15日
14　償還金額	額面金額100円につき100円
15　払込期日	令和８年５月15日
16　払込場所	日本銀行の本店又は支店
17　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年５月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年５月15日から令和９年11月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年11月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18　中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年５月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年11月15日から令和９年５月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年11月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19　元利金支払場所	日本銀行

○海上保安庁告示第十九号

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示

デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について（平成五年海上保安庁告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　中短波帯の電波を使用する海岸局

海岸局の名称	識別信号	使用する電波	通信圏
小樽（第一管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇一〇 呼出名称ほっかいどうほあん（ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九二度、二六四度に引いた線以南の部分を除く。）、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二一二度、三二二度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九度、二〇九度に引いた線以西の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二七四度に引いた線、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、襟裳岬灯台（北緯四一度五五分三三秒東経一四三度一四分三八秒）から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
塩釜（第二管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇二〇一 呼出名称しおがまほあん（ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六八度、一一八度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から六五度に引いた線以南であって同地点から一五八度に引いた線以東の部分。）、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わ

改正前

一　中短波帯の電波を使用する海岸局

海岸局の名称	識別信号	使用する電波	通信圏
小樽（第一管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇一〇 呼出名称ほっかいどうほあん（ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	北緯四五度三〇分五二秒東経一四一度五六分六秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九二度、二六四度に引いた線以南の部分を除く。）、北緯四三度一九分四九秒東経一四〇度三一分二三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二四五度、三二二度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯四三度九秒東経一四四度五二分四三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ九度、二〇九度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯四一度四四分四七秒東経一四〇度四二分三七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五九度、二八三度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二七四度に引いた線、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、襟裳岬灯台（北緯四一度五五分三三秒東経一四三度一四分三八秒）から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
塩釜（第二管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇〇二〇一 呼出名称しおがまほあん（ＳＨＩＯＧＡＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	北緯四〇度二九分三二秒東経一四一度三六分三九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六八度、九五度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三九度一六分二五秒東経一四一度五三分二〇秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ六七度、一一九度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三八度一八分四〇秒東経一四一度三一分三五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から九六度に引いた線以南であって同地点か

	横浜（第三管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇三〇一呼出名称よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz
	神戸（第五管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇五〇一呼出名称こうべほあん（KOBE COAS	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz
る点から一一九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五〇度、三二三度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二九五度に引いた線、山形県と新潟県の境界線が海岸線と交わる点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	（略）	（略）	（略）
北緯三四度二二分二秒東経一三四度四九分五〇秒の地点を中心とした半径六〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二六二度、二七七度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一一四度、二五二度に引いた線以北の部	（略）	（略）	（略）

	横浜（第三管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇三〇一呼出名称よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz
	神戸（第五管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇五〇一呼出名称こうべほあん（KOBE COAS	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz
ら一五四度に引いた線以東の部分。）、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わる点から一一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五〇度、三一一五度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二八六度に引いた線、山形県と新潟県の境界線が海岸線と交わる点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	（略）	（略）	（略）
北緯三五度四四分二四秒東経一四〇度五一分二七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ七一度、一四七度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から一二二度に引いた線以南であって同地点から一七一度に引いた線以東の部分。）、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一五一度、二〇一度に引いた線以北の部分を除く。）、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わる点から九六度に引いた線、静岡県と愛知県の境界線が海岸線と交わる点から一七二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	（略）	（略）	（略）
北緯三四度二二分二秒東経一三四度四九分五〇秒の地点を中心とした半径六〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二六二度、二七七度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一二〇度、二〇七度に引いた線以北の部	（略）	（略）	（略）

			分を除く。）、三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から一二二度に引いた線、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から二〇五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
TGUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz	北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から七三度に引いた線以南であって同地点から一五〇度に引いた線以東の部分及び同地点からそれぞれ二五二度、二八二度に引いた線以西の部分）、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ七一度、三三〇度に引いた線以北の部分を除く。）、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から一四四度に引いた線、大分県臼石鼻灯台（北緯三三度二四分二四秒東経一三一度四二分一二秒）から九〇度に引いた線、三角岳山頂（四〇六メートル）から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域（那覇（第十一管区海上保安本部）の通信圏の海域を除く。）
海岸局識別呼出名称かごしまほあん（KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

			分を除く。）、北緯三三度三六分三五秒東経一三三度三一分三〇秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一六三度、二〇五度に引いた線以北の部分を除く。）、三重県と和歌山県の境界線が海岸線と交わる点から一二八度に引いた線、足摺岬灯台（北緯三二度四三分二七秒東経一三三度一分一三秒）から二〇五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
TGUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
鹿児島（第十管区海上保安本部）	（略）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz無線電話用二、一八二kHz	北緯三一度三四分四四秒東経一三一度二四分三一秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から九八度に引いた線以南であって同地点から一六〇度に引いた線以東の部分）、北緯三一度一八分五一秒東経一三〇度四八分五二秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から一四六度に引いた線以西であって同地点から一五〇度に引いた線以東の部分及び同地点からそれぞれ二五二度、二八二度に引いた線以西の部分）、北緯二八度二一分一二秒東経一二九度三〇分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一四四度に引いた線、大分県臼石鼻灯台（北緯三三度二四分二四秒東経一三一度四二分一二秒）から九〇度に引いた線、三角岳山頂（四〇六メートル）から二四九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域（那覇（第十一管区海上保安本部）の通信圏の海域を除く。）
海岸局識別呼出名称かごしまほあん（KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第一号の表横浜（第三管区海上保安本部）の項の改正規定（「一七一度」を「二二八度」に改める部分及び「、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一五一度、二〇一度に引いた線以北の部分を除く。）、」を「、」に改める部分に限る。）は、令和九年七月一日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第23号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ、同表航空保安大学校学生採用試験の項ロ及び同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年６月10日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１・２　（略）	１・２　（略）
３　高卒程度の者に行う採用試験関係	３　高卒程度の者に行う採用試験関係
一　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。	一　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
ホ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの	ホ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの
ヘ　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者	ヘ　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
ト　（略）	ト　（略）
二～五　（略）	二～五　（略）
六　規則別表第３航空保安大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。	六　規則別表第３航空保安大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
イ～ト　（略）	イ～ト　（略）
チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して３年を経過していないもののうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの	チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して３年を経過していないもののうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの
リ　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの	リ　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの
ヌ　（略）	ヌ　（略）
七・八　（略）	七・八　（略）
九　海上保安学校学生採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の当該採用試験について、規則別表第３海上保安学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。	九　海上保安学校学生採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の当該採用試験について、規則別表第３海上保安学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、前号の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
イ～ト　（略）	イ～ト　（略）

チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの リ　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの ヌ　（略） ４・５　（略）	チ　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して13年を経過していないもののうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの リ　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの又は試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の10月１日における年齢が18歳以上のもの ヌ　（略） ４・５　（略）

２　この決定による改正は、令和８年６月10日から効力を発生する。

人事院公示第 24 号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年６月 10 日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））	（略）	（略）
	府省合同Ｂ	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八　（略） 九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日　11年 十　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年 十一～十九　（略）
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若し

改正前

別表第４

種類ごとの名称	区分試験	受験資格
経験者採用試験（係長級（事務））	（略）	（略）
	府省合同Ｂ	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八　（略） 九　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日　11年 十　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日　11年 十一～十九　（略）
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若し

		くは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）	（略）	（略）
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	（略）	（略）
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）		（略）

		くは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）	（略）	（略）
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	（略）	（略）
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの 一～七　（略） 八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九　昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十　（略）
（略）		（略）

2　この決定による改正は、令和８年６月10日から効力を発生する。

国家試験

2026年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

2　試験の区分　護衛官

なお、護衛官（社会人）区分は、行わない。

3　対象官職　天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
護衛官	公安職俸給表㈠　１級３号俸	230,400円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月26日（月）から10月30日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問合せ先）

皇宮警察本部　〒100―0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、皇宮警察本部のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度刑務官採用試験（高卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度刑務官採用試験（高卒程度試験）

2　試験の区分　刑務Ａ、刑務Ｂ、刑務Ａ（社会人）、刑務Ｂ（社会人）、刑務Ａ（武道）及び刑務Ｂ（武道）

3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地域試験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務Ａ北海道地域 刑務Ｂ北海道地域 刑務Ａ（社会人）北海道地域 刑務Ｂ（社会人）北海道地域 刑務Ａ（武道）北海道地域 刑務Ｂ（武道）北海道地域	北海道

刑務Ａ東北地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ａ（社会人）東北地域 刑務Ｂ（社会人）東北地域 刑務Ａ（武道）東北地域 刑務Ｂ（武道）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ａ（社会人）東海北陸地域 刑務Ｂ（社会人）東海北陸地域 刑務Ａ（武道）東海北陸地域 刑務Ｂ（武道）東海北陸地域	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
刑務Ａ近畿地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ａ（社会人）近畿地域 刑務Ｂ（社会人）近畿地域 刑務Ａ（武道）近畿地域 刑務Ｂ（武道）近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
刑務Ａ中国地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ａ（社会人）中国地域 刑務Ｂ（社会人）中国地域 刑務Ａ（武道）中国地域 刑務Ｂ（武道）中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
刑務Ａ四国地域 刑務Ｂ四国地域 刑務Ａ（社会人）四国地域 刑務Ｂ（社会人）四国地域 刑務Ａ（武道）四国地域 刑務Ｂ（武道）四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
刑務Ａ九州地域 刑務Ｂ九州地域 刑務Ａ（社会人）九州地域 刑務Ｂ（社会人）九州地域 刑務Ａ（武道）九州地域 刑務Ｂ（武道）九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
刑務Ａ沖縄地域 刑務Ａ（武道）沖縄地域	沖縄県

なお、刑務Ｂ区分、刑務Ａ（社会人）区分、刑務Ｂ（社会人）区分及び刑務Ｂ（武道）区分の沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者等の収容及び刑事施設（これに附置された労役場及び監置場を含む。）における被収容者等の処遇並びに刑事施設の警備の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

5　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸給月額）
刑務官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　230,400円
刑務官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

6　受験資格

⑴　試験の区分「刑務Ａ」及び「刑務Ａ（武道）」　1997（平成９）年４月２日から2009（平成21）年４月１日までに生まれた男子

⑵　試験の区分「刑務Ｂ」及び「刑務Ｂ（武道）」　1997（平成９）年４月２日から2009（平成21）年４月１日までに生まれた女子

⑶　試験の区分「刑務Ａ（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた男子（⑴の受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑷　試験の区分「刑務Ｂ（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた女子（⑵の受験資格を有しなくなった者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「刑務Ａ」、「刑務Ｂ」、「刑務Ａ（社会人）」及び「刑務Ｂ（社会人）」　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

イ　試験の区分「刑務Ａ（武道）」及び「刑務Ｂ（武道）」　基礎能力試験、作文試験及び実技試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び実技試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月20日（日）

⑶　試験地　次表に掲げる全都市

地域試験	第１次試験地
刑務Ａ北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、神戸市、和歌山市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、鹿児島市、那覇市、南城市
刑務Ａ東北地域	
刑務Ａ関東甲信越静地域	
刑務Ａ東海北陸地域	
刑務Ａ近畿地域	
刑務Ａ中国地域	
刑務Ａ四国地域	
刑務Ａ九州地域	
刑務Ａ沖縄地域	
刑務Ｂ北海道地域	
刑務Ｂ東北地域	
刑務Ｂ関東甲信越静地域	
刑務Ｂ東海北陸地域	
刑務Ｂ近畿地域	
刑務Ｂ中国地域	
刑務Ｂ四国地域	
刑務Ｂ九州地域	
刑務Ａ（社会人）北海道地域	
刑務Ａ（社会人）東北地域	
刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域	
刑務Ａ（社会人）東海北陸地域	
刑務Ａ（社会人）近畿地域	
刑務Ａ（社会人）中国地域	
刑務Ａ（社会人）四国地域	
刑務Ａ（社会人）九州地域	
刑務Ｂ（社会人）北海道地域	
刑務Ｂ（社会人）東北地域	
刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域	
刑務Ｂ（社会人）東海北陸地域	
刑務Ｂ（社会人）近畿地域	
刑務Ｂ（社会人）中国地域	
刑務Ｂ（社会人）四国地域	
刑務Ｂ（社会人）九州地域	
刑務Ａ（武道）北海道地域	
刑務Ａ（武道）東北地域	
刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域	
刑務Ａ（武道）東海北陸地域	
刑務Ａ（武道）近畿地域	
刑務Ａ（武道）中国地域	
刑務Ａ（武道）四国地域	
刑務Ａ（武道）九州地域	
刑務Ａ（武道）沖縄地域	
刑務Ｂ（武道）北海道地域	
刑務Ｂ（武道）東北地域	
刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域	
刑務Ｂ（武道）東海北陸地域	
刑務Ｂ（武道）近畿地域	
刑務Ｂ（武道）中国地域	
刑務Ｂ（武道）四国地域	
刑務Ｂ（武道）九州地域	

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

8　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「刑務Ａ」、「刑務Ｂ」、「刑務Ａ（社会人）」及び「刑務Ｂ（社会人）」　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「刑務Ａ（武道）」及び「刑務Ｂ（武道）」　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月22日（木）から10月28日（水）までの間の指定する日

⑶　試験地　次表に掲げる地域試験に対応する第２次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は沖縄事務所長が指定する都市

地域試験	第２次試験地
刑務Ａ北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、さくら市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、明石市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡県糟屋郡宇美町、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、鹿児島県姶良郡湧水町、南城市
刑務Ａ東北地域	
刑務Ａ関東甲信越静地域	
刑務Ａ東海北陸地域	
刑務Ａ近畿地域	
刑務Ａ中国地域	
刑務Ａ四国地域	
刑務Ａ九州地域	
刑務Ａ沖縄地域	
刑務Ａ（社会人）北海道地域	
刑務Ａ（社会人）東北地域	
刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域	
刑務Ａ（社会人）東海北陸地域	
刑務Ａ（社会人）近畿地域	
刑務Ａ（社会人）中国地域	
刑務Ａ（社会人）四国地域	
刑務Ａ（社会人）九州地域	

刑務Ｂ北海道地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ｂ四国地域 刑務Ｂ九州地域 刑務Ｂ（社会人）北海道地域 刑務Ｂ（社会人）東北地域 刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（社会人）東海北陸地域 刑務Ｂ（社会人）近畿地域 刑務Ｂ（社会人）中国地域 刑務Ｂ（社会人）四国地域 刑務Ｂ（社会人）九州地域	札幌市、福島市、ひたちなか市、さくら市、前橋市、東京都、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、東温市、鳥栖市、南城市
刑務Ａ（武道）北海道地域 刑務Ａ（武道）東北地域 刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ａ（武道）東海北陸地域 刑務Ａ（武道）近畿地域 刑務Ａ（武道）中国地域 刑務Ａ（武道）四国地域 刑務Ａ（武道）九州地域 刑務Ａ（武道）沖縄地域	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市、南城市
刑務Ｂ（武道）北海道地域 刑務Ｂ（武道）東北地域 刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（武道）東海北陸地域 刑務Ｂ（武道）近畿地域 刑務Ｂ（武道）中国地域 刑務Ｂ（武道）四国地域 刑務Ｂ（武道）九州地域	札幌市、福島市、東京都、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、東温市、鳥栖市

9　最終合格者発表　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市	法務省北海道矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	法務省東北矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市	法務省関東矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市、金沢市	法務省中部矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
京都市、堺市、神戸市、和歌山市	法務省近畿矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前１－５－44
鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市	法務省中国矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
徳島市、高松市、東温市、高知市	法務省四国矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市、北九州市、鳥栖市、諫早市、熊本市、大分市、鹿児島市	法務省九州矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市、南城市	沖縄刑務所	〒901―1514	南城市知念字具志堅330

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

12　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記11⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度入国警備官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度入国警備官採用試験

2　試験の区分　警備官及び警備官（社会人）

3　対象官職　入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査並びに収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
警備官	公安職俸給表㈠	１級３号俸　　230,400円
警備官（社会人）	公安職俸給表㈠	１級３号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「警備官」　次に掲げる者とする。

ア　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して５年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　試験の区分「警備官（社会人）」　1986（昭和61）年４月２日以降に生まれた者（⑴アに規定する期間が経過した者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、試験の区分「警備官」は最終合格者決定に反映し、「警備官（社会人）」は最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

㊟　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月26日（月）から10月30日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問　　合　　せ　　先）		
札幌市	出入国在留管理庁札幌出入国在留管理局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
仙台市	出入国在留管理庁仙台出入国在留管理局	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―20
東京都	出入国在留管理庁東京出入国在留管理局	〒108―8255	東京都港区港南５―５―30
名古屋市	出入国在留管理庁名古屋出入国在留管理局	〒455―8601	名古屋市港区正保町５―18
大阪市	出入国在留管理庁大阪出入国在留管理局	〒559―0034	大阪市住之江区南港北１―29―53
広島市	出入国在留管理庁広島出入国在留管理局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	出入国在留管理庁高松出入国在留管理局	〒760―0033	高松市丸の内１―１
福岡市	出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局	〒810―0073	福岡市中央区舞鶴３―５―25
那覇市	出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局那覇支局	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記10⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　　称）	（所　在　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６－30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３－33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１－15－15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度航空保安大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度航空保安大学校学生採用試験

2　試験の区分　航空情報科及び航空電子科

3　対象官職　航空保安大学校において航空保安業務の分野（航空交通管制の分野を除く。）に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠　１級５号俸	200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「航空情報科」　基礎能力試験及び学科試験（多肢選択式）

〔学科試験（多肢選択式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英語コミュニケーションⅠ及び英語コミュニケーションⅡとする。〕

イ　試験の区分「航空電子科」　基礎能力試験及び学科試験（多肢選択式）

〔学科試験（多肢選択式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、物理基礎及び物理とする。〕

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　千歳市、岩沼市、東京都、新潟市、常滑市、泉佐野市、広島市、高松市、福岡市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年11月16日（月）から11月19日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地　千歳市、東京都、泉佐野市、福岡市及び那覇市

8　最終合格者発表　2026（令和８）年12月22日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、航空保安大学校（〒598―0047 大阪府泉佐野市りんくう往来南３―11）に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、航空保安大学校のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001 東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度海上保安大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度海上保安大学校学生採用試験

2　対象官職　海上保安大学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠　１級５号俸	200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、学科試験（多肢選択式）、学科試験（記述式）及び作文試験

〔学科試験（多肢選択式）及び学科試験（記述式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英語コミュニケーションⅠ及び英語コミュニケーションⅡとする。〕

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験、学科試験（多肢選択式）及び学科試験（記述式）の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月24日（土）及び10月25日（日）

⑶　試験地　札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、水戸市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年12月４日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年12月11日（金）

⑶　試験地　小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、鹿児島市及び那覇市

7　最終合格者発表　2027（令和９）年１月14日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年８月20日（木）９時から９月７日（月）までとし、９月７日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年８月20日（木）及び８月21日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問　合　せ　先）		
札幌市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
函館市	函館海上保安部	〒040―0061	函館市海岸町24―４
小樽市	小樽海上保安部	〒047―0007	小樽市港町５－２
旭川市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
釧路市	釧路海上保安部	〒085―0022	釧路市南浜町５－９
青森市	青森海上保安部	〒030―0811	青森市青柳１－１－２
盛岡市	第二管区海上保安本部	〒985―8507	塩釜市貞山通３－４－１
仙台市	宮城海上保安部	〒985―0011	塩釜市貞山通３－４－１
秋田市	秋田海上保安部	〒011―0945	秋田市土崎港西１－７―35
水戸市	茨城海上保安部	〒311―1214	ひたちなか市和田町３－４―16
東京都	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
横浜市	横浜海上保安部	〒231―0001	横浜市中区新港１－２－１
新潟市	新潟海上保安部	〒950―0072	新潟市中央区竜が島１－５－４
長野市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区美咲町１－２－１
静岡市	清水海上保安部	〒424―0922	静岡市清水区日の出町９－１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２－３―12
金沢市	金沢海上保安部	〒920―0211	金沢市湊４―13
福井市	敦賀海上保安部	〒914―0079	敦賀市港町７―15

京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10―３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１―１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港６―22―２
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９―１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒781―8010	高知市桟橋通５―４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８―１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１―３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市干尽町４―１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12―１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４―１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬矢之脇町26―１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１―１―８

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度海上保安学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度海上保安学校学生採用試験

2　試験の区分　一般課程、航空課程、管制課程及び海洋科学課程

3　対象官職　海上保安学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「一般課程」　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「航空課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　基礎能力試験及び学科試験（多肢選択式）

〔学科試験（多肢選択式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ａ、数学Ｂ、数学Ｃ、英語コミュニケーションⅠ及び英語コミュニケーションⅡとする。〕

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年９月27日（日）

⑶　試験地　札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、水戸市、東京都、横浜市、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、福井市、京都市、舞鶴市、大阪市、神戸市、和歌山市、米子市、広島市、高松市、松山市、高知市、福岡市、北九州市、長崎市、佐世保市、対馬市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、奄美市、那覇市及び石垣市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年10月14日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「航空課程」　身体検査、身体測定及び体力検査

⑵　試験の実施日

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　2026（令和８）年10月20日（火）から10月29日（木）までの間の指定する日

イ　試験の区分「航空課程」　2026（令和８）年10月20日（火）から10月29日（木）までの間の指定する２日

⑶　試験地

ア　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　小樽市、塩釜市、横浜市、新潟市、名古屋市、舞鶴市、神戸市、広島市、高松市、北九州市、鹿児島市及び那覇市

イ　試験の区分「航空課程」　東京都

8　第２次試験合格者発表（試験の区分「航空課程」のみ）　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　第３次試験（試験の区分「航空課程」のみ）

⑴　試験種目　人物試験、身体検査及び適性検査

（人物試験は、個別面接により行う。
適性検査は、模擬飛行装置等により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年12月５日（土）から12月15日（火）までの間の指定する２日

⑶　試験地　東京都

10　最終合格者発表

⑴　試験の区分「一般課程」、「管制課程」及び「海洋科学課程」　2026（令和８）年11月24日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

⑵　試験の区分「航空課程」　2027（令和９）年１月14日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

11　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

12　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年７月10日（金）９時から７月23日（木）までとし、７月23日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年７月10日（金）から７月13日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
函館市	函館海上保安部	〒040―0061	函館市海岸町24－４
小樽市	小樽海上保安部	〒047―0007	小樽市港町５－２
旭川市	第一管区海上保安本部	〒047―8560	小樽市港町５－２
釧路市	釧路海上保安部	〒085―0022	釧路市南浜町５－９
青森市	青森海上保安部	〒030―0811	青森市青柳１－１－２
盛岡市	第二管区海上保安本部	〒985―8507	塩釜市貞山通３－４－１
仙台市	宮城海上保安部	〒985―0011	塩釜市貞山通３－４－１
秋田市	秋田海上保安部	〒011―0945	秋田市土崎港西１－７―35
水戸市	茨城海上保安部	〒311―1214	ひたちなか市和田町３－４―16
東京都	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
横浜市	横浜海上保安部	〒231―0001	横浜市中区新港１－２－１
新潟市	新潟海上保安部	〒950―0072	新潟市中央区竜が島１－５－４
長野市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区美咲町１－２－１
静岡市	清水海上保安部	〒424―0922	静岡市清水区日の出町９－１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２－３―12
金沢市	金沢海上保安部	〒920―0211	金沢市湊４―13
福井市	敦賀海上保安部	〒914―0079	敦賀市港町７―15
京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10－３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１－１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港６―22―２
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９－１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒781―8010	高知市桟橋通５－４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８－１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１－３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市干尽町４－１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12－１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４－１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬矢之脇町26－１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11－１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１－１－８

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

13　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

14　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記12⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２－２－３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2026年度気象大学校学生採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年６月10日　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2026年度気象大学校学生採用試験

2　対象官職　気象大学校において気象業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び2027（令和９）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、学科試験（多肢選択式）、学科試験（記述式）及び作文試験

学科試験（多肢選択式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A、数学B、数学C、英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、物理基礎及び物理とする。

学科試験（記述式）の出題分野は、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C、英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、物理基礎及び物理とする。

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験、学科試験（多肢選択式）及び学科試験（記述式）の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年10月24日（土）及び10月25日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2026（令和８）年12月４日（金）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026（令和８）年12月11日（金）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、大阪市、福岡市及び那覇市

7　最終合格者発表　2027（令和９）年１月14日（木）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2026（令和８）年８月20日（木）９時から９月７日（月）までとし、９月７日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2026（令和８）年８月20日（木）及び８月21日（金）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	札幌管区気象台	〒060―0002	札幌市中央区北２条西18―２
仙台市	仙台管区気象台	〒983―0842	仙台市宮城野区五輪１―３―15
東京都 新潟市 名古屋市	東京管区気象台	〒204―8501	東京都清瀬市中清戸３―235
大阪市 広島市 高松市	大阪管区気象台	〒540―0008	大阪市中央区大手前４―１―76
福岡市 鹿児島市	福岡管区気象台	〒810―0052	福岡市中央区大濠１―２―36
那覇市	沖縄気象台	〒900―8517	那覇市おもろまち２―１―１

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　受験上の配慮

⑴　視覚障害（読字障害）の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

⑵　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３）に行うこと。

（名称）		（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019	高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

北海道赤平市幌岡町四一〇番地

特定非営利活動法人元気の丘

清算人　菊地　眞悟

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

北海道旭川市豊岡十三条五丁目四番三号

株式会社キヤプテンフーズ

代表清算人　松浦　英雄

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

青森県弘前市大字山道町一〇番地一

有限会社ニケ・ドウ・フレンズ

清算人　前田　保枝

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

宮城県仙台市青葉区中江二丁目六―六

株式会社Ｐａｌｅｔｔｅ

代表清算人　佐藤　太史

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

宮城県気仙沼市南郷七番地一六

有限会社家具の小野寺

清算人　小野寺昌伸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

山形県上山市金瓶字水上六番二号

特定非営利活動法人上山まちづくり塾

清算人　枝松　直樹

解散公告

当法人は、解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月十日

埼玉県幸手市北二丁目一八番一号

特定非営利活動法人幸手環境ｓｍｉｌｅ

清算人　岡村　佳明

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目六五

一―一三加藤ビル一階

株式会社ＴＥＴＳＵＪＩＮ

代表清算人　黒澤　秀幸

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東二丁目五番地一

一般社団法人キャリアとウェルビーイング実践支援センター

代表清算人　大島　裕子

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

千葉県八千代市大和田新田一三五番地六

株式会社ＤＭＺ

代表清算人　宮澤　信行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

千葉県市川市原木一丁目三番二号六〇三室

有限会社エイチ・ピー・エル建築設計室

清算人　本多　利行

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

千葉県松戸市西馬橋三丁目一二番地の二二

有限会社エスエス・サービス

清算人　高島　道明

解散公告

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都町田市藤の台一丁目一番八―一〇六号

特定非営利活動法人日本聴覚障害者芸術協会

清算人　八木　道夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都目黒区大橋一丁目五番一―二一二三号

Ｗｏ―Ｍｅｎ　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ株式会社

代表清算人　中村　俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都文京区関口一丁目四七番一二号

株式会社ザ・ファクトリー

代表清算人　金　熙俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都目黒区中目黒二丁目一番二三―四一〇号テラス恵比寿の丘

有限会社城インテリアプランニング

清算人　城　美嘉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年六月十日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

チャンネルフィックス合同会社

清算人　仁宮　淳

解散公告

当社は、令和八年五月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都武蔵村山市伊奈平二丁目四六番地一

株式会社マイテック

代表清算人　小村　都

解散公告

当法人は、令和八年五月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都文京区本駒込二丁目二八番四五号公益社団法人日本アイソトープ協会内

一般社団法人日本医用アイソトープ開発準備機構

代表清算人　諸岡　健雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・イー・ユー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都立川市曙町一丁目二〇番九号

株式会社エムジーサプライ

代表清算人　秋和　敏雄

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都北区浮間一丁目一番一四号リムジンビル三五二

忠山樵社合同会社

清算人　楊　婷婷

解散公告

当組合は、令和八年五月二十九日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都中央区八重洲二丁目一番一号

日本グロース・キャピタル有限責任事業組合

清算人　日本グロース・キャピタル株式会社

職務執行者　西野　貴司

解散公告

当社は、令和八年二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都渋谷区渋谷一丁目二〇番一一号

株式会社Ｎｏｎｍａ

代表清算人　フロケ麻音

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目二番二二号

特定非営利活動法人むさしの市民エネルギー

清算人　佐藤　誠

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都中野区沼袋三丁目一〇番一号

株式会社ｋｏｂａｋｏ

代表清算人　今枝　俊哉

解散公告

当法人は、令和八年五月二十四日社員総会の決議によって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年六月十日

東京都練馬区南田中一丁目二〇番一〇―一〇五号

一般社団法人練馬グリーンエネルギー

清算人　野平　葉子

解散公告

当社は、令和八年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期間内にお申し出がないときは、清算から除斥いたします。

令和八年六月十日

東京都立川市錦町一丁目四番四号ＣＳ―二三四

株式会社ＦＩＴＩＱＵＥ

代表清算人　水上　知

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都荒川区荒川七丁目二〇番一―八〇五号

ＧｒｏｗｎＫｉｄｓ株式会社

代表清算人　中山英明アベニス

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都港区六本木五丁目五番一号

六本木共同ビル株式会社

代表清算人　清家　英馬

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都江戸川区西篠崎二丁目二七番二号一〇三

有限会社三和パッキング

清算人　小川　基幸

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

Ｒ４ＡＣＡ合同会社

清算人　中田　吉昭

解散公告

当社は、令和八年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都新宿区新小川町九―二六新小川町パックビル

ＷＴｒｅｅｓ株式会社

代表清算人　リ・ロン

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都杉並区桃井四丁目三番一七号秋山ビル三〇一号

日本建物調査株式会社

代表清算人　石井　國康

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

横浜市港南区日野二丁目一〇番一九―一号

森山分社Ｍｔ．Ｓｈｅｅｐ

代表清算人　柳下　達也

解散公告

当社は、令和八年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

神奈川県川崎市幸区北加瀬一丁目一二番一号

有限会社夢見ケ崎接骨院

清算人　仙洞田光代

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

横浜市神奈川区広台太田町五番地六サンスクエアイシイ三〇五号

Ｓｃｅ株式会社

代表清算人　園　英　学

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

横浜市中区根岸旭台六八番地一根岸台ハイツ五〇二号室

株式会社Ｔ．Ｊ．コミュニケーションズ

代表清算人　島森　純

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

横浜市港南区上大岡西二丁目一〇番三三号

株式会社マーキュリー

代表清算人　端山　政毅

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

石川県金沢市高畠三丁目一二四番地

株式会社現代屋

代表清算人　川崎　敏夫

解散公告

当社は、令和八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

石川県小松市安宅新町甲一八番地八七

有限会社ハヤシファイバーズ

清算人　林　清隆

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

山梨県甲府市西下条町一三四六番地一

有限会社造園資材センター

清算人　武藤　颯太

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

岐阜県多治見市市之倉町二丁目二八番地の二二

有限会社吉田設備

清算人　吉田　三四

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

静岡県富士市今泉一丁目一七番三四号

株式会社木村商店

代表清算人　髙山　栄二

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

名古屋市中区栄二丁目一番一二号

株式会社ケイ・ワイ設計工房

代表清算人　加藤真由美

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

愛知県あま市古道赤本田六番地

株式会社ジャンボリー松本

代表清算人　松本　貞敏

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

名古屋市名東区藤森西町一八〇六番地

トーカンマンション三〇六号

株式会社創建

代表清算人　池堂　奈美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

愛知県岡崎市中田町六番地一九

株式会社ＣＯＡＲＳＥ　ＳＴＡＲＳ

代表清算人　高田　大作

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

三重県四日市市萱生町一二〇〇番地　四日市大学内

一般社団法人四日市大学エネルギー環境教育研究会

代表清算人　矢口　芳枝

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

三重県いなべ市北勢町大辻新田三五番地の二

有限会社北勢宝不動産

代表清算人　亀尾ちなみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

京都府宇治市平尾台三丁目一四―一〇

株式会社ＫＭＱ

代表清算人　河野　正虎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

京都市中京区室町通御池下る円福寺町三四五番地サウス御池一Ｆ

株式会社ログレス貿易

代表清算人　ロイ詩百瑠

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市中央区谷町六丁目四番八号新空堀ビル二〇五―二Ｂ号室

林澤合同会社

清算人　王暁林

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪府箕面市萱野一丁目二三番一五号

箕面公社有限会社

清算人　東田　輝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市阿倍野区松崎町三丁目一四番三一号

常盤グランドハイツ一〇五号

合同会社ＷＩＤＥＮ

清算人　松宮　重雄

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花博公館三一二Ｂ

火誕株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町七〇四Ｂ

Dark horse princess株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルステート松屋町一三〇六Ａ　日通株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪府交野市幾野三丁目二番一八号

ＥＤＩＶＡ株式会社

代表清算人　西　洸典

解散公告

当社は、令和八年五月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市港区南市岡一―八―二三

合同会社楽

清算人　陳　斌

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市旭区千林二丁目一三番七号二〇二

東勝利株式会社

代表清算人　リ・グオ

解散公告

当法人は、令和八年六月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪府箕面市箕面六丁目七番二一号

特定非営利活動法人ＮＵＳＰＡ

清算人　藤谷　堯

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪府堺市北区百舌鳥陵南町一丁一六番一号

環境技術開発株式会社

代表清算人　神田　貴幸

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

大阪市中央区博労町四丁目四番六号

株式会社トナリテ

代表清算人　平井　國彦

解散公告

当法人は、令和八年五月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

神戸市北区若葉台二丁目七番一九号

特定非営利活動法人ピース・フォレスト

清算人　福地　章

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

兵庫県神戸市西区学園東町一丁目六番地の一二　有限会社エム・アンド・エム

代表清算人　圓尾　元彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

神戸市東灘区本山北町五丁目一〇番二二―二〇四号　有限会社テフィール

清算人　喜田　剛史

解散公告

当社は、令和八年五月七日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

兵庫県神戸市西区美賀多台一丁目九番一号

西神中央シティヒルズ五一六

ＦＵＲＥＸ合同会社

代表清算人　藤田　洋美

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

奈良県奈良市六条西三丁目一四―一五

ＬＩＮＫ株式会社

代表清算人　山本　俊之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

岡山市北区大安寺南町一丁目九番二三号

有限会社イデアコンサルタンツ

清算人　大前　智義

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

広島県三次市十日市東六丁目一一―一七―一〇五　有限会社新創工業

清算人　清川　和輝

解散公告

当社は、令和八年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

徳島県板野郡藍住町矢上字北分八番地二一

有限会社すこやか工房

清算人　内山　優子

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

福岡県八女市龍ケ原四六番地の一

西日本交通観光株式会社

代表清算人　黒木　正史

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

熊本市西区城山下代四丁目一〇番一八号

熊本繊維工業協同組合

代表清算人　秋吉　義一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

宮崎市佐土原町石崎三丁目七番地一三第一ピノキオコーポ一〇七号

株式会社ケアサービスはっぴー

代表清算人　永井　弘美

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

宮崎県日南市星倉三丁目二二番地六

有限会社宮川保険事務所

清算人　宮川　綾子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

鹿児島県姶良市加治木町仮屋町一二〇番地一

有限会社南日本新聞加治木中央販売所

清算人　山之内雄大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

沖縄県宜野湾市大山四丁目一一番一〇号

有限会社末吉

代表清算人　末吉　行光

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

東京都中央区銀座五丁目一四―一七銀座ＵＳＢ二階　医療法人社団Ａ歯科タニグチ会

清算人　谷口　悦子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月三十一日理事会の決議により令和七年十二月二十六日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

山梨県北杜市小淵沢町二九五〇番地

学校法人滝口文化学園

代表清算人　滝口　陽子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

静岡県島田市一一一〇番地の二

宗教法人丸山教向谷分教会

清算人　仲安　博夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

滋賀県彦根市普光寺町七〇六番地　仏念寺

清算人　西村　憲一

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為所定の解散事由の発生により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

京都府宮津市字京街道二三一番地

医療法人佐藤医院

清算人　佐藤　昌平

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

長崎市新地町八番一四号

医療法人せとぐち外科クリニック

清算人　瀬戸口正幸

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

鹿児島県曽於郡大崎町大字永吉字中段八二九九番地一

医療法人坂元内科クリニック

清算人　坂元　寛志

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

北海道白老郡白老町大町四丁目六番四号

宗教法人弘徳寺

清算人　木川　由美

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

栃木県下野市仁良川七九九番地三

農事組合法人江川・五千石

清算人　永山　茂夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

千葉県船橋市本中山七丁目二一番一号

医療法人社団光和会

清算人　宇田川美和子

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十一日、山口県知事の認可を受けて解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載日である令和八年六月三日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月十日

山口県美祢市於福町上四三四六番地の四

学校法人於福学園

清算人　安井　定瑛

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

高知市堺町一番二一号交通公社ビル四階

医療法人平盛会

清算人　窪　盛偉

連絡先　高知市瀬戸東町二丁目一〇〇番地

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

秋田県鹿角市花輪字不動平一番地一六

農事組合法人かづのきのこ培養センター

清算人　木村　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の妙覚寺責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

島根県大田市川合町川合二二二四

宗教法人　妙覚寺

代表清算人　菅　秀範

第 41 期 決 算 公 告

2026年6月9日　　大阪市福島区福島３丁目14番24号

イカリソース株式会社

代表取締役　社長執行役員　上林　賢一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	2,198	流動負債	1,691
固定資産	1,707	固定負債	1,141
有形固定資産	1,445	**負債合計**	**2,833**
投資その他の資産	262	**純資産の部**	
		株主資本	983
		資本金	350
		資本剰余金	320
		利益剰余金	313
		その他利益剰余金	313
		（うち当期純利益）	(242)
		評価・換算差額等	88
		純資産合計	**1,072**
資産合計	**3,905**	**負債・純資産合計**	**3,905**

第30期決算公告　令和８年６月10日
埼玉県比企郡川島町戸守715
ベジプロフーズ株式会社
代表取締役社長　竹田　哲
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	456,537
	固定資産	472,674
	資産合計	929,212
負債及び純資産の部	流動負債	181,379
	固定負債	29,892
	株主資本	717,939
	資本金	30,000
	資本剰余金	528,000
	資本準備金	339,000
	その他資本剰余金	189,000
	利益剰余金	159,939
	その他利益剰余金	159,939
	（うち当期純利益）	(104,900)
	負債・純資産合計	929,212

第29期決算公告　令和８年６月10日
仙台市泉区泉ヶ丘三丁目13番20号
株式会社ミヤコーバス
代表取締役　柴崎　武彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	784,533
	固定資産	3,051,460
	合計	3,835,994
負債及び純資産の部	流動負債	675,993
	賞与引当金	24,896
	固定負債	1,037,579
	退職給付引当金	115,101
	株主資本	2,122,421
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,022,421
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	2,018,421
	（うち当期純利益）	(192,202)
	合計	3,835,994

第19期決算公告
2026年６月９日
北海道広尾郡広尾町会所前６－５－３
とかち飼料株式会社
代表取締役　外山　憲二
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	725,619
	固定資産	3,151,521
	合計	3,877,140
負債及び純資産の部	流動負債	2,115,377
	固定負債	652,104
	（うち退職給付引当金）	(35,264)
	株主資本	1,109,660
	資本金	450,000
	利益剰余金	659,660
	その他利益剰余金	659,660
	（うち当期純利益）	(90,084)
	合計	3,877,140

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フージャースアセットマネジメント　②国土交通大臣(2)9090　③代表取締役　小川栄一　④廃止した主たる事務所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市青葉区本町一丁目９番６号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　株式会社フージャースアセットマネジメント　代表取締役　小川栄一

①くまざわ株式会社　②神奈川県知事(1)31153　③代表取締役　赤津裕司　④神奈川県平塚市東中原一丁目２番23号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県平塚市東中原一丁目２番23号　くまざわ株式会社　代表取締役　赤津裕司

①西尾不動産ネット　②愛知県知事(5)19217　③**荒**川啓　④愛知県西尾市巨海町南河原76番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県西尾市巨海町南河原76番地　西尾不動産ネット　**荒**川啓

由利大内ウィンドファーム風力発電事業の評価書公表後における対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊
東京都千代田区神田須田町一―二五　ＪＲ神田万世橋ビル一五階

二、対象事業の名称、種類及び規模

由利大内ウィンドファーム風力発電事業
風力（陸上）
四、三〇〇kWの風力発電機を一一基

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

当社は、対象事業の実施を由利大内風力合同会社へ引き継ぎました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

由利大内風力合同会社
代表社員　地域エネルギー開発株式会社
職務執行者　大谷　明
東京都千代田区麹町一―五―六　麹町トーセイビル九階

令和八年六月十日

東京都千代田区神田須田町一―二五　ＪＲ神田万世橋ビル一五階
ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊

第39期決算公告　令和８年６月10日
仙台市太白区長嶺４番１号
株式会社宮交自動車学校
代表取締役　山形　宏幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,621
	固定資産	526,109
	合計	602,730
負債及び純資産の部	流動負債	138,936
	賞与引当金	6,448
	固定負債	83,351
	退職給付引当金	82,113
	株主資本	380,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	370,442
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	367,942
	（うち当期純利益）	(32,196)
	合計	602,730

第35期決算公告
令和８年６月10日
仙台市宮城野区小田原一丁目２番19号
宮交観光サービス株式会社
代表取締役　千田　孝夫
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	361,783
	固定資産	55,919
	合計	417,703
負債及び純資産の部	流動負債	153,069
	固定負債	6,637
	株主資本	257,996
	資本金	10,000
	利益剰余金	247,996
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	245,496
	（うち当期純利益）	(39,614)
	合計	417,703

第30期決算公告　令和８年６月10日
仙台市宮城野区日の出町一丁目５番34号
宮交自動車整備株式会社
代表取締役　五十嵐哲也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,315,753
	固定資産	574,935
	合計	1,890,688
負債及び純資産の部	流動負債	293,352
	賞与引当金	11,832
	固定負債	274,030
	退職給付引当金	264,560
	株主資本	1,323,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,313,305
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,310,805
	（うち当期純利益）	(171,590)
	合計	1,890,688

第56期決算公告　令和８年６月９日
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙4060番地
株式会社アーレスティ栃木
代表取締役　近藤　博文
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,442
	固定資産	6,080
	合計	14,522
負債及び純資産の部	流動負債	7,587
	固定負債	1,352
	株主資本	5,583
	資本金	300
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	5,279
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	5,204
	（うち当期純利益）	(717)
	合計	14,522

第42期決算公告
令和８年６月８日
福島県本宮市糠沢字東笹田66番地５
株式会社福島芝浦電子
代表取締役　越水　和人
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,781
	固定資産	4,401
	資産合計	10,182
負債及び純資産の部	流動負債	2,572
	固定負債	614
	株主資本	6,996
	資本金	980
	利益剰余金	6,016
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	5,998
	（うち当期純利益）	(351)
	負債・純資産合計	10,182

第29期決算公告
令和８年６月10日
山形市城南町１－１－１
山形新都心開発株式会社
代表取締役社長　田中　淳嗣
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	125,263
	固定資産	383
	合計	125,646
負債及び純資産の部	流動負債	21,122
	固定負債	6,867
	株主資本	97,657
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,657
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	85,157
	（うち当期純利益）	(15,199)
	合計	125,646

第1期決算公告　令和８年６月10日
埼玉県さいたま市浦和区高砂
４丁目１番５号ふじビル201号室
Local Alumni Project株式会社
代表取締役　加川　大輔
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,002,138
	資産合計	1,002,138
負債及び純資産の部	流動負債	795,000
	株主資本	207,138
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△792,862
	その他利益剰余金	△792,862
	（うち当期純損失）	(792,862)
	負債・純資産合計	1,002,138

当社は令和８年４月30日をもって解散いたしました。事業開始前の解散につき、個別催告対象は存在いたしません。

第1期決算公告
令和８年５月10日
埼玉県所沢市上山口2135
一般社団法人埼玉県野球協議会
代表理事　奥村　剛
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,960,736
	合計	1,960,736
負債及び純資産の部	流動負債	0
	負債合計	0
	株主資本	1,960,736
	利益剰余金	1,960,736
	（うち当期純利益）	(1,960,736)
	純資産合計	1,960,736
	合計	1,960,736

第36期決算公告　2026年５月22日
栃木県宇都宮市平出工業団地43番地167
カルビーロジスティクス株式会社
代表取締役社長　松元　久志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,454
	固定資産	1,746
	合計	6,201
負債及び純資産の部	流動負債	2,141
	賞与引当金	87
	固定負債	1,046
	退職給付引当金	5
	株主資本	3,013
	資本金	20
	利益剰余金	2,993
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,988
	（うち当期純利益）	(370)
	合計	6,201

第21期決算公告　令和８年５月11日
東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
ハイランド株式会社
代表取締役　高橋　真美
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,600,089
	固定資産	193,681
	合計	2,793,770
負債及び純資産の部	流動負債	1,349,886
	賞与引当金	63,793
	その他	1,286,093
	株主資本	1,443,883
	資本金	70,000
	利益剰余金	1,373,883
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	1,356,383
	（うち当期純利益）	(446,840)
	合計	2,793,770

第50期決算公告　2026年６月10日
千葉県成田市大袋字並木添655番地
ハイテックケミ株式会社
代表取締役　早川　英樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,821
	固定資産	5,575
	合計	11,396
負債及び純資産の部	流動負債	1,047
	固定負債	818
	株主資本	8,813
	資本金	300
	利益剰余金	8,513
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	8,438
	（うち当期純利益）	(371)
	評価・換算差額等	718
	合計	11,396

第52期決算公告
令和８年６月10日
埼玉県入間市狭山台３丁目６番地１
株式会社東京車輌
代表取締役　石原　利一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	355,350
	固定資産	114,130
	合計	469,480
負債及び純資産の部	流動負債	90,999
	固定負債	29,882
	株主資本	348,598
	資本金	10,000
	利益剰余金	338,598
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	336,098
	（うち当期純利益）	(32,564)
	合計	469,480

第１期決算公告　令和８年６月10日
東京都渋谷区神宮前６丁目23番４号
桑野ビル２階
株式会社佐伯知亮事務所
代表取締役　佐伯　知亮
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	705,825
	繰延資産	298,725
	負債合計	1,004,550
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	28,800
	固定負債	0
	株主資本	975,750
	資本金	500,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	500,000
	利益剰余金	△24,250
	その他利益剰余金	△24,250
	（うち当期純損失）	(24,250)
	負債・純資産合計	1,004,550

第19期決算公告　令和８年６月10日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー2603
アイキュー・イーキュー・ジャパン株式会社
代表取締役　池田　耕司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	189,560
	固定資産	14,600
	資産合計	204,160
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	41,402
	（賞与引当金）	(3,693)
	（有給休暇引当金）	(1,950)
	株主資本	162,758
	資本金	5,000
	利益剰余金	157,758
	その他利益剰余金	157,758
	（当期純利益）	(41,519)
	負債・純資産合計	204,160

第32期決算公告
令和８年６月９日
東京都文京区本郷三丁目４番６号
株式会社五葉
代表取締役社長　荻島　征彦
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	42,908
	合計	42,908
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	20,139
	株主資本	22,768
	資本金	30,000
	利益剰余金	△7,231
	その他利益剰余金	△7,231
	（うち当期純利益）	(325)
	合計	42,908

第54期決算公告
令和８年６月10日
東京都墨田区錦糸一丁目２番１号
岡谷建材株式会社
代表取締役社長　小松　武史
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,830,401
	固定資産	938,876
	合計	12,769,278
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	7,790,190
	固定負債	140,571
	株主資本	4,838,517
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,738,517
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,713,517
	（うち当期純利益）	(1,702,639)
	合計	12,769,278

第13期決算公告　令和８年６月９日
東京都渋谷区恵比寿三丁目３番３号
株式会社コミュニケーション・プロジェクト
代表取締役　脇田　俊勝
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,716
	固定資産	13,705
	資産合計	92,422
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	15,710
	（うち役員賞与引当金）	(300)
	株主資本	76,711
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,711
	その他利益剰余金	66,711
	（うち当期純利益）	(5,407)
	負債・純資産合計	92,422

第41期決算公告
令和８年５月26日
東京都千代田区平河町二丁目３番６号
株式会社ジェー・ピー・カードサービス
代表取締役社長　室城　信之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	397,247
	固定資産	830,679
	合計	1,227,926
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	21,147
	株主資本	1,206,779
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,196,779
	利益準備金	4,850
	その他利益剰余金	1,191,929
	（うち当期純損失）	(59,874)
	合計	1,227,926

第16期決算公告　令和８年６月９日
東京都武蔵野市西久保一丁目６番22号
ＩＧＨＤ別館２階
ホームトレードセンター株式会社
代表取締役社長　関田　信平
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,407
	固定資産	676
	合計	4,083
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	1,249
	賞与引当金	65
	固定負債	167
	退職給付引当金	160
	株主資本	2,667
	資本金	290
	利益剰余金	2,377
	その他利益剰余金	2,377
	（うち当期純利益）	(734)
	合計	4,083

第14期決算公告　令和８年６月10日
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
エコーズ株式会社
代表取締役　難波　秀行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	121
	固定資産	3
	合計	124
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	45
	固定負債	50
	株主資本	28
	資本金	90
	資本剰余金	114
	資本準備金	99
	その他資本剰余金	14
	利益剰余金	△ 175
	その他利益剰余金	△ 175
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	124

第５期決算公告
令和８年６月10日
東京都墨田区錦糸一丁目２番１号
岡谷建材テックコンストラクション株式会社
代表取締役社長　大槻　純二
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,076,154
	固定資産	15,783
	合計	1,091,937
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	624,586
	固定負債	9,094
	株主資本	458,257
	資本金	40,000
	利益剰余金	418,257
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	408,257
	（うち当期純利益）	(135,710)
	合計	1,091,937

第８期決算公告
令和８年６月10日
東京都港区虎ノ門二丁目10番１号
Ｓｃｒｕｍ Ｉｎｃ．Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　田原　裕宣
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	845,251
	固定資産	19,436
	合計	864,688
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	135,445
	（賞与引当金）	(38,105)
	株主資本	729,242
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	579,242
	その他利益剰余金	579,242
	（うち当期純利益）	(116,419)
	合計	864,688

第53期決算公告
令和８年６月10日
東京都中野区野方二丁目56番９号
甲陽産業株式会社
代表取締役　大波由美子
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,520
	固定資産	104,157
	資産合計	177,678
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	42,331
	固定負債	61,795
	株主資本	73,552
	資本金	36,000
	利益剰余金	39,584
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	32,284
	（うち当期純利益）	(1,523)
	自己株式	△2,032
	負債・純資産合計	177,678

第52期決算公告
令和８年６月10日
東京都中野区野方二丁目56番９号
甲陽金属工業株式会社
代表取締役　大波由美子
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,047
	固定資産	65,348
	資産合計	97,396
負債純資産及び剰余金の部	流動負債	46,088
	固定負債	6,888
	株主資本	44,419
	資本金	33,000
	利益剰余金	11,419
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	10,619
	（うち当期純損失）	(1,178)
	負債・純資産合計	97,396

第 41 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
神奈川県藤沢市遠藤2002番地１
株式会社トーシンテクノ
代表取締役　海保　清和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,394,265
	固定資産	14,778
	合計	1,409,044
負債及び純資産の部	流動負債	132,774
	固定負債	5,585
	退職給与引当金	5,585
	株主資本	1,270,685
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,255,685
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,251,935
	（うち当期純利益）	(120,494)
	合計	1,409,044

第87期決算公告

2026年６月10日
神奈川県横浜市中区尾上町一丁目８番地
株式会社郵船商事マリン
代表取締役社長　菊池　重敦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,264
	固定資産	366
	合計	3,630
負債及び純資産の部	流動負債	2,330
	固定負債	149
	株主資本	1,024
	資本金	60
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	914
	その他利益剰余金	914
	（うち当期純利益）	(385)
	評価・換算差額等	126
	合計	3,630

第26期決算公告

2026年６月９日
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋600番地
京成車両工業株式会社
代表取締役　相原　栄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,622
	固定資産	56
	合計	1,678
負債及び純資産の部	流動負債	813
	固定負債	100
	株主資本	765
	資本金	20
	資本剰余金	72
	（資本準備金）	(72)
	利益剰余金	673
	（その他利益剰余金）	(673)
	（うち当期純利益）	(65)
	合計	1,678

第54期決算公告

令和８年５月22日
神奈川県横浜市旭区上白根町725番地
株式会社ホームエネルギー西関東
代表取締役　因幡　裕昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	555,985
	固定資産	253,778
	合計	809,763
負債及び純資産の部	流動負債	375,205
	固定負債	186,102
	株主資本	248,456
	資本金	10,400
	資本剰余金	93,900
	資本準備金	93,900
	利益剰余金	144,156
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	141,556
	（うち当期純利益）	(4,855)
	合計	809,763

第１期 決 算 公 告

令和８年５月１日
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目18番22号
株式会社山本商事
代表取締役　山本　正浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,018
	固定資産	461
	合計	16,479
負債及び純資産の部	流動負債	9,731
	株主資本	6,747
	資本金	2,000
	資本剰余金	200
	資本準備金	200
	利益剰余金	4,547
	その他利益剰余金	4,547
	（うち当期純利益）	(4,547)
	合計	16,479

第24期決算公告

令和８年５月14日
神奈川県横浜市港北区新羽町639
フォレコ株式会社
代表取締役社長　吉井　友彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	580,153
	固定資産	19,422
	合計	599,576
負債及び純資産の部	流動負債	108,433
	固定負債	9,275
	株主資本	481,867
	資本金	30,000
	資本剰余金	9,051
	資本準備金	7,500
	その他資本剰余金	1,551
	利益剰余金	442,815
	その他利益剰余金	442,815
	（うち当期純利益）	(28,112)
	合計	599,576

第３期決算公告

令和８年６月９日
山梨県笛吹市御坂町二之宮920番地
コニカミノルタIJプロダクト株式会社
代表取締役社長　金子　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,005
	固定資産	2,444
	合計	8,449
負債及び純資産の部	流動負債	1,798
	固定負債	366
	株主資本	6,285
	資本金	95
	資本剰余金	5,806
	資本準備金	24
	その他資本剰余金	5,782
	利益剰余金	384
	その他利益剰余金	384
	（うち当期純利益）	(291)
	合計	8,449

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目１番２号
オーマイ株式会社
代表取締役社長　副島　久靖

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,748,106
	固定資産	2,938,420
	合計	5,686,526
負債及び純資産の部	流動負債	2,233,160
	固定負債	131,490
	株主資本	3,321,876
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,241,876
	利益準備金	9,930
	その他利益剰余金	3,231,946
	（うち当期純利益）	(365,714)
	合計	5,686,526

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
川崎市多摩区菅二丁目３番７号201号室
株式会社シャインテック
代表取締役　宮﨑　清隆

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	210,930
	固定資産	641
	合計	211,571
負債及び純資産の部	流動負債	31,334
	株主資本	180,237
	資本金	12,000
	利益剰余金	168,237
	その他利益剰余金	168,237
	（うち当期純利益）	(26,161)
	合計	211,571

第17期決算公告

2026年６月10日
静岡市清水区中之郷２丁目１番５号
株式会社ネットテクノロジー静岡
代表取締役社長　山中　崇

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	117,076
	固定資産	21,881
	資産合計	138,958
負債及び純資産の部	流動負債	20,446
	固定負債	11,441
	負債合計	31,887
	株主資本	107,070
	資本金	30,000
	利益剰余金	77,070
	その他利益剰余金	77,070
	（うち当期純利益）	(7,685)
	純資産合計	107,070
	負債・純資産合計	138,958

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
岐阜市福光東２丁目７番18―102号
工房がく株式会社
代表取締役　河合　一雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,470
	固定資産	543
	合計	15,013
負債及び純資産の部	流動負債	2,953
	固定負債	1,920
	株主資本	10,138
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,139
	その他利益剰余金	5,139
	（うち当期純損失）	(5,238)
	合計	15,013

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
長野県飯田市鼎名古熊2423番地１
飯田清掃株式会社
代表取締役　佐藤　健

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	265,200
	固定資産	156,351
	合計	421,551
負債及び純資産の部	流動負債	66,881
	株主資本	354,670
	資本金	22,810
	利益剰余金	331,860
	その他利益剰余金	331,860
	（うち当期純利益）	(14,494)
	合計	421,551

第20期決算公告　令和８年６月10日
静岡県袋井市見取1959番地
株式会社ＮＴＮ袋井製作所
代表取締役　持永　修二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,630
	固定資産	2,454
	有形固定資産	2,137
	無形固定資産	21
	投資その他の資産	295
	資産合計	8,085
負純資債産及のび部	流動負債	4,618
	固定負債	337
	株主資本	3,129
	資本金	100
	利益剰余金	3,029
	その他利益剰余金	3,029
	（うち当期純利益）	(623)
	負債・純資産合計	8,085

第22期決算公告
令和８年６月４日
静岡県富士市比奈798番地
ニチモクパレット株式会社
代表取締役社長　橋本　　浩
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	506,091
	固定資産	190,024
	合計	696,115
負純資債産及のび部	流動負債	364,952
	（うち賞与引当金）	(35,429)
	株主資本	331,163
	資本金	10,000
	利益剰余金	321,163
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	318,663
	（うち当期純利益）	(29,504)
	合計	696,115

第28期決算公告
令和８年５月28日
静岡県浜松市中央区材木町880番地
フジ物流株式会社
代表取締役社長　三村　忠史
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,015
	固定資産	30,645
	合計	52,661
負純資債産及のび部	流動負債	31,694
	固定負債	27,230
	株主資本	△6,263
	資本金	40,000
	利益剰余金	△46,263
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	△47,763
	（うち当期純利益）	(3,902)
	合計	52,661

第29期決算公告
令和８年６月９日
静岡県静岡市葵区紺屋町17－１
葵タワー23階
リビエラ株式会社
代表取締役　加藤　久和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,784
	固定資産	387
	合計	4,171
負純資債産及のび部	流動負債	502
	固定負債	217
	株主資本	3,452
	資本金	100
	利益剰余金	3,352
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,327
	（うち当期純利益）	(258)
	合計	4,171

第27期決算公告　令和８年６月10日
静岡市駿河区東静岡二丁目６番36号
セキスイハイム東海グループ静岡ビル２Ｆ
セキスイファミエス東海株式会社
代表取締役　鈴木　　要
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,453,106
	固定資産	1,428,312
	資産合計	2,881,418
負純資債産及のび部	流動負債	1,279,277
	固定負債	443,520
	株主資本	1,158,620
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,148,620
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,146,120
	（うち当期純利益）	(59,489)
	負債・純資産合計	2,881,418

第25期決算公告　令和８年６月９日
静岡県浜松市中央区立野町331番地の１
積栄ライフサービス株式会社
代表取締役　武井　政倫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	686,993
	固定資産	119,633
	資産合計	806,626
負純資債産及のび部	流動負債	169,812
	固定負債	57,205
	負債合計	227,017
	株主資本	579,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	569,609
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	567,109
	（うち当期純利益）	(48,005)
	純資産合計	579,609
	負債・純資産合計	806,626

第76期決算公告　令和８年６月10日
愛知県春日井市鷹来町4017番地
パナソニック
エコシステムズベンテック株式会社
代表取締役　相馬　尚胤
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,109,809
	固定資産	255,649
	資産合計	3,365,458
負純資債産及のび部	流動負債	613,787
	株主資本	2,751,670
	資本金	30,000
	資本剰余金	110,200
	利益剰余金	2,611,470
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,588,970
	（うち当期純利益）	(272,205)
	負債・純資産合計	3,365,458

第21期決算公告
令和８年６月９日
愛知県豊川市八幡町東赤土２番地
コニカミノルタメカトロニクス株式会社
代表取締役　橋本　孝則
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10,416
	固定資産	7,016
	合計	17,432
負純資債産及のび部	流動負債	7,593
	固定負債	7
	株主資本	9,832
	資本金	90
	資本剰余金	130
	利益剰余金	9,612
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	9,590
	（うち当期純利益）	(1,959)
	合計	17,432

第29期決算公告
令和８年６月９日
静岡県静岡市駿河区稲川二丁目２番１号
セキスイインテリア東海株式会社
代表取締役社長　工藤　　工
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,099,451
	固定資産	32,831
	資産合計	1,132,282
負純資債産及のび部	流動負債	404,789
	固定負債	126,463
	株主資本	601,030
	資本金	20,000
	利益剰余金	581,030
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	576,030
	（うち当期純利益）	(92,376)
	負債・純資産合計	1,132,282

第53期決算公告
令和８年６月10日
名古屋市中川区富船町四丁目１番地
岡谷物流株式会社
代表取締役社長　久留宮信一
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	251,856
	固定資産	37,736
	合計	289,592
負純資債産及のび部	流動負債	151,093
	固定負債	18,510
	株主資本	119,989
	資本金	80,000
	利益剰余金	39,989
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	19,989
	（うち当期純利益）	(7,121)
	合計	289,592

第67期決算公告　令和８年６月10日
愛知県豊川市穂ノ原三丁目２番地５
中部合成樹脂工業株式会社
代表取締役社長　細川　幸照
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	457,626
	固定資産	1,070,077
	合計	1,527,703
負純資債産及のび部	流動負債	1,728,423
	固定負債	113,731
	株主資本	△ 321,437
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 421,437
	その他利益剰余金	△ 421,437
	（うち当期純利益）	(47,343)
	評価・換算差額等	6,985
	その他有価証券評価差額金	6,985
	合計	1,527,703

第23期決算公告
令和８年６月10日
愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
株式会社豊田自動織機ウェルサポート
代表取締役社長　倉世古哲司
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	213,539
	固定資産	23,590
	合計	237,130
負純資債産及のび部	流動負債	162,307
	固定負債	54,183
	株主資本	20,639
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,639
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	8,139
	（うち当期純利益）	(8,076)
	合計	237,130

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月９日
愛知県豊田市高岡本町秋葉129番地
株式会社エイディーグリーン
取締役社長　中島　太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	909,274
	固定資産	53,982
	合計	963,256
負純資債及産のび部	流動負債	273,676
	固定負債	13,782
	株主資本	675,797
	資本金	90,000
	利益剰余金	585,797
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	580,797
	（うち当期純損失）	(18,154)
	合計	963,256

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
愛知県碧南市港本町４番地23
トーホー化工株式会社
取締役社長　田中　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	555,392
	固定資産	179,920
	合計	735,313
負純資債及産のび部	流動負債	318,779
	固定負債	90,737
	株主資本	325,795
	資本金	10,000
	利益剰余金	315,795
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	313,295
	（うち当期純利益）	(91,105)
	合計	735,313

第 17 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
名古屋市東区白壁三丁目18番11号
六合サービステクノ株式会社
代表取締役社長　武田　五郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,596
	固定資産	5,033
	合計	90,629
負純資債及産のび部	流動負債	20,086
	固定負債	2,615
	株主資本	67,927
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,927
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	55,427
	（うち当期純利益）	(9,656)
	合計	90,629

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月９日
愛知県一宮市丹羽字古屋敷75番地の１
エイチエス工業株式会社
代表取締役　川村　憲一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	275,358
	固定資産	95,998
	資産合計	371,356
負純資債及産のび部	流動負債	128,215
	固定負債	612
	株主資本	242,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	232,528
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	230,028
	（うち当期純利益）	(52,725)
	負債・純資産合計	371,356

第 19 期 決 算 公 告

2026年６月９日
愛知県大府市半月町四丁目188番地
アイ・ドリームライフサポート株式会社
取締役社長　高岡　直矢

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	223,334
	固定資産	613,773
	合計	837,107
負純資債及産のび部	流動負債	154,163
	固定負債	703,866
	株主資本	△20,921
	資本金	90,000
	利益剰余金	△110,921
	その他利益剰余金	△110,921
	（うち当期純損失）	(31,792)
	合計	837,107

第 73 期決算公告　令和８年６月10日

愛知県西尾市寄住町若宮27番地１
株式会社共栄
代表取締役　加藤　浩

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,566
	固定資産	564,109
	合計	676,675
負純資債及産のび部	流動負債	24,588
	固定負債	153,935
	株主資本	489,257
	資本金	30,000
	利益剰余金	459,257
	利益準備金	16,520
	その他利益剰余金	442,737
	（うち当期純利益）	(17,782)
	評価・換算差額等	8,893
	合計	676,675

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
滋賀県近江八幡市長光寺町951番地
イワタニカートリッジガス株式会社
代表取締役社長　畑中　毅

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	874,630
	固定資産	1,955,413
	合計	2,830,043
負純資債及産のび部	流動負債	1,987,442
	固定負債	9,872
	株主資本	832,729
	資本金	450,000
	利益剰余金	382,728
	その他利益剰余金	382,728
	（うち当期純利益）	(112,695)
	合計	2,830,043

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
三重県津市雲出鋼管町１番地
協栄Ｊ＆Ｔ環境株式会社
代表取締役社長　古澤　栄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,498,028
	固定資産	5,681,849
	合計	8,179,877
負純資債及産のび部	流動負債	1,894,258
	固定負債	5,000,000
	株主資本	1,285,619
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	利益剰余金	785,619
	その他利益剰余金	785,619
	（うち当期純利益）	(332,741)
	合計	8,179,877

第 19 期決算公告　令和８年６月10日

愛知県名古屋市中区錦二丁目15番15号
株式会社リッチライフ
代表取締役　豊島　晋一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	229
	固定資産	1,341
	合計	1,571
負純資債及産のび部	流動負債	191
	固定負債	390
	株主資本	989
	資本金	22
	資本剰余金	467
	（資本準備金）	(5)
	（その他資本剰余金）	(461)
	利益剰余金	498
	（その他利益剰余金）	(498)
	（うち当期純利益）	(54)
	合計	1,571

第 17 期決算公告　令和８年６月10日

京都市東山区福稲上高松町60番地
マリオクラブ株式会社
代表取締役社長　岡﨑　優範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,690,453
	固定資産	395,485
	合計	2,085,939
負純資債及産のび部	流動負債	1,247,116
	（うち賞与引当金）	(126,965)
	株主資本	838,823
	資本金	450,000
	利益剰余金	388,823
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	276,323
	（うち当期純利益）	(223,656)
	合計	2,085,939

第 61 期決算公告　令和８年６月10日

滋賀県甲賀市土山町北土山2739―１番地
ジェイドルフ製薬株式会社
代表取締役社長　内藤　泰史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,258
	固定資産	11,374
	資産合計	18,632
負純資債及産のび部	流動負債	2,357
	固定負債	12,949
	株主資本	3,325
	資本金	40
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	3,283
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	3,275
	（うち当期純利益）	(358)
	負債・純資産合計	18,632

第 20 期決算公告　令和８年６月10日

滋賀県甲賀市水口町笹が丘１番地14
トヨタ紡織滋賀株式会社
代表取締役　鴨下　泰明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,911,345
	固定資産	1,582,576
	合計	3,493,921
負純資債及産のび部	流動負債	1,480,144
	固定負債	927,653
	株主資本	1,086,123
	資本金	240,000
	資本剰余金	240,000
	資本準備金	240,000
	利益剰余金	606,123
	その他利益剰余金	606,123
	（うち当期純利益）	(477,513)
	合計	3,493,921

第17期決算公告

2026年６月10日
大阪市都島区東野田町４―15―82
株式会社NTT西日本ルセント
代表取締役社長　加藤　恒明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	720,679
	固定資産	460,019
	合計	1,180,698
負債及び純資産の部	流動負債	313,247
	固定負債	204,488
	株主資本	662,964
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	582,964
	その他利益剰余金	582,964
	（うち当期純利益）	(73,864)
	合計	1,180,698

第30期決算公告

令和８年６月９日
大阪市北区梅田２丁目５番25号
株式会社エフエム・キタ
代表取締役社長　辻井　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,320
	固定資産	9,731
	資産合計	196,052
負債及び純資産の部	流動負債	7,980
	賞与引当金	634
	その他	7,346
	負債合計	7,980
	株主資本	188,072
	資本金	160,000
	利益剰余金	28,072
	その他利益剰余金	28,072
	（うち当期純損失）	(3,551)
	純資産合計	188,072
	負債・純資産合計	196,052

第35期決算公告

令和８年６月10日
京都市下京区五条通堺町東入塩竈町371番地
有限会社京都府民共済サービス
代表取締役　中澤千代子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,186
	固定資産	211
	合計	48,397
負債及び純資産の部	流動負債	2,337
	固定負債	―
	株主資本	46,060
	資本金	3,000
	利益剰余金	43,060
	その他利益剰余金	43,060
	（うち当期純利益）	(5,785)
	合計	48,397

第30期決算公告

令和８年３月31日
大阪市北区中津１―18―６
株式会社クリエテ関西
代表取締役　牛尾　裕行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,972
	固定資産	56,014
	資産合計	334,986
負債及び純資産の部	流動負債	58,007
	固定負債	804
	負債合計	58,811
	株主資本	276,175
	資本金	30,000
	利益剰余金	246,175
	利益準備金	6,802
	その他利益剰余金	239,373
	（うち当期純利益）	(10,694)
	純資産合計	276,175
	負債・純資産合計	334,986

第28期決算公告

2026年６月10日
大阪市中央区北浜１丁目６番10号
株式会社グローリーテクノ24
代表取締役社長　中島　宏之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	779,287
	固定資産	1,422,886
	合計	2,202,174
負債及び純資産の部	流動負債	911,515
	固定負債	336,562
	株主資本	954,096
	資本金	30,000
	利益剰余金	924,096
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	916,596
	（うち当期純利益）	(231,356)
	合計	2,202,174

第30期決算公告

2026年６月９日
堺市南区茶山台１丁２番４号
株式会社パンジョイズ
代表取締役社長　桐田　　健

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	155
	固定資産	129
	資産合計	284
負債及び純資産の部	流動負債	30
	（うち賞与引当金）	(3)
	固定負債	2
	退職給付引当金	2
	株主資本	252
	資本金	10
	利益剰余金	242
	その他利益剰余金	242
	（うち当期純利益）	(1)
	負債・純資産合計	284

第41期決算公告

令和８年６月10日
広島県福山市引野町字沖浦5846番地
株式会社沖浦ゴルフセンター
代表取締役社長　小林　修一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	84,741
	固定資産	30,185
	合計	114,925
負債及び純資産の部	流動負債	14,571
	固定負債	5,925
	株主資本	94,429
	資本金	20,000
	利益剰余金	74,429
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	69,429
	（うち当期純利益）	(17,429)
	合計	114,925

第59期決算公告

令和８年６月９日
大阪府吹田市南金田２丁目11番22号
トーヨー電気工事株式会社
代表取締役社長　田尻　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,931,793
	固定資産	87,468
	合計	3,019,261
負債及び純資産の部	流動負債	908,801
	固定負債	67,280
	株主資本	2,043,180
	資本金	21,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	2,002,180
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	1,996,930
	（うち当期純利益）	(283,085)
	合計	3,019,261

第４期決算公告

令和８年５月28日
大阪府高槻市成合南の町５番３号
株式会社グラムスタイル
代表取締役　前川　宏明

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,254,949
	固定資産	767,579
	合計	2,022,528
負債及び純資産の部	流動負債	502,203
	（うち賞与引当金）	(24,500)
	固定負債	678,122
	株主資本	842,202
	資本金	100,000
	資本剰余金	520,000
	その他資本剰余金	520,000
	利益剰余金	222,202
	その他利益剰余金	222,202
	（うち当期純利益）	(46,003)
	合計	2,022,528

第12期決算公告

令和８年６月10日
高知県幡多郡黒潮町入野5496番地
こうち・くろしお太陽光発電株式会社
代表取締役　大西　勝也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,328
	固定資産	67,258
	資産合計	84,587
負債及び純資産の部	流動負債	13,790
	固定負債	4,470
	株主資本	66,326
	資本金	51,010
	利益剰余金	15,316
	利益準備金	7,498
	その他利益剰余金	7,818
	（うち当期純利益）	(7,817)
	負債・純資産合計	84,587

第49期決算公告

令和８年６月９日
愛媛県松山市北吉田町77番地
帝人興産株式会社
代表取締役社長　武田　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	604
	固定資産	167
	合計	771
負債及び純資産の部	流動負債	142
	固定負債	17
	株主資本	612
	資本金	10
	資本剰余金	20
	（資本準備金）	(20)
	利益剰余金	582
	（利益準備金）	(2)
	（その他利益剰余金）	(580)
	（うち当期純利益）	(55)
	合計	771

第28期決算公告

令和８年６月９日
徳島県阿南市橘町小勝２番地
橘火力港湾サービス株式会社
代表取締役　松隈　俊明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	492
	固定資産	316
	合計	808
負債及び純資産の部	流動負債	186
	固定負債	158
	株主資本	463
	資本金	50
	利益剰余金	413
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	400
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	808

第78期決算公告　令和８年５月15日
福岡市博多区博多駅南１丁目８番31号
九州建設株式会社
代表取締役社長　井山　裕
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,159,791
	固定資産	2,418,934
	合計	7,578,726
負債及び純資産の部	流動負債	3,217,783
	固定負債	460,062
	株主資本	3,370,278
	資本金	100,000
	資本剰余金	880,686
	利益剰余金	2,698,410
	繰越利益剰余金	2,698,410
	(うち当期純利益)	(339,836)
	自己株式	△308,818
	評価・換算差額等	530,602
	合計	7,578,726

第35期決算公告　令和８年５月26日
福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目９番９号
株式会社北九州ニッスイ
代表取締役社長　伊勢　宗弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,179,662
	固定資産	13,169,352
	資産合計	15,349,014
負債及び純資産の部	流動負債	12,617,898
	固定負債	2,502,763
	株主資本	228,352
	資本金	98,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	120,352
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	93,352
	(うち当期純損失)	(327,934)
	負債・純資産合計	15,349,014

第26期決算公告
2026年６月９日
福岡県福津市花見が浜二丁目１番１号
キューヘングリーンサービス株式会社
代表取締役社長　長谷部充俊
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,257
	固定資産	8,829
	資産合計	77,087
負債及び純資産の部	流動負債	21,193
	固定負債	3,807
	株主資本	52,086
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,086
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	39,586
	(うち当期純利益)	(2,883)
	負債・純資産合計	77,087

第７期決算公告
令和８年６月10日
東京都千代田区飯田橋一丁目８番９号
一般社団法人日本ＤＰＯ協会
代表理事　堀部　政男
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,893
	資産合計	3,893
負債及び純資産の部	流動負債	39,379
	固定負債	211
	負債合計	39,591
	剰余金	△35,698
	純資産合計	△35,698
	負債・純資産合計	3,893

第53期決算公告
令和８年５月22日
宮崎県宮崎市霧島１丁目１番１号
株式会社ＪＡ物流みやざき
代表取締役社長　坂下　栄次
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	851,610
	固定資産	25,199
	合計	876,809
負債及び純資産の部	流動負債	378,479
	固定負債	6,314
	株主資本	492,016
	資本金	100,000
	利益剰余金	392,016
	利益準備金	11,450
	その他利益剰余金	380,566
	(うち当期純利益)	(14,686)
	合計	876,809

第75期決算公告　令和８年６月９日
熊本県八代市日置町677－１
株式会社南栄
代表取締役社長　秋山　正行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,427,009
	固定資産	1,227,580
	合計	2,654,589
負債及び純資産の部	流動負債	1,024,995
	固定負債	461,652
	株主資本	1,166,458
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,136,458
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,128,958
	(うち当期純利益)	(73,260)
	評価・換算差額等	1,484
	合計	2,654,589

第21期決算公告
令和８年６月10日
千葉県松戸市串崎新田63番地10
ハートネット東関東株式会社
代表取締役　三澤　達也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,094
	固定資産	147
	合計	64,242
負債及び純資産の部	流動負債	25,354
	賞与引当金	8,958
	株主資本	38,888
	資本金	23,500
	利益剰余金	15,388
	利益準備金	719
	その他利益剰余金	14,669
	(うち当期純利益)	(40)
	合計	64,242

第31期決算公告
令和８年６月10日
茨城県つくば市中山203番地１
株式会社小森エンジニアリング
代表取締役　猪瀬　聡
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	412,774
	固定資産	50,362
	合計	463,136
負債及び純資産の部	流動負債	103,511
	固定負債	50,226
	株主資本	309,399
	資本金	20,000
	利益剰余金	289,399
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	284,399
	(うち当期純利益)	(22,017)
	合計	463,136

第10期決算公告
令和８年６月10日
神奈川県海老名市勝瀬175番地の１
一般社団法人海老名市地域公共交通協議会
代表理事　萩原　圭一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	248,572
	固定資産	4,241,394,200
	資産合計	4,241,642,772
負債及び純資産の部	流動負債	248,572
	負債合計	248,572
	資本	4,241,394,200
	利益剰余金	4,241,394,200
	その他利益剰余金	4,241,394,200
	純資産合計	4,241,394,200
	負債・純資産合計	4,241,642,772

第22期決算公告
令和８年６月９日
東京都大田区羽田空港三丁目３番２号
株式会社羽田エアポートエンタープライズ
代表取締役社長　大谷　益夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,462,819
	固定資産	620,956
	合計	5,083,776
負債及び純資産の部	流動負債	1,369,576
	固定負債	506,534
	株主資本	3,207,665
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	3,107,665
	利益準備金	12,430
	その他利益剰余金	3,095,235
	(うち当期純利益)	(501,170)
	合計	5,083,776

第71期決算公告
令和８年６月９日
東京都台東区東上野二丁目16番１号
株式会社日立建設設計
代表取締役　伊藤　博之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,592,291
	固定資産	574,766
	資産合計	3,167,057
負債及び純資産の部	流動負債	1,026,999
	固定負債	450,449
	株主資本	1,689,608
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,389,608
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,314,608
	(うち当期純利益)	(407,728)
	負債・純資産合計	3,167,057

第３期決算公告
令和８年６月10日
東京都千代田区神田佐久間町３－37－４
青柳食品販売株式会社
代表取締役　太田　雅也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,176
	固定資産	26,500
	資産合計	179,676
負債及び純資産の部	流動負債	101,648
	固定負債	41,409
	株主資本	36,618
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,618
	その他利益剰余金	26,618
	(うち当期純利益)	(10,147)
	負債・純資産合計	179,676

第13期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
株式会社日立システムズパワーサービス
代表取締役　取締役社長　北川　高維

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,686,282
	固定資産	6,278,970
	資産合計	30,965,252
負純資債及産のび部	流動負債	5,965,857
	固定負債	1,673,291
	株主資本	23,326,103
	資本金	100,000
	資本剰余金	5,546,448
	資本準備金	5,546,448
	利益剰余金	17,679,655
	その他利益剰余金	17,679,655
	（うち当期純利益）	(2,853,652)
	負債・純資産合計	30,965,252

第23期決算公告

令和８年６月10日
東京都千代田区九段南一丁目３番１号
ＪＩＰテクノサイエンス株式会社
代表取締役　前田　晋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,981,043
	固定資産	746,030
	資産合計	5,727,074
負純資債及産のび部	流動負債	688,066
	固定負債	491,551
	株主資本	4,547,456
	資本金	300,000
	資本剰余金	980,070
	資本準備金	980,070
	利益剰余金	3,267,386
	利益準備金	20,550
	その他利益剰余金	3,246,836
	（うち当期純利益）	(341,146)
	負債・純資産合計	5,727,074

第3期決算公告

令和８年６月10日
東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
ＴＯＨＯアーカイブ株式会社
代表取締役社長　都島　信成

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	190,907
	固定資産	68,263
	資産合計	259,170
負純資債及産のび部	流動負債	85,746
	賞与引当金	6,889
	固定負債	85,000
	株主資本	88,424
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,424
	その他利益剰余金	78,424
	（うち当期純利益）	(31,851)
	負債・純資産合計	259,170

第66期決算公告

令和８年５月18日
東京都江東区豊洲六丁目５番１号
株式会社大京
代表取締役　奥村　育史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	185,277
	固定資産	43,120
	資産合計	228,397
負純資債及産のび部	流動負債	253,222
	固定負債	8,940
	株主資本	△33,765
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,765
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△46,265
	（うち当期純損失）	(8,944)
	負債・純資産合計	228,397

第68期決算公告

令和８年６月10日
東京都墨田区吾妻橋３丁目11番１号
株式会社小森興産
代表取締役　永田　浩一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	138,922
	固定資産	250,409
	合計	389,332
負純資債及産のび部	流動負債	8,594
	株主資本	380,737
	資本金	10,000
	利益剰余金	370,737
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	368,237
	（うち当期純利益）	(2,885)
	合計	389,332

第46期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区赤坂４丁目15番１号
株式会社ＮＴＴデータ・エービック
代表取締役社長　大谷　温仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	781,730
	固定資産	614,714
	資産合計	1,396,444
負純資債及産のび部	流動負債	240,134
	固定負債	35,869
	株主資本	1,120,441
	資本金	323,120
	資本剰余金	202,920
	資本準備金	202,920
	利益剰余金	594,401
	その他利益剰余金	466,239
	（うち当期純利益）	(128,162)
	負債・純資産合計	1,396,444

第40期決算公告

令和８年５月22日
東京都中央区八重洲１丁目７番17号
株式会社エイ・イー・エス
代表取締役　富田　一正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,721,059
	固定資産	1,683,464
	合計	6,404,524
負純資債及産のび部	流動負債	2,578,605
	固定負債	1,497,000
	株主資本	2,328,918
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,248,918
	利益準備金	18,825
	その他利益剰余金	2,230,093
	（うち当期純利益）	(277,557)
	合計	6,404,524

第27期決算公告

2026年６月８日
東京都港区新橋三丁目３番９号
株式会社ホップス
代表取締役　村田　恭太

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,436
	固定資産	72
	資産合計	262,508
負純資債及産のび部	流動負債	181,840
	株主資本	80,668
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,660
	その他資本剰余金	7,660
	利益剰余金	63,009
	利益準備金	1,037
	その他利益剰余金	61,971
	（うち当期純利益）	(5,990)
	負債・純資産合計	262,508

第26期決算公告

2026年６月10日
東京都中央区日本橋人形町二丁目14番10号
株式会社ドコモ・インシュアランス
代表取締役社長　吉村　忠義

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	319,894
	固定資産	549,848
	資産合計	869,742
負純資債及産のび部	流動負債	218,512
	固定負債	218,541
	退職給付引当金	54,618
	株主資本	432,690
	資本金	495,000
	利益剰余金	△62,310
	その他利益剰余金	△62,310
	（うち当期純利益）	(30,620)
	負債・純資産合計	869,742

第11期決算公告

令和８年６月10日
東京都渋谷区南平台町16番28号
株式会社ＬｉｖｅＰａｒｋ
代表取締役社長　斉藤　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	135,026,172
	固定資産	128,702,792
	資産合計	263,728,964
負純資債及産のび部	流動負債	46,092,876
	株主資本	217,636,088
	資本金	51,000,000
	資本剰余金	508,788,578
	資本準備金	508,788,578
	利益剰余金	△342,152,490
	その他利益剰余金	△342,152,490
	（うち当期純損失）	(120,381,805)
	負債・純資産合計	263,728,964

第12期決算公告

令和８年６月10日
東京都江東区佐賀一丁目３番７号
ハイブリッドケミカル株式会社
代表取締役　五味　保人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,619,148
	固定資産	10,007
	資産合計	1,629,155
負純資債及産のび部	流動負債	1,342,963
	株主資本	286,192
	資本金	32,000
	資本剰余金	8,000
	資本準備金	8,000
	利益剰余金	246,192
	その他利益剰余金	246,192
	（うち当期純利益）	(71,617)
	負債・純資産合計	1,629,155

第42期決算公告

令和８年５月25日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社クラフコ
代表取締役　菅沼　俊一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,626
	固定資産	23,321
	資産合計	144,947
負純資債及産のび部	流動負債	159,844
	（うち役員退職引当金）	(60,000)
	（うち賞与引当金）	(1,025)
	固定負債	51,823
	株主資本	△66,721
	資本金	10,000
	利益剰余金	△76,721
	その他利益剰余金	△76,721
	（うち当期純損失）	(93,554)
	負債・純資産合計	144,947

第３期決算公告　令和８年６月５日
東京都中央区日本橋富沢町９番４号
株式会社ｔｅｋｅｔ
代表取締役社長　島村　奨
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	486,164
	固定資産	154,983
	繰延資産	376
	資産合計	**641,524**
負純資債産及のび部	流動負債	371,532
	固定負債	100,000
	株主資本	169,992
	資本金	100,000
	資本剰余金	201,000
	資本準備金	201,000
	利益剰余金	△131,007
	その他利益剰余金	△131,007
	（うち当期純損失）	(6,602)
	負債・純資産合計	**641,524**

第15期決算公告　2026年５月26日
東京都港区虎ノ門３－８－８
株式会社DearOne
代表取締役　河野　恭久
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,243,450
	固定資産	1,686,823
	資産合計	**2,930,274**
負純資債産及のび部	流動負債	1,210,196
	固定負債	0
	株主資本	1,720,077
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,521,179
	資本準備金	1,521,179
	利益剰余金	98,898
	その他利益剰余金	98,898
	（うち当期純利益）	(94,237)
	負債・純資産合計	**2,930,274**

第１期決算公告
令和８年５月22日
東京都港区六本木一丁目４番５号
ＲＩＤＥ＆Ｌ　ＩＮＫ株式会社
代表取締役　薄井　祐二
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,335
	固定資産	58,349
	繰延資産	2,189
	資産合計	**102,874**
負純資債産及のび部	流動負債	42,919
	株主資本	59,955
	資本金	60,000
	利益剰余金	△45
	その他利益剰余金	△45
	（うち当期純損失）	(45)
	負債・純資産合計	**102,874**

第36期決算公告　令和８年３月30日
東京都文京区本郷６丁目16番２号
株式会社フォーサイト
代表取締役　山田　浩司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,008,376
	固定資産	2,712,521
	資産合計	**4,720,898**
負純資債産及のび部	流動負債	1,414,482
	賞与引当金	2,718
	固定負債	2,875,249
	株主資本	431,166
	資本金	72,674
	資本剰余金	27,674
	資本準備金	27,674
	利益剰余金	330,817
	その他利益剰余金	330,817
	（うち当期純損失）	(225,724)
	負債・純資産合計	**4,720,898**

第７期決算公告　令和８年６月９日
東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
KDDI xG Networks株式会社
代表取締役社長　菊地　隆志
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,117,595
	固定資産	261,398
	資産合計	**1,378,993**
負純資債産及のび部	流動負債	940,048
	賞与引当金	272,232
	固定負債	59,840
	株主資本	379,105
	資本金	90,000
	資本剰余金	90,000
	利益剰余金	199,105
	その他利益剰余金	199,105
	（うち当期純利益）	(77,178)
	負債・純資産合計	**1,378,993**

第56期決算公告　令和８年６月10日
東京都日野市さくら町１番地
コニカミノルタコネクト株式会社
代表取締役　濱田　圭佐
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,115,825
	固定資産	410,931
	合計	**6,526,756**
負純資債産及のび部	流動負債	2,281,622
	固定負債	307,375
	株主資本	3,937,758
	資本金	50,000
	資本剰余金	910,865
	利益剰余金	2,976,893
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,964,393
	（うち当期純利益）	(246,069)
	合計	**6,526,756**

第５期決算公告　令和８年５月15日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社竹徳ホールディングス
代表取締役　鈴木　康彦
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,475
	固定資産	7,506
	資産合計	**10,981**
負純資債産及のび部	流動負債	3,417
	固定負債	5,548
	株主資本	2,015
	資本金	70
	資本剰余金	1,828
	その他資本剰余金	1,828
	利益剰余金	116
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	113
	（うち当期純利益）	(30)
	負債・純資産合計	**10,981**

第75期決算公告　令和８年５月15日
東京都墨田区立川三丁目18番14号
株式会社竹徳
代表取締役　鈴木　康彦
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11,922
	固定資産	2,104
	繰延資産	11
	資産合計	**14,038**
負純資債産及のび部	流動負債	5,284
	固定負債	5,054
	株主資本	3,698
	資本金	36
	利益剰余金	3,662
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	3,653
	（うち当期純利益）	(332)
	負債・純資産合計	**14,038**

第37期決算公告　令和８年６月10日
東京都品川区大崎一丁目６番４号
新大崎勧業ビル
カテナレンタルシステム株式会社
代表取締役　久岡　和久
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	253
	固定資産	1,657
	繰延資産	2
	合計	**1,913**
負純資債産及のび部	流動負債	539
	固定負債	750
	株主資本	623
	資本金	99
	資本剰余金	30
	利益剰余金	661
	（うち当期純利益）	(14)
	自己株式	△168
	合計	**1,913**

第10期決算公告　令和８年６月10日
大阪市北区曽根崎新地一丁目13番22号
ＷｅＷｏｒｋ御堂筋フロンティア
株式会社Ｂｒｕｓｈｕｐ
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,105
	固定資産	4,610
	資産合計	**248,715**
負純資債産及のび部	流動負債	172,145
	固定負債	16,900
	株主資本	55,021
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,661
	その他資本剰余金	13,661
	利益剰余金	△58,639
	その他利益剰余金	△58,639
	（うち当期純損失）	(58,639)
	新株予約権	4,648
	負債・純資産合計	**248,715**

第３期決算公告
令和８年６月10日
東京都港区赤坂二丁目５番１号
Ｓ－ＧＡＴＥ赤坂山王４階
Fosun Capital Japan株式会社
代表取締役　刘　怡君
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,779
	合計	**17,779**
負純資債産及のび部	流動負債	10,447
	株主資本	7,332
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,332
	その他利益剰余金	2,332
	（うち当期純利益）	(1,070)
	合計	**17,779**

第１期決算公告
令和８年６月10日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ＡＩＳＨＩＤＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　陳　文君
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,799
	合計	**9,799**
負純資債産及のび部	流動負債	1,132
	株主資本	8,667
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,332
	その他利益剰余金	△1,332
	（うち当期純損失）	(1,332)
	合計	**9,799**

第71期決算公告

令和８年５月27日
栃木県宇都宮市池上町１番12号
昭和商事株式会社
代表取締役　豊田　佳明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,461
	固定資産	216,098
	合計	266,560
負債及び純資産の部	流動負債	5,233
	固定負債	37,103
	株主資本	224,224
	資本金	15,000
	利益剰余金	209,224
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	205,474
	（うち当期純利益）	(276)
	合計	266,560

第4期決算公告

令和８年６月10日
徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字イワツシ５番地23
株式会社がんばろう徳島
代表取締役　臼木　郁登

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	367,769
	固定資産	37,852
	資産合計	405,621
負債及び純資産の部	流動負債	282,231
	固定負債	17,531
	株主資本	105,859
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	5,859
	その他利益剰余金	5,859
	（うち当期純利益）	(53,839)
	負債・純資産合計	405,621

第9期決算公告

令和８年６月10日
徳島市寺島本町西一丁目５番地
株式会社メディアドゥテック徳島
代表取締役　林　佳代子

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113,593
	固定資産	21,919
	資産合計	135,512
負債及び純資産の部	流動負債	29,157
	固定負債	50,000
	株主資本	56,355
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△33,644
	その他利益剰余金	△33,644
	（うち当期純利益）	(17,726)
	負債・純資産合計	135,512

第38期決算公告

2026年６月10日
東京都大田区東海二丁目２番１号
株式会社フラワーオークションジャパン
代表取締役　福永　哲也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,395,083
	固定資産	1,558,223
	合計	4,953,307
負債及び純資産の部	流動負債	1,973,712
	固定負債	373,450
	株主資本	2,606,144
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	2,206,144
	利益準備金	23,170
	その他利益剰余金	2,182,974
	（うち当期純利益）	(85,278)
	合計	4,953,307

第55期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区六本木五丁目５番１号
六本木共同ビル株式会社
代表清算人　清家　英馬

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	179,488
	固定資産	1,180
	合計	180,669
負債及び純資産の部	流動負債	146,748
	株主資本	33,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,920
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	21,420
	（うち当期純損失）	(6,087)
	合計	180,669

第6期決算公告

令和８年６月９日
埼玉県川口市芝１丁目38―１
株式会社ＮＴソリューション
代表取締役　飯塚　素久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	124
	固定資産	3
	合計	127
負債及び純資産の部	流動負債	45
	賞与引当金	20
	固定負債	11
	退職給付引当金	11
	株主資本	71
	資本金	5
	利益剰余金	66
	その他利益剰余金	66
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	127

第52期決算公告

令和８年６月９日
愛知県豊田市大林町８丁目54番地
株式会社ＴＢテクノグリーン
代表取締役　平　　傑

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,522
	固定資産	169
	合計	1,692
負債及び純資産の部	流動負債	597
	固定負債	225
	株主資本	869
	資本金	50
	利益剰余金	819
	利益準備金	12
	別途積立金	120
	その他利益剰余金	686
	（うち当期純利益）	(173)
	合計	1,692

第54期決算公告

令和８年６月９日
愛知県刈谷市相生町三丁目18番地１
株式会社エイディーノウビ
取締役社長　尾関　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,396,457
	固定資産	1,116,194
	合計	2,512,652
負債及び純資産の部	流動負債	1,323,199
	固定負債	47,726
	株主資本	1,141,725
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,031,725
	利益準備金	11,750
	その他利益剰余金	1,019,975
	（うち当期純利益）	(16,364)
	合計	2,512,652

第82期決算公告

2026年６月９日
山梨県富士吉田市下吉田六丁目２番１号
山梨第一貨物株式会社
代表取締役社長　白田　　優

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	374,869
	固定資産	638,835
	合計	1,013,704
負債及び純資産の部	流動負債	200,829
	固定負債	282,599
	株主資本	513,263
	資本金	85,200
	資本剰余金	55,305
	利益剰余金	390,568
	（うち当期純利益）	(17,807)
	自己株式	△17,810
	評価・換算差額等	17,013
	合計	1,013,704

第23期決算公告

令和８年５月19日
滋賀県甲賀市甲賀町五反田1405番地
油日アグロリサーチ株式会社
代表取締役　七野　栄作

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	410,440
	固定資産	22,030
	合計	432,471
負債及び純資産の部	流動負債	55,774
	（うち賞与引当金）	(8,050)
	固定負債	—
	株主資本	376,696
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	366,696
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	366,696
	（うち当期純利益）	(14,533)
	合計	432,471

第49期決算公告

令和８年６月10日
滋賀県守山市勝部四丁目２番17号
近畿ニチレキ工事株式会社
代表取締役　林田　恒策

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,118,714,533
	固定資産	266,615,795
	合計	1,385,330,328
負債及び純資産の部	流動負債	404,328,088
	固定負債	12,202,161
	株主資本	968,800,079
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	928,750,079
	利益準備金	17,500,000
	その他利益剰余金	911,250,079
	（うち当期純利益）	(37,708,535)
	自己株式	△9,950,000
	合計	1,385,330,328

第41期決算公告

令和８年６月10日
三重県鈴鹿市御薗町寿田3248番地
株式会社ベストロジ三重
代表取締役　中　　正明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,174,719
	固定資産	309,736
	合計	1,484,454
負債及び純資産の部	流動負債	617,712
	固定負債	11,545
	株主資本	855,197
	資本金	30,000
	利益剰余金	825,197
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	817,697
	（うち当期純利益）	(50,113)
	合計	1,484,454

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
大阪市中央区高麗橋４丁目１番地１号
株式会社エヌエス保険サービス
代表取締役社長　佐野　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,297
	固定資産	101,541
	合計	280,838
負債及び純資産の部	流動負債	78,629
	固定負債	34,353
	株主資本	167,856
	資本金	10,000
	利益剰余金	157,856
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	155,356
	（うち当期純損失）	(23,903)
	合計	280,838

第 37 期決算公告

令和８年６月10日
大阪市中央区久太郎町二丁目４番31号
シーダム株式会社
代表取締役　石川　征治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,322
	固定資産	1,622
	合計	5,944
負債及び純資産の部	流動負債	1,177
	固定負債	278
	株主資本	4,441
	資本金	120
	利益剰余金	4,321
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	4,291
	（うち当期純利益）	(143)
	評価・換算差額等	48
	合計	5,944

第 28 期決算公告

令和８年６月10日
大阪市西区阿波座１丁目４番４号
郵船港運北海道株式会社
代表取締役　峯　智明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,009
	固定資産	3,580
	合計	73,590
負債及び純資産の部	流動負債	21,283
	固定負債	14,949
	株主資本	37,357
	資本金	20,000
	利益剰余金	17,357
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	12,357
	（うち当期純利益）	(11,915)
	合計	73,590

第 32 期決算公告

令和８年６月10日
兵庫県淡路市岩屋2568
淡路ルートサービス株式会社
代表取締役　井植　敏雅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,193
	固定資産	935
	合計	3,128
負債及び純資産の部	流動負債	1,061
	固定負債	553
	株主資本	1,514
	資本金	50
	資本剰余金	200
	利益剰余金	1,264
	利益準備金	63
	その他利益剰余金	1,201
	（うち当期純利益）	(114)
	合計	3,128

第 84 期決算公告

2026年６月10日
神戸市中央区多聞通３丁目３番９号
神戸高速鉄道株式会社
代表取締役社長　原田　大

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	483
	固定資産	16,179
	合計	16,663
負債及び純資産の部	流動負債	777
	賞与引当金	6
	その他	771
	固定負債	14,330
	株主資本	1,555
	資本金	100
	利益剰余金	1,455
	その他利益剰余金	1,455
	（うち当期純利益）	(89)
	合計	16,663

第 47 期決算公告

令和８年５月25日
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町205―２
株式会社パナホーム兵庫
代表取締役社長　香山　恒紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,053,452
	固定資産	2,626,468
	合計	4,679,920
負債及び純資産の部	流動負債	2,124,315
	固定負債	171,547
	株主資本	2,386,467
	資本金	99,450
	利益剰余金	2,287,017
	利益準備金	24,862
	その他利益剰余金	2,262,154
	（うち当期純利益）	(64,102)
	自己株式	0
	評価・換算差額等	△2,408
	合計	4,679,920

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　北海道札幌市北区新川４条４丁目１番40号
北海道管材株式会社
代表取締役社長　村上　政明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,795	流動負債	2,240
固定資産	446	賞与引当金	8
		その他	2,232
		固定負債	46
		株主資本	1,955
		資本金	30
		資本剰余金	20
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	2,217
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	2,210
		（うち当期純利益）	(170)
		自己株式	△ 312
資産合計	4,242	負債・純資産合計	4,242

2025年12月期決算公告

2026年６月10日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
パレスビル７階
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド
日本における代表者　エリック・マイケル・タナカ

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）（単位：千米ドル）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,581	流動負債	10,972
固定資産	16,782	固定負債	8,038
		負債合計	19,010
		資本金	3,715
		利益剰余金	16,269
		その他	369
		純資産合計	20,353
資産合計	39,363	負債・純資産合計	39,363

第 114 期 決 算 公 告

2026年５月27日
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字笛田36番地１
川俣精機株式会社
代表取締役社長　中島　義之

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,207,752	流動負債	800,389
固定資産	725,066	固定負債	411,496
		負債合計	1,211,886
		株主資本	720,933
		資本金	275,100
		資本剰余金	176,860
		資本準備金	176,860
		利益剰余金	268,973
		利益準備金	5,800
		その他利益剰余金	263,173
		（うち当期純利益）	(263,173)
		純資産合計	720,933
資産合計	1,932,819	負債・純資産合計	1,932,819

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月９日　宮城県名取市愛島台七丁目101番地の36
株式会社ジャムコエアロマニュファクチャリング
代表取締役社長　村井　章浩

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	547,697	流動負債	199,992
固定資産	63,025	（うち引当金）	(84,770)
		固定負債	40,409
		（うち引当金）	(26,242)
		負債合計	240,401
		株主資本	370,321
		資本金	100,000
		利益剰余金	270,321
		利益準備金	13,612
		その他利益剰余金	256,709
		（うち当期純利益）	(35,194)
		純資産合計	370,321
資産合計	610,722	負債・純資産合計	610,722

第 81 期 決 算 公 告

令和８年５月25日　千葉県成田市上町500番地
米 屋 株 式 会 社
代表取締役　諸岡　良和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,277	流動負債	2,620
固定資産	5,862	固定負債	2,751
有形固定資産	5,089	**負債合計**	**5,371**
無形固定資産	192	株主資本	2,768
投資その他の資産	581	資本金	100
		資本剰余金	39
		資本準備金	1
		その他資本剰余金	38
		利益剰余金	2,629
		利益準備金	98
		その他利益剰余金	2,531
		（うち当期純損失）	（149）
		純資産合計	**2,768**
資産合計	**8,139**	**負債・純資産合計**	**8,139**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目８番16号
浦和ガーデンビル４Ｆ
株式会社ナカタニ
代表取締役　水野　伸一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,162,639	流動負債	1,773,283
固定資産	172,387	賞与引当金	16,800
		固定負債	18,769
		退職給付引当金	6,519
		株主資本	2,534,480
		資本金	10,000
		利益剰余金	2,524,480
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,521,980
		（うち当期純利益）	（258,417）
		評価・換算差額等	8,494
資産合計	**4,335,026**	**負債・純資産合計**	**4,335,026**

第 35 期 決 算 公 告

2026年６月10日　東京都港区港南一丁目９番36号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア
代表取締役社長　林　　徹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,542,461	流動負債	3,753,826
固定資産	14,614,953	固定負債	4,660,215
		負債合計	**8,414,042**
		株主資本	12,743,372
		資本金	280,000
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	160,000
		利益剰余金	12,303,372
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	12,243,372
		（うち当期純利益）	（1,430,271）
		純資産合計	**12,743,372**
資産合計	**21,157,415**	**負債・純資産合計**	**21,157,415**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　東京都千代田区神田猿楽町二丁目７番８号
ＣＳＰビルアンドサービス株式会社
代表取締役社長　木原　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	522,570	流動負債	3,070,752
固定資産	5,979,031	（うち賞与引当金）	（12,800）
		固定負債	438,816
		（うち退職給付引当金）	（12,603）
		株主資本	2,992,033
		資本金	50,000
		資本剰余金	33,341
		その他資本剰余金	33,341
		利益剰余金	2,908,691
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,896,191
		（うち当期純利益）	（126,705）
資産合計	**6,501,600**	**負債・純資産合計**	**6,501,600**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　静岡市清水区中之郷２丁目１番５号
株式会社トコちゃんねる静岡
代表取締役社長　山中　　崇

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	498	流動負債	1,296
固定資産	3,719	固定負債	694
有形固定資産	3,581	**負債合計**	**1,990**
無形固定資産	19	株主資本	2,226
投資その他の資産	118	資本金	100
		資本剰余金	283
		資本準備金	149
		その他資本剰余金	133
		利益剰余金	1,842
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	1,838
		（うち当期純利益）	（279）
		純資産合計	**2,226**
資産合計	**4,217**	**負債・純資産合計**	**4,217**

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月10日　東京都中央区日本橋箱崎町４－３
ジェイエスフィット株式会社
代表取締役社長　北村　秀樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,618,758	流動負債	707,712
固定資産	966,635	固定負債	587,214
		株主資本	4,264,510
		資本金	100,000
		資本剰余金	980,585
		その他資本剰余金	980,585
		利益剰余金	3,183,925
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,158,925
		（うち当期純利益）	（147,982）
		評価・換算差額等	25,956
		その他有価証券評価差額金	25,956
資産合計	**5,585,394**	**負債・純資産合計**	**5,585,394**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年５月29日　名古屋市中区金山一丁目12番14号
株式会社フルハシ環境総合研究所
代表取締役　浅井　豊司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	121,340	流動負債	25,437
固定資産	4,730	賞与引当金	4,829
		その他	20,607
		固定負債	16,159
		役員退職慰労引当金	13,500
		退職給与引当金	2,659
		株主資本	84,474
		資本金	40,000
		利益剰余金	44,474
		利益準備金	1,440
		その他利益剰余金	43,034
		（うち当期純利益）	（19,263）
資産合計	**126,071**	**負債・純資産合計**	**126,071**

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月５日
静岡県浜松市中央区材木町918番地１
冨士物産株式会社
代表取締役社長　渥美　　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,943	流動負債	2,551
固定資産	4,333	固定負債	1,683
有形固定資産	3,606	**負債合計**	**4,234**
無形固定資産	14	株主資本	2,042
投資その他の資産	713	資本金	480
		利益剰余金	1,593
		利益準備金	128
		その他利益剰余金	1,465
		（うち当期純利益）	（204）
		自己株式	△31
		純資産合計	**2,042**
資産合計	**6,277**	**負債・純資産合計**	**6,277**

第 68 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　名古屋市東区白壁三丁目18番11号

六合エレメック株式会社

代表取締役社長　武田　五郎

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,174,550	流動負債	3,306,638
固定資産	5,018,288	固定負債	607,225
		株主資本	5,048,501
		資本金	80,000
		資本剰余金	75,889
		利益剰余金	4,923,011
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	4,903,011
		（うち当期純利益）	(679,603)
		自己株式	△ 30,400
		評価・換算差額等	1,230,473
		その他有価証券評価差額金	1,230,473
資産合計	10,192,838	負債・純資産合計	10,192,838

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

愛知県弥富市神戸九丁目25番地

東海プレス工業株式会社

代表取締役社長　田中　弘樹

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	587,347	流動負債	3,882,987
固定資産	1,924,488	固定負債	858,629
		株主資本	△ 2,327,001
		資本金	210,000
		利益剰余金	△ 2,537,001
		利益準備金	52,500
		その他利益剰余金	△ 2,589,501
		（うち当期純利益）	(130,728)
		評価・換算差額等	97,220
		その他有価証券評価差額金	97,220
資産合計	2,511,836	負債・純資産合計	2,511,836

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号

岡谷機電株式会社

代表取締役社長　松下健一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,093,463	流動負債	3,018,766
固定資産	750,461	固定負債	569,159
		株主資本	2,174,296
		資本金	50,000
		利益剰余金	2,124,296
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,111,796
		（うち当期純利益）	(248,243)
		評価・換算差額等	81,702
		その他有価証券評価差額金	81,702
資産合計	5,843,925	負債・純資産合計	5,843,925

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

愛知県丹羽郡大口町萩島一丁目45番地１

株式会社岡谷特殊鋼センター

代表取締役社長　横濱　貴史

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,978,447	流動負債	975,305
固定資産	1,990,555	固定負債	136,869
		株主資本	2,793,806
		資本金	50,000
		利益剰余金	2,743,806
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,731,306
		（うち当期純利益）	(164,497)
		評価・換算差額等	63,020
		その他有価証券評価差額金	63,020
資産合計	3,969,002	負債・純資産合計	3,969,002

第 74 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

名古屋市中川区広川町二丁目１番地

服部鋼運株式会社

代表取締役社長　服部　真士

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	372,384	流動負債	126,027
固定資産	298,584	固定負債	148,428
		株主資本	282,595
		資本金	20,000
		利益剰余金	262,595
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	257,595
		（うち当期純損失）	(62,506)
		評価・換算差額等	113,918
		その他有価証券評価差額金	113,918
資産合計	670,969	負債・純資産合計	670,969

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　名古屋市中区栄二丁目４番18号

岡谷サービス＆ホームズ株式会社

代表取締役社長　川口　英治

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	286,600	流動負債	123,236
固定資産	1,083,334	固定負債	341,755
		株主資本	289,359
		資本金	30,000
		資本剰余金	13,000
		資本準備金	13,000
		利益剰余金	246,359
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	238,859
		（うち当期純利益）	(49,025)
		評価・換算差額等	615,583
		その他有価証券評価差額金	615,583
資産合計	1,369,934	負債・純資産合計	1,369,934

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

愛知県刈谷市原崎町四丁目207番地

東海岡谷機材株式会社

代表取締役社長　森谷　貴紀

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,692,749	流動負債	1,715,614
固定資産	422,045	固定負債	48,473
		株主資本	2,342,025
		資本金	90,000
		利益剰余金	2,252,025
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	2,229,525
		（うち当期純利益）	(437,446)
		評価・換算差額等	8,681
		その他有価証券評価差額金	8,681
資産合計	4,114,794	負債・純資産合計	4,114,794

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　名古屋市東区白壁三丁目13番11号

六合システム電子工業株式会社

代表取締役社長　武田　五郎

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	281,010	流動負債	34,418
固定資産	489,645	固定負債	154,738
		株主資本	285,986
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	253,316
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	245,816
		（うち当期純損失）	(4,705)
		自己株式	△ 7,330
		評価・換算差額等	295,511
		その他有価証券評価差額金	295,511
資産合計	770,655	負債・純資産合計	770,655

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地

株式会社ＳＲＤ

代表取締役　中郷　俊彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,132	流動負債	468
固定資産	867	賞与引当金	147
		固定負債	523
		退職給付引当金	354
		株主資本	4,008
		資本金	50
		利益剰余金	3,958
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	3,935
		（うち当期純利益）	(403)
資産合計	5,000	負債・純資産合計	5,000

第 102 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　愛知県豊明市大久伝町東180番地

株式会社メイキコウ

代表取締役　保賀誠一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,943	流動負債	1,011
固定資産	4,364	固定負債	376
有形固定資産	2,964	負債合計	1,388
無形固定資産	27	株主資本	7,660
投資その他の資産	1,373	資本金	200
		資本剰余金	0
		利益剰余金	7,479
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	7,429
		（うち当期純利益）	(619)
		自己株式	△19
		評価・換算差額等	259
		純資産合計	7,920
資産合計	9,308	負債・純資産合計	9,308

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

大阪府茨木市東太田３丁目２番10号

株式会社トリーカ

代表取締役社長　岩村　真二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,522	流動負債	522
固定資産	1,736	固定負債	237
		株主資本	3,141
		資本金	92
		資本剰余金	5
		利益剰余金	3,052
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	3,029
		（うち当期純利益）	(33)
		自己株式	△ 8
		評価・換算差額等	357
資産合計	4,259	負債・純資産合計	4,259

第 84 期 決 算 公 告

2026年６月10日　京都府宮津市字新浜1991番地の１

丹後海陸交通株式会社

代表取締役社長　武田　浩彦

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,104,455	流動負債	486,353
固定資産	1,576,024	固定負債	401,262
有形固定資産	1,492,493	株主資本	1,766,860
無形固定資産	19,676	資本金	100,000
投資その他の資産	63,853	資本剰余金	69,069
		資本準備金	9,069
		その他資本剰余金	60,000
		利益剰余金	1,598,570
		利益準備金	17,231
		その他利益剰余金	1,581,338
		（うち当期純利益）	(305,244)
		自己株式	△778
		評価・換算差額等	26,002
資産合計	2,680,479	負債・純資産合計	2,680,479

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月９日

堺市南区茶山台１丁２番１号

株式会社パンジョ

代表取締役社長　桐田　健

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,921	流動負債	811
固定資産	7,523	（うち賞与引当金）	(12)
		（うちポイント引当金）	(73)
		固定負債	3,260
		（うち退職給付引当金）	(62)
		株主資本	8,373
		資本金	300
		資本剰余金	300
		利益剰余金	7,773
		その他利益剰余金	7,773
		（うち当期純利益）	(112)
資産合計	12,445	負債・純資産合計	12,445

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月９日　大阪市北区中之島二丁目３番33号

帝人メディカルテクノロジー株式会社

代表取締役社長　田中　昭弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,988	流動負債	809
固定資産	652	賞与引当金	128
		その他	680
		固定負債	176
		退職給付引当金	175
		その他	0
		株主資本	1,655
		資本金	100
		資本剰余金	996
		資本準備金	996
		利益剰余金	558
		その他利益剰余金	558
		（うち当期純利益）	(556)
資産合計	2,640	負債・純資産合計	2,640

第 104 期 決 算 公 告

令和８年６月３日　大阪市住之江区南港中一丁目３番87号

三井倉庫港運株式会社

代表取締役社長　三宅　和裕

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	822,085	流動負債	205,303
固定資産	3,129,827	固定負債	1,098,673
		株主資本	858,054
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		その他資本剰余金	50,000
		利益剰余金	708,054
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	670,554
		（うち当期純利益）	(143,118)
		評価・換算差額等	1,789,882
		その他有価証券評価差額金	1,789,882
資産合計	3,951,912	負債・純資産合計	3,951,912

第 89 期 決 算 公 告

令和８年５月18日

大阪府八尾市神武町１番16号

帝国チャック株式会社

代表取締役社長　寺坂　創介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,931,512	流動負債	312,369
固定資産	6,668,887	固定負債	2,265
		株主資本	12,285,765
		資本金	95,186
		資本剰余金	63,913
		資本準備金	63,913
		利益剰余金	12,425,328
		利益準備金	5,039,661
		繰越利益剰余金	7,385,667
		（うち当期純利益）	(131,537)
		自己株式	△ 298,662
資産合計	12,600,399	負債・純資産合計	12,600,399

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　香川県観音寺市港町１丁目５番１号

観音寺海産株式会社

代表取締役社長　河崎伸一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	852,525	流動負債	560,685
固定資産	195,929	（賞与引当金）	(3,967)
		固定負債	40,077
		（退職給付引当金）	(39,712)
		株主資本	447,692
		資本金	10,000
		利益剰余金	447,692
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	445,192
		（うち当期純損失）	(3,680)
		自己株式	△10,000
		評価・換算差額等	0
資産合計	1,048,454	負債・純資産合計	1,048,454

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月29日

岡山県和気郡和気町田原下字高柳269番地

株式会社岡山和気ヤクルト工場

代表取締役　増井　数馬

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,083,325	流動負債	1,286,708
固定資産	4,290,471	（うち賞与引当金）	(144,770)
		固定負債	2,993,241
		株主資本	1,093,846
		資本金	98,000
		資本剰余金	1,128,000
		資本準備金	394,000
		その他資本剰余金	734,000
		利益剰余金	△132,154
		その他利益剰余金	△132,154
		（うち当期純利益）	(10,624)
資産合計	5,373,795	負債・純資産合計	5,373,795

第 37 期 決 算 公 告

2026年５月19日　福岡市博多区奈良屋町５―10

エヌビーエス株式会社

代表取締役　辻山　徹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	503,575	流動負債	89,218
固定資産	25,756	（うち賞与引当金）	(19,060)
		固定負債	3,623
		役員退任慰労金引当金	3,623
		株主資本	436,489
		資本金	47,250
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	369,239
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	368,989
		（うち当期純利益）	(41,391)
資産合計	529,331	負債・純資産合計	529,331

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　高知県南国市前浜834番地

株式会社園芸資材センター

代表取締役社長　黒川　武志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,333	流動負債	144,949
固定資産	77,246	賞与引当金	1,837
		その他	143,112
		固定負債	42,097
		退職給付引当金	42,097
		株主資本	△35,617
		資本金	10,000
		利益剰余金	△45,617
		その他利益剰余金	△45,617
		（うち当期純損失）	(6,926)
		評価・換算差額等	150
		その他有価証券評価差額金	150
資産合計	151,579	負債・純資産合計	151,579

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

佐賀県唐津市相知町長部田1076番地５

ＴＢソーテック九州株式会社

代表取締役　藤瀬　輝

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,227,308	流動負債	567,512
当座資産	1,013,216	固定負債	225,669
棚卸資産	164,359	株主資本	726,101
その他の流動資産	49,731	資本金	10,000
固定資産	291,975	資本剰余金	10,000
有形固定資産	163,364	利益剰余金	706,101
無形固定資産	2,374	（うち当期純利益）	(144,525)
投資等	126,236		
資産合計	1,519,283	負債・純資産合計	1,519,283

（注）１．有形固定資産の減価償却累計額　625,695　千円
２．１株当たりの当期利益　722,627　円

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　佐賀県鳥栖市立石町惣楽883番地１

九動株式会社

代表取締役　北野　昌樹

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	558,294	流動負債	353,365
固定資産	273,689	賞与引当金	17,480
		その他	335,885
		固定負債	130,745
		退職給付引当金	93,655
		役員退職引当金	9,590
		その他	27,500
		株主資本	347,873
		資本金	10,000
		利益剰余金	337,873
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	335,373
		（うち当期純利益）	(23,500)
資産合計	831,983	負債・純資産合計	831,983

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　千葉市稲毛区山王町328番１

マクセスジャパン株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	302,475	流動負債	60,727
固定資産	40,681	営業コミッション引当金	17,911
		賞与引当金	4,853
		固定負債	48,086
		退職給付引当金	31,971
		株主資本	234,342
		資本金	130,000
		資本剰余金	7,404
		資本準備金	7,404
		利益剰余金	96,937
		利益準備金	25,095
		その他利益剰余金	71,842
		（うち当期純利益）	(44,897)
資産合計	343,157	負債・純資産合計	343,157

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月10日　千葉県市原市馬立3022―13

株式会社市原京急カントリークラブ

代表取締役　伊東　治泰

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	123,005	流動負債	88,027
固定資産	1,916,336	賞与引当金	12,620
投資その他の資産	102,444	その他	75,407
		固定負債	3,312,462
		退職給付引当金	13,914
		負債合計	3,400,489
		株主資本	△1,361,148
		資本金	100,000
		利益剰余金	△1,461,148
		その他利益剰余金	△1,461,148
		（うち当期純利益）	(47,718)
		純資産合計	△1,361,148
資産合計	2,039,341	負債・純資産合計	2,039,341

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月10日　東京都大田区羽田空港三丁目３番２号
株式会社日本空港ロジテム
代表取締役社長　赤松　明美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,491,984	流動負債	678,820
固定資産	928,935	固定負債	597,725
有形固定資産	431,074	**負債合計**	**1,276,546**
無形固定資産	11,726	株主資本	5,144,373
投資その他の資産	486,134	資本金	150,000
		利益剰余金	4,994,373
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	4,956,873
		（うち当期純利益）	（822,166）
		評価・換算差額等	—
		その他有価証券評価差額金	—
		純資産合計	**5,144,373**
資産合計	**6,420,920**	**負債・純資産合計**	**6,420,920**

第 64 期 決 算 公 告

2026年６月10日　千葉市若葉区都賀の台３丁目14番１号
京葉パイプライン株式会社
代表取締役社長　川井田久志

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	200,755	流動負債	47,917
固定資産	277,743	固定負債	30,381
有形固定資産	277,706	株主資本	400,199
無形固定資産	3	資本金	100,000
投資その他の資産	34	資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	200,199
		利益準備金	35,800
		その他利益剰余金	164,399
		（うち当期純損失）	（25,680）
資産合計	**478,499**	**負債・純資産合計**	**478,499**

第 34 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館３階
ヘインズブランズジャパン株式会社
代表取締役　松本　　洋

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,195,393	流動負債	7,450,105
固定資産	792,217	固定負債	1,715,471
		（退職給与引当金）	（563,725）
		株主資本	△4,177,965
		資本金	80,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△4,277,965
		その他利益剰余金	△4,277,965
		（うち当期純損失）	（822,951）
資産合計	**4,987,611**	**負債・純資産合計**	**4,987,611**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター
イメリス・ジーシー・ジャパン株式会社
代表取締役　道家　久人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	553,948	流動負債	392,655
固定資産	41,546	賞与引当金	12,054
		その他	380,601
		固定負債	80,300
		退職給付引当金	80,300
		負債合計	**472,955**
		株主資本	122,539
		資本金	10,000
		利益剰余金	112,539
		その他利益剰余金	112,539
		（うち当期純利益）	（16,225）
		純資産合計	**122,539**
資産合計	**595,494**	**負債・純資産合計**	**595,494**

第 54 期 決 算 公 告

2026年６月10日　東京都港区芝五丁目34番２号
株式会社ＮＴＴデータ・ニューソン
代表取締役　喜多淳一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,726	流動負債	1,932
固定資産	1,029	（賞与引当金）	（511）
		（製品保証引当金）	（1）
		固定負債	453
		株主資本	4,370
		資本金	100
		資本剰余金	408
		資本準備金	270
		その他資本剰余金	138
		利益剰余金	3,861
		その他利益剰余金	3,861
		（うち当期純利益）	（553）
資産合計	**6,756**	**負債・純資産合計**	**6,756**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年６月９日　埼玉県川口市１丁目38番１号
ネッツトヨタ東埼玉株式会社
代表取締役　飯塚　素久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,717,130	流動負債	12,609,211
固定資産	5,392,741	固定負債	1,300,126
繰延資産	0	株主資本	9,284,045
		資本金	30,000
		資本剰余金	52,189
		その他資本剰余金	52,189
		利益剰余金	9,201,856
		利益準備金	20,500
		その他利益剰余金	9,181,356
		（うち当期純利益）	（1,229,373）
		評価・換算差額等	916,489
		その他有価証券評価差額金	916,489
資産合計	**24,109,871**	**負債・純資産合計**	**24,109,871**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都中央区日本橋兜町５番１号
PINECONE Holdings株式会社
代表取締役　服部　周作

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,855	流動負債	619
固定資産	6,220	固定負債	1,846
繰延資産	0	株主資本	7,609
		資本金	100
		資本剰余金	7,654
		資本準備金	7,654
		利益剰余金	△144
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△144
		（うち当期純損失）	（91）
資産合計	**10,075**	**負債・純資産合計**	**10,075**

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月10日　東京都港区芝５－７－１
株式会社国際社会経済研究所
代表取締役社長　西原　基夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	930,263	流動負債	343,136
固定資産	85,132	固定負債	65,278
		（退職給付引当金）	（65,278）
		株主資本	606,980
		資本金	20,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	486,980
		利益準備金	14,440
		その他利益剰余金	472,540
		（うち当期純利益）	（88,205）
資産合計	**1,015,395**	**負債・純資産合計**	**1,015,395**

第16期決算公告

令和８年６月９日
東京都港区新橋二丁目５番５号
一般社団法人
保健医療福祉情報システム工業会
代表理事　長堀　泉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	455,643
	固定資産	141,080
	合計	596,723
負味債財及産びの正部	流動負債	9,106
	負債合計	9,106
	基金	0
	一般正味財産	587,617
	正味財産合計	587,617
	合計	596,723

第66期決算公告

2026年６月10日
東京都千代田区神田和泉町１番地の19
ＹＫＫ不動産株式会社
代表取締役社長　志水　宏朗

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	147	流動負債	922
固定資産	33,408	固定負債	21,399
有形固定資産	33,247	負債合計	22,321
建物	20,372	株主資本	11,234
土地	12,425	資本金	180
その他	449	利益剰余金	11,054
無形固定資産	43		
投資その他の資産	117	純資産合計	11,234
資産合計	33,555	負債・純資産合計	33,555

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,289
売上原価	2,068
売上総利益	1,220
販売費及び一般管理費	292
営業利益	928
営業外収益	343
営業外費用	196
経常利益	1,074
特別損失	12
税引前当期純利益	1,062
法人税、住民税及び事業税	171
法人税等調整額	146
当期純利益	743

第58期決算公告

令和８年４月27日
福島県耶麻郡西会津町登世島字上ノ台乙2763番地９
新日本工業株式会社
代表取締役社長　武内健二郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	211,444
	固定資産	126,169
	合計	337,613
負純資債産及のび部	流動負債	146,034
	固定負債	8,251
	株主資本	183,328
	資本金	16,000
	利益剰余金	167,328
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	163,328
	（うち当期純利益）	（4,517）
	合計	337,613

第34期決算公告

2026年５月20日
静岡県静岡市駿河区南町14―25エスパティオ６階
ＳＵＳ株式会社
代表取締役　石田　琢志

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,999	流動負債	11,874
固定資産	26,768	固定負債	14,648
有形固定資産	17,690	負債合計	26,523
無形固定資産	693	株主資本	14,121
投資その他の資産	8,384	資本金	290
		利益剰余金	13,831
		利益準備金	72
		その他利益剰余金	13,759
		評価・換算差額等	122
		純資産合計	14,244
資産合計	40,767	負債・純資産合計	40,767

損益計算書の要旨
（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,475
売上原価	19,931
売上総利益	8,543
販売費及び一般管理費	6,811
営業利益	1,732
営業外収益	907
営業外費用	396
経常利益	2,243
特別利益	―
特別損失	―
税引前当期純利益	2,243
法人税、住民税及び事業税	340
法人税等調整額	276
当期純利益	1,626

第12期決算公告

令和８年６月10日
東京都港区南青山五丁目４番31号
株式会社
インターグルーヴプロダクションズ
代表取締役　山白謙一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,662,556
	固定資産	16,325
	合計	4,678,882
負純資債産及のび部	流動負債	4,006,301
	株主資本	672,580
	資本金	90,000
	利益剰余金	582,580
	利益準備金	10,440
	その他利益剰余金	572,140
	（うち当期純利益）	（66,725）
	合計	4,678,882

第12期決算公告

令和８年６月10日　東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号
神宮前タワービルディング22階
ストライプジャパン株式会社
代表取締役　ダニエル・ジェームズ・ヘフェルナン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	89,521,424	流動負債	89,194,730
固定資産	1,090,853	賞与引当金	204,394
		有給休暇引当金	45,335
		取引損失引当金	42,044
		固定負債	81,922
		資産除去債務	81,922
		株主資本	1,335,625
		資本金	119,935
		資本剰余金	109,935
		資本準備金	109,935
		利益剰余金	1,105,754
		その他利益剰余金	1,105,754
資産合計	90,612,278	負債・純資産合計	90,612,278

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	49,567,073
売上原価	43,639,388
売上総利益	5,927,685
販売費及び一般管理費	4,942,777
営業利益	984,908
営業外収益	21,059
営業外費用	365,165
経常利益	640,802
特別利益	549,703
特別損失	0
税引前当期純利益	1,190,506
法人税、住民税及び事業税	994,076
法人税等調整額	△152,266
当期純利益	348,695

第４期決算公告

令和８年５月19日
石川県加賀市大聖寺八間道65番地
かが交流プラザさくら２階
株式会社加賀ふるさとでんき
代表取締役　奥　真司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	58,247
	固定資産	64
	繰延資産	145
	合計	58,456
負純資債産及のび部	流動負債	52,514
	固定負債	―
	株主資本	5,942
	資本金	5,000
	利益剰余金	942
	その他利益剰余金	942
	（うち当期純利益）	（453）
	合計	58,456

第７期決算公告

2026年６月10日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイ・エム・オー・ピー・ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	479	流動負債	131
流動資産	479	負債合計	131
		社員資本	348
		特定資本金	0
		優先資本金	100
		剰余金	248
		当期未処分利益	248
		純資産合計	348
資産合計	479	負債・純資産合計	479

損益計算書の要旨
（自　2025年11月１日　至　2026年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,434
営業費用	5,164
営業利益	269
営業外収益	1
営業外費用	20
経常利益	250
税引前当期純利益	250
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	248

第17期決算公告

令和８年６月10日

東京都千代田区大手町１丁目８番１号

株式会社ＪＰＩＸ

代表取締役社長　鶴　　昭博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,713	流動負債	3,932
固定資産	1,732	固定負債	44
有形固定資産	1,201	**負債合計**	**3,977**
無形固定資産	341	株主資本	24,468
投資その他の資産	189	資本金	2,000
		資本剰余金	433
		その他資本剰余金	433
		利益剰余金	22,035
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	21,535
		純資産合計	**24,468**
資産合計	**28,446**	**負債・純資産合計**	**28,446**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,690
売上原価	14,977
売上総利益	9,713
販売費及び一般管理費	2,746
営業利益	6,966
営業外収益	249
営業外費用	1
経常利益	7,214
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	7,214
法人税、住民税及び事業税	2,217
法人税等調整額	△6
当期純利益	5,003

第25期決算公告

令和８年６月10日　　愛知県刈谷市昭和町二丁目１番地

株式会社アドヴィックス

取締役社長　秋山　　晃

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	138,566	流動負債	127,049
固定資産	144,316	役員賞与引当金	57
有形固定資産	53,268	製品保証引当金	961
無形固定資産	1,653	固定負債	94,843
投資その他の資産	89,394	退職給付引当金	14,887
		役員退職慰労引当金	98
		株主資本	60,989
		資本金	12,209
		資本剰余金	12,209
		資本準備金	12,209
		利益剰余金	36,570
		その他利益剰余金	36,570
資産合計	**282,883**	**負債・純資産合計**	**282,883**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	511,275
売上原価	485,308
売上総利益	25,967
販売費及び一般管理費	18,908
営業利益	7,058
営業外収益	23,613
営業外費用	1,339
経常利益	29,332
税引前当期純利益	29,332
法人税、住民税及び事業税	3,412
法人税等調整額	△2,591
当期純利益	28,511

第35期決算公告

令和８年６月10日

佐賀県神埼市神埼町鶴1600番地

トヨタ紡織九州株式会社

取締役社長　今枝　　務

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,647	流動負債	17,696
固定資産	9,247	固定負債	3,547
有形固定資産	6,878	**負債合計**	**21,243**
無形固定資産	273	株主資本	11,651
投資その他の資産	2,095	資本金	480
		資本剰余金	480
		利益剰余金	10,691
		純資産合計	**11,651**
資産合計	**32,895**	**負債・純資産合計**	**32,895**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	93,092
売上原価	84,315
売上総利益	8,776
販売費及び一般管理費	1,917
営業利益	6,859
営業外収益	400
営業外費用	97
経常利益	7,161
税引前当期純利益	7,161
法人税、住民税及び事業税	2,221
法人税等調整額	△109
当期純利益	5,050

第11期決算公告

令和８年６月10日

東京都港区芝浦一丁目13番10号

モノオク株式会社

代表取締役　阿部　祐一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	6,006,150
	固定資産	10,000
	資産合計	**6,016,150**
負債及び純資産の部	流動負債	17,930,268
	固定負債	5,952,000
	株主資本	△17,866,118
	資本金	20,961,363
	資本剰余金	210,971,862
	資本準備金	210,971,862
	利益剰余金	△249,799,343
	その他利益剰余金	△249,799,343
	（うち当期純利益）	（3,243,815）
	負債・純資産合計	**6,016,150**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千百万円減少し金九百九十六万一千三百六十三円とすることにいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十日

東京都港区芝浦一丁目一三番一〇号

モノオク株式会社

代表取締役　阿部　祐一

第54期決算公告

令和８年５月27日

札幌市白石区菊水元町６条４丁目２番１号

北海道ニチレキ工事株式会社

代表取締役　中村　　強

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	759,186
	固定資産	340,836
	資産合計	**1,100,022**
負債及び純資産の部	流動負債	259,530
	（賞与引当金）	（22,750）
	（役員賞与引当金）	（837）
	（完成工事補償引当金）	（2,520）
	負債合計	**259,530**
	株主資本	837,197
	資本金	40,000
	利益剰余金	818,597
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	808,597
	（うち当期純利益）	（151,215）
	自己株式	△21,400
	評価・換算差額等	3,294
	純資産合計	**840,492**
	負債・純資産合計	**1,100,022**

第47期決算公告

令和８年５月27日

北海道釧路市星が浦南３丁目１番12号

道瀝工業株式会社

代表取締役　桶屋　武彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	380,739
	固定資産	82,885
	資産合計	**463,624**
負債及び純資産の部	流動負債	94,254
	（賞与引当金）	（11,450）
	（役員賞与引当金）	（540）
	（完成工事補償引当金）	（1,860）
	固定負債	3,678
	退職給付引当金	3,678
	負債合計	**97,932**
	株主資本	365,692
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	355,392
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	350,392
	（うち当期純利益）	（59,075）
	自己株式	△11,200
	純資産合計	**365,692**
	負債・純資産合計	**463,624**

第 77 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

群馬県前橋市力丸町491番地１

株式会社フレッセイ

代表取締役社長　早川　仁

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,115,925
	固定資産	27,817,360
	資産合計	**38,933,286**
負債及び純資産の部	流動負債	9,241,537
	（うち賞与引当金）	（503,844）
	（うち役員賞与引当金）	（19,400）
	固定負債	5,304,724
	（うち退職給付引当金）	（1,160）
	負債合計	**14,546,262**
	株主資本	23,889,331
	資本金	450,000
	資本剰余金	3,211,000
	資本準備金	1,829,500
	その他資本剰余金	1,381,500
	利益剰余金	20,228,331
	利益準備金	150,828
	その他利益剰余金	20,077,503
	（うち当期純利益）	（1,430,092）
	評価・換算差額等	497,691
	その他有価証券評価差額金	497,691
	純資産合計	**24,387,023**
	負債・純資産合計	**38,933,286**

第 135 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

山形県山形市立谷川三丁目1435番地

東ソー・クォーツ株式会社

代表取締役　大野　秀樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,838
	固定資産	10,462
	資産合計	**20,300**
負債及び純資産の部	流動負債	12,084
	うち賞与引当金	286
	固定負債	2,112
	うち退職給付引当金	491
	うち役員退職慰労引当金	8
	負債合計	**14,196**
	株主資本	6,100
	資本金	490
	資本剰余金	644
	資本準備金	644
	利益剰余金	4,966
	利益準備金	32
	その他利益剰余金	4,934
	（うち当期純損失）	（1,088）
	評価・換算差額等	4
	その他有価証券評価差額金	4
	純資産合計	**6,104**
	負債・純資産合計	**20,300**

第 49 期決算公告

令和８年５月27日

札幌市手稲区西宮の沢２条１丁目５番30号

北海道ラインファルト株式会社

代表取締役　金谷　俊幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	103,646
	固定資産	87,929
	資産合計	**191,575**
負債及び純資産の部	流動負債	25,095
	（賞与引当金）	（3,400）
	（完成工事補償引当金）	（150）
	固定負債	6,600
	退職給付引当金	6,600
	負債合計	**31,696**
	株主資本	159,879
	資本金	30,000
	利益剰余金	129,879
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	122,379
	（うち当期純利益）	（2,209）
	純資産合計	**159,879**
	負債・純資産合計	**191,575**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

福岡県朝倉市小田1080番地１

オーケー食品工業株式会社

代表取締役社長　竹田　哲

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,011,006
	固定資産	7,568,376
	資産合計	**11,579,382**
負債及び純資産の部	流動負債	4,046,231
	賞与引当金	62,030
	その他	3,984,201
	固定負債	6,813,547
	退職給付引当金	287,235
	その他	6,526,312
	負債合計	**10,859,778**
	株主資本	604,323
	資本金	350,000
	資本剰余金	127,852
	利益剰余金	126,471
	利益準備金	12,668
	その他利益剰余金	113,803
	（うち当期純利益）	（△51,741）
	評価・換算差額等	115,280
	その他有価証券評価差額金	115,280
	純資産合計	**719,604**
	負債・純資産合計	**11,579,382**

第68期決算公告

令和８年６月10日

東京都千代田区神田小川町二丁目６番14号

株式会社堀内カラー

取締役社長　原嶋純一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,076
	固定資産	4,800
	資産合計	**7,876**
負債及び純資産の部	流動負債	805
	固定負債	1,086
	負債合計	**1,892**
	株主資本	5,667
	資本金	100
	資本剰余金	2,751
	その他資本剰余金	2,751
	利益剰余金	6,835
	利益準備金	147
	その他利益剰余金	6,688
	（うち当期純利益）	（569）
	自己株式	△ 4,020
	評価・換算差額等	316
	その他有価証券評価差額金	316
	純資産合計	**5,984**
	負債・純資産合計	**7,876**

2025 年 度 決 算 公 告

2026年６月10日

千葉県船橋市宮本四丁目17番３号

京成建設株式会社

取締役社長　田中　亜夫

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,958
	固定資産	2,358
	資産合計	**30,317**
負債及び純資産の部	流動負債	16,878
	固定負債	1,499
	負債合計	**18,377**
	株主資本	11,616
	資本金	450
	資本剰余金	308
	その他資本剰余金	308
	利益剰余金	10,858
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	10,746
	（うち当期純利益）	（1,600）
	評価・換算差額等	322
	その他有価証券評価差額金	322
	純資産合計	**11,939**
	負債・純資産合計	**30,317**

第47期決算公告

令和８年６月10日
愛知県蒲郡市竹谷町油井浜17番地の４
ニードサービス株式会社
代表取締役　金田　岑行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	254,238
	固定資産	336,085
	資産合計	590,323
負債及び純資産の部	流動負債	130,690
	負債合計	130,690
	株主資本	459,633
	資本金	10,000
	利益剰余金	449,633
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	447,132
	（うち当期純利益）	（16,322）
	純資産合計	459,633
	負債・純資産合計	590,323

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十日

（甲）清算株式会社
愛知県蒲郡市竹谷町油井浜一七番地の四
ニードサービス株式会社
代表取締役　金田　岑行

（乙）アイティーミック株式会社
愛知県蒲郡市竹谷町油井浜一七番地の三
代表清算人　金田　岑行

第53期決算公告

令和８年６月９日
北九州市小倉北区西港町86番２号
日本資源流通株式会社
代表取締役社長　坂本　誠一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,291
	固定資産	2,168
	資産合計	5,459
負債及び純資産の部	流動負債	378
	固定負債	185
	負債合計	563
	株主資本	4,896
	資本金	10
	利益剰余金	4,886
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	4,883
	（うち当期純利益）	（117）
	純資産合計	4,896
	負債・純資産合計	5,459

第６期決算公告

令和８年６月10日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ウエストロジスティクス
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産	3,116	流動負債	545
流動資産	3,116	負債合計	545
		社員資本	2,570
		特定資本金	0
		優先資本金	2,735
		剰余金	△164
		当期未処理損失	164
		純資産合計	2,570
資産合計	3,116	負債・純資産合計	3,116

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	6,897
営業費用	6,504
営業利益	392
経常利益	392
税引前当期純利益	392
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	392
前期繰越損失	557
当期未処理損失	164

第80期決算公告

令和８年６月５日
三重県四日市市朝日町15番12号
四日市マテリアル株式会社
代表取締役　添田　一弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,546
	固定資産	123,945
	合計	155,492
負債及び純資産の部	流動負債	54,828
	固定負債	3,463
	株主資本	97,201
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,201
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	85,601
	（うち当期純利益）	（65）
	合計	155,492

第30期決算公告

令和８年６月10日
愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田35番地
有限会社サンフード
取締役　太田　祐樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,650
	固定資産	54,404
	合計	128,054
負債及び純資産の部	流動負債	25,003
	株主資本	103,051
	資本金	3,000
	利益剰余金	134,488
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	133,738
	（うち当期純損失）	（5,612）
	自己株式	△34,437
	合計	128,054

合併公告

左記会社は甲の商号を株式会社サンフードとする商号変更を条件にして合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十日

愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田三五番地
（甲）有限会社サンフード
取締役　太田　祐樹

愛知県知多郡武豊町字向陽五丁目三番地
（乙）有限会社たんぽぽ
取締役　太田　祐樹

決算公告

令和８年６月10日　　大阪市北区堂島一丁目１番25号
株式会社ＰＡＹ　ＲＯＵＴＥ
代表取締役　田川　涼

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	274,176	流動負債	39,405
固定資産	136,931	固定負債	0
		株主資本	371,702
		資本金	208,150
		資本剰余金	821,839
		資本準備金	178,150
		その他資本剰余金	643,689
		利益剰余金	△650,209
		その他利益剰余金	△650,209
		（うち当期純損失）	（158,002）
		自己株式	△8,077
合計	411,107	合計	411,107

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千八百十五万円、資本準備金の額を一億七千八百十五万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号
株式会社ＰＡＹ　ＲＯＵＴＥ
代表取締役　田川　涼

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
汐留シティセンター
イメリスジャパン株式会社
代表取締役　吉原　大介

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,656,559
	固定資産	112,709
	資産合計	**2,769,268**
負債及び純資産の部	流動負債	968,686
	賞与引当金	16,683
	法定福利引当金	3,394
	その他	948,609
	固定負債	62,315
	退職給付引当金	47,577
	その他	14,738
	負債合計	**1,031,001**
	株主資本	1,738,267
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,718,267
	その他利益剰余金	1,718,267
	（うち当期純利益）	(230,283)
	純資産合計	**1,738,267**
	負債・純資産合計	**2,769,268**

第 61 期 決 算 公 告

令和８年６月９日

東京都港区芝浦四丁目15番33号
日本ビソー株式会社
代表取締役　矢頭　宗泰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,515
	固定資産	4,463
	資産合計	**39,979**
負債及び純資産の部	流動負債	4,669
	賞与引当金	285
	工事損失引当金	22
	固定負債	626
	退職給付引当金	511
	役員退職慰労引当金	98
	負債合計	**5,295**
	株主資本	34,680
	資本金	175
	資本剰余金	42
	資本準備金	42
	利益剰余金	34,462
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	34,424
	（うち当期純利益）	(5,158)
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	純資産合計	**34,683**
	負債・純資産合計	**39,979**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

東京都品川区八潮二丁目７番８号
日本コンテナ輸送株式会社
代表取締役社長　齋藤　英郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,393,135
	固定資産	1,347,653
	資産合計	**2,740,788**
負債及び純資産の部	流動負債	873,658
	賞与引当金	66,394
	役員賞与引当金	8,187
	その他	799,077
	固定負債	397,842
	退職給付引当金	111,753
	役員退職慰労引当金	7,350
	その他	278,739
	負債合計	**1,271,500**
	株主資本	1,348,346
	資本金	250,000
	利益剰余金	1,098,346
	利益準備金	53,175
	その他利益剰余金	1,045,171
	（うち当期純利益）	(99,193)
	評価・換算差額等	120,941
	その他有価証券評価差額金	120,941
	純資産合計	**1,469,288**
	負債・純資産合計	**2,740,788**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月９日

埼玉県川口市芝１丁目38―１
トヨタ東埼玉グループ株式会社
代表取締役　飯塚　素久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,293
	固定資産	13,998
	合計	**15,291**
負債及び純資産の部	流動負債	7,072
	賞与引当金	85
	固定負債	2,029
	退職給付引当金	37
	株主資本	6,179
	資本金	5
	資本剰余金	5,973
	その他資本剰余金	5,973
	利益剰余金	201
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	201
	（うち当期純利益）	(72)
	自己株式	△0
	評価・換算差額等	11
	有価証券評価差額金	11
	合計	**15,291**

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号
フジケミ株式会社
代表取締役社長　松村　泰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,227,567
	固定資産	366,132
	合計	**1,593,700**
負債及び純資産の部	流動負債	829,966
	（賞与引当金）	(29,580)
	固定負債	105,081
	株主資本	654,762
	資本金	60,000
	資本剰余金	12,096
	その他資本剰余金	12,096
	利益剰余金	582,666
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	567,666
	（うち当期純利益）	(168,951)
	評価・換算差額等	3,889
	その他有価証券評価差額金	3,889
	合計	**1,593,700**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
汐留シティセンター
日本パワーグラファイト株式会社
代表取締役　道家　久人

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	552,254
	固定資産	283,504
	資産合計	**835,759**
負債及び純資産の部	流動負債	509,295
	賞与引当金	3,443
	その他	505,852
	固定負債	314,375
	退職給付引当金	28,929
	その他	285,446
	負債合計	**823,670**
	株主資本	12,087
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,087
	その他利益剰余金	2,087
	（うち当期純利益）	(360,939)
	純資産合計	**12,087**
	負債・純資産合計	**835,759**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

福岡市早良区田村四丁目二六番四号

（甲）株式会社平政緑地建設

代表取締役　松河　和英

福岡市早良区野芥三丁目一九番一二号

（乙）株式会社石津緑地建設

代表取締役　梶原　幹夫

第14期決算公告

令和８年６月10日

福岡市早良区野芥三丁目19番12号

株式会社石津緑地建設

代表取締役　梶原　幹夫

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,700,820
	固定資産	8,700,862
	合計	34,401,682
負純資産債及の部	流動負債	2,624,386
	株主資本	31,777,296
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	28,777,296
	その他利益剰余金	28,777,296
	（うち当期純利益）	(6,802,732)
	合計	34,401,682

第43期決算公告

令和８年６月10日

福岡市早良区田村四丁目26番４号

株式会社平政緑地建設

（旧商号　有限会社平成緑地建設）

代表取締役　松河　和英

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	74,346,753
	固定資産	42,793,747
	合計	117,140,500
負純資産債及の部	流動負債	18,411,686
	固定負債	32,570,473
	株主資本	66,158,341
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	63,158,341
	その他利益剰余金	63,158,341
	（うち当期純利益）	(8,608,674)
	合計	117,140,500

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

大阪市中央区東平二丁目五番四号ノバプロスペリテ一〇階

（甲）株式会社創生館

代表取締役　伊東　典子

大阪市中央区東平二丁目五番四号ノバプロスペリテ一〇階

（乙）オアシス不動産株式会社

代表取締役　伊東　英紀

第33期決算公告　令和８年６月10日

大阪市中央区東平二丁目５番４号ノバプロスペリテ10階

オアシス不動産株式会社

代表取締役　伊東　英紀

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	229,942
	固定資産	314,470
	合計	544,412
負純資産債及の部	流動負債	46,581
	株主資本	497,830
	資本金	10,000
	利益剰余金	487,830
	その他利益剰余金	487,830
	（うち当期純利益）	(76,196)
	合計	544,412

第20期決算公告　令和８年６月10日

大阪市中央区東平二丁目５番４号ノバプロスペリテ10階

株式会社創生館

代表取締役　伊東　典子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,396
	固定資産	755,448
	合計	947,845
負純資産債及の部	流動負債	363,320
	固定負債	409,760
	株主資本	174,765
	資本金	4,000
	利益剰余金	170,765
	その他利益剰余金	170,765
	（うち当期純利益）	(37,054)
	合計	947,845

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

福岡市博多区冷泉町一番一号

（甲）株式会社ＳＨＤ

代表取締役　小川八寿子

福岡市博多区冷泉町一番一号

（乙）株式会社ＳＨＤパワー

代表取締役　泉　愛梨沙

第11期決算公告　令和８年６月10日

福岡市博多区冷泉町１番１号

株式会社ＳＨＤパワー

代表取締役　泉　愛梨沙

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,379
	固定資産	166,371
	合計	172,750
負純資産債及の部	流動負債	1,278
	固定負債	135,367
	株主資本	36,104
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,104
	その他利益剰余金	26,104
	（うち当期純利益）	(1,167)
	合計	172,750

第21期決算公告　令和８年６月10日

福岡市博多区冷泉町１番１号

株式会社ＳＨＤ

代表取締役　小川八寿子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,983
	固定資産	1,204,914
	繰延資産	870
	合計	1,274,768
負純資産債及の部	流動負債	39,656
	固定負債	663,110
	株主資本	572,002
	資本金	10,000
	利益剰余金	562,002
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	560,802
	（うち当期純損失）	(1,015)
	合計	1,274,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

福岡県久留米市大石町二六五番地の八

（甲）丸三商事株式会社

代表取締役　大澤　成行

福岡県久留米市大石町二六五番地八

（乙）株式会社字母長

代表取締役　笠　　晃

第５期決算公告

令和８年６月10日

福岡県久留米市大石町265番地８

株式会社字母長

代表取締役　笠　　晃

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,000
	合計	40,000
負純資産債及の部	流動負債	0
	株主資本	39,999
	資本金	40,000
	利益剰余金	△0
	その他利益剰余金	△0
	（うち当期純利益）	(―)
	合計	40,000

第74期決算公告

令和８年６月10日

福岡県久留米市大石町265番地の８

丸三商事株式会社

代表取締役　大澤　成行

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	243,779
	固定資産	146,109
	合計	389,889
負純資産債及の部	流動負債	94,908
	固定負債	77,242
	株主資本	217,739
	資本金	40,000
	利益剰余金	177,739
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	156,739
	（うち当期純損失）	(64,901)
	合計	389,889

決　算　公　告

令和８年６月10日　兵庫県姫路市駅前町27番地

エミス株式会社

代表取締役　吉岡　一博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,317,617	流動負債	114,018
固定資産	4,127,824	固定負債	3,809,845
		株主資本	1,521,578
		資本金	86,400
		資本剰余金	4,230
		資本準備金	4,230
		利益剰余金	1,430,948
		利益準備金	21,600
		その他利益剰余金	1,409,348
		（うち当期純利益）	（72,679）
資産合計	5,445,441	負債・純資産合計	5,445,441

第29期決算公告

令和８年５月26日　札幌市北区北９条西３丁目１番地１

イワタニ北海道株式会社

代表取締役社長　松本　和人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,675,822	流動負債	1,962,708
固定資産	2,710,019	（賞与引当金）	（87,600）
		固定負債	1,472,754
		（役員退職慰労引当金）	（7,556）
		（退職給付引当金）	（122,798）
		株主資本	2,950,379
		資本金	100,000
		資本剰余金	58,111
		利益剰余金	2,792,268
		利益準備金	35,000
		その他利益剰余金	2,757,268
		（うち当期純利益）	（317,118）
資産合計	6,385,841	負債・純資産合計	6,385,841

第70期決算公告

2026年６月10日　東京都千代田区神田和泉町１番地

YKK AP株式会社

代表取締役社長　魚津　　彰

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	197,889	流動負債	130,587
固定資産	354,447	賞与引当金	14,562
有形固定資産	120,114	その他	116,025
無形固定資産	16,504	固定負債	191,267
投資その他の資産	217,827	退職給付引当金	27,676
		その他	163,590
		負債合計	321,855
		株主資本	216,164
		資本金	14,000
		資本剰余金	67,208
		資本準備金	67,208
		利益剰余金	134,956
		その他利益剰余金	134,956
		評価・換算差額等	14,316
		その他有価証券評価差額金	11,686
		繰延ヘッジ損益	2,630
		純資産合計	230,481
資産合計	552,336	負債・純資産合計	552,336

損益計算書の要旨（2025年４月１日から2026年３月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	433,299	経常利益	5,028
売上原価	295,846	特別利益	1
売上総利益	137,452	特別損失	1,112
販売費及び一般管理費	130,402	税引前当期純利益	3,917
営業利益	7,050	法人税、住民税及び事業税	3,413
営業外収益	2,204	法人税等調整額	△ 1,104
営業外費用	4,226	当期純利益	1,608

第107期決算公告

2026年６月10日　埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢11番地

日酸ＴＡＮＡＫＡ株式会社

代表取締役社長　長堀　正幸

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,547	流動負債	8,211
固定資産	4,388	役員賞与引当金	10
有形固定資産	2,829	その他	8,201
無形固定資産	66	固定負債	944
投資その他の資産	1,492	退職給付引当金	853
		その他	91
		負債合計	9,155
		株主資本	7,591
		資本金	1,220
		資本剰余金	1,786
		資本準備金	1,780
		その他資本剰余金	6
		利益剰余金	4,584
		利益準備金	162
		その他利益剰余金	4,422
		評価・換算差額等	190
		その他有価証券評価差額金	190
		純資産合計	7,781
資産合計	16,936	負債・純資産合計	16,936

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	19,886	特別利益	2
売上原価	15,553	特別損失	65
売上総利益	4,333	税引前当期純利益	466
販売費及び一般管理費	3,816	法人税、住民税及び事業税	190
営業利益	517	法人税等調整額	32
営業外収益	46	当期純利益	242
営業外費用	33		
経常利益	530		

第85期決算公告

2026年６月９日　東京都中央区日本橋本町三丁目２番８号

関東化学株式会社

代表取締役社長　野澤　　学

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	49,794	流動負債	17,098
固定資産	31,229	賞与引当金	804
		その他	16,294
		固定負債	4,243
		退職給付引当金	1,796
		役員退職慰労引当金	23
		その他	2,423
		負債合計	21,341
		株主資本	58,086
		資本金	100
		資本剰余金	4,109
		資本準備金	1,209
		その他資本剰余金	2,900
		利益剰余金	53,876
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	53,626
		評価・換算差額等	1,595
		その他有価証券評価差額金	1,595
		純資産合計	59,682
資産合計	81,023	負債・純資産合計	81,023

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	57,349	経常利益	9,308
売上原価	41,613	特別利益	9
売上総利益	15,735	特別損失	97
販売費及び一般管理費	9,559	税引前当期純利益	9,220
営業利益	6,176	法人税、住民税及び事業税	2,154
営業外収益	3,148	法人税等調整額	99
営業外費用	15	当期純利益	6,966

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円、資本準備金の額を二十一億五千四百四十五万七千七百九十四円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月十日

大阪市福島区野田六丁目二番三九号

セッツ株式会社

代表取締役社長　大前　敏和

第216期決算公告

令和８年６月10日

大阪市福島区野田六丁目２番39号

セッツ株式会社

代表取締役社長　大前　敏和

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,859
	固定資産	3,564
	資産合計	8,424
負債及び純資産の部	流動負債	1,980
	（うち賞与引当金）	(85)
	（うち役員賞与引当金）	(3)
	固定負債	564
	（うち退職給付引当金）	(508)
	負債合計	2,545
	株主資本	5,818
	資本金	310
	資本剰余金	2,154
	資本準備金	2,154
	利益剰余金	3,354
	利益準備金	188
	その他利益剰余金	3,166
	（うち当期純利益）	(231)
	評価・換算差額等	59
	その他有価証券評価差額金	59
	純資産合計	5,878
	負債・純資産合計	8,424

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十日であり、株主総会の決議は令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

東京都港区西新橋三丁目二五番八号

株式会社ＲｅｅＮＴ

代表取締役　森野常太郎

第５期決算公告

令和８年６月10日

東京都港区西新橋３丁目25番８号

株式会社ＲｅｅＮＴ

代表取締役　森野常太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	59,895
	合計	59,895
負債及び純資産の部	流動負債	1,212
	株主資本	58,682
	資本金	95,225
	資本剰余金	89,925
	資本準備金	89,925
	利益剰余金	△126,467
	その他利益剰余金	△126,467
	（うち当期純損失）	(27,724)
	合計	59,895

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継しましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲の株主総会は令和八年六月七日に終了し、乙の社員総会は令和八年六月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

岩手県花巻市北湯口第一八地割六番地

株式会社八坂

代表取締役　北村　朋典

岩手県花巻市北湯口第一五地割七八番地

（甲）株式会社八坂

代表取締役　北村　朋典

（乙）合同会社キタイチ

代表社員　鎌田　直樹

第15期決算公告

令和８年６月10日

岩手県花巻市北湯口第８地割６番地

株式会社八坂

代表取締役　北村　朋典

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	74,546
	固定資産	9,174
	合計	83,720
負債及び純資産の部	流動負債	4,387
	固定負債	3,545
	株主資本	75,788
	資本金	8,950
	利益剰余金	66,838
	利益準備金	8,950
	基盤強化準備金	50,000
	その他利益剰余金	7,888
	（うち当期純利益）	(18,752)
	合計	83,720

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一五〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十二日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一二番七号

株式会社沖縄県不動産会館

代表取締役　宮城　康

第39期決算公告　令和８年６月10日

沖縄県那覇市泉崎一丁目12番７号

株式会社沖縄県不動産会館

代表取締役　宮城　康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	105,799,042
	固定資産	174,808,432
	資産合計	280,607,474
負債及び純資産の部	流動負債	4,502,023
	固定負債	3,553,600
	株主資本	272,551,851
	資本金	225,000,000
	利益剰余金	49,951,851
	その他利益剰余金	49,951,851
	（うち当期純利益）	(3,047,633)
	自己株式	△2,400,000
	負債・純資産合計	280,607,474

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運送事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十日

沖縄県中頭郡西原町字小橋川九〇番地の一

（甲）株式会社沖東交通

代表取締役　東江　一成

沖縄県浦添市前田一丁目一四番一四号

（乙）株式会社グランド交通

代表取締役　名嘉　恵子

第41期決算公告　令和８年６月10日

沖縄県中頭郡西原町字小橋川90番地の１

株式会社沖東交通

代表取締役　東江　一成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	554,267,874
	固定資産	746,924,652
	資産合計	1,301,192,526
負債及び純資産の部	流動負債	625,264,815
	固定負債	570,324,391
	株主資本	105,603,320
	資本金	95,000,000
	資本剰余金	17,950,000
	資本準備金及び資本剰余金	17,950,000
	利益剰余金	△7,346,680
	その他利益剰余金	△7,346,680
	（うち当期純利益）	(122,447,353)
	負債・純資産合計	1,301,192,526

第66期決算公告　令和８年６月10日

沖縄県浦添市前田１丁目14番14号

株式会社グランド交通

代表取締役　名嘉　恵子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	36,774,988
	固定資産	33,842,425
	資産合計	70,617,413
負債及び純資産の部	流動負債	67,773,154
	固定負債	54,795,655
	株主資本	△51,951,396
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△61,951,396
	利益準備金	1,555,100
	前期繰越利益	△77,405,933
	繰越利益剰余金	13,899,437
	（うち当期純損失）	(2,452,871)
	負債・純資産合計	70,617,413